

令和元年度業務実績等報告書

資料編

令和2年6月



独立行政法人環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

< 1.公害健康被害の補償に関する業務 >

(資料_補償 1) 公害健康被害補償制度の概要	1
(資料_補償 2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	2
(資料_補償 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	2
(資料_補償 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	3
(資料_補償 4) 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等	4
(資料_補償 5-①) オンライン申告セミナー開催のご案内	6
(資料_補償 5-②) オンライン申告セミナーに関するアンケート	7
(資料_補償 6) 2019 年度汚染負荷量賦課金 申告説明・相談会での対応について	9
(資料_補償 7-①) 旧第一種地域被認定者数の年度別推移	10
(資料_補償 7-②) 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移	10
(資料_補償 8) 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	11
(資料_補償 9-①) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域)	12
(資料_補償 9-②) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域)	13

< 2.公害健康被害の予防事業に関する業務 >

(資料_予防 1) 調査研究の評価方法について	14
(資料_予防 2) 第 12 期環境保健分野、環境改善分野調査研究概要等	15
(資料_予防 3) 令和元年度 研修事業実施状況	17
(資料_予防 4) 令和元年度 知識の普及事業実施状況	18
(資料_予防 5) 令和元年度 ソフト 3 事業等実施状況	19
(資料_予防 6) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査 及び事業改善に向けた検討状況	20
(資料_予防 7) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告－抜粋－ (令和元年度本格調査結果－中間報告－)	21
(資料_予防 8) 公害健康被害予防基金債券運用状況	23
(資料_予防 9) 意見交換を実施した団体	24

< 3.民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業） >

（資料_地球 1） 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2019 年度）	25
（資料_地球 2） 2019 年度事後評価（書面評価） 結果	40
（資料_地球 3） 2019 年度助成金分野別件数内訳	44
（資料_地球 4） 地球環境基金助成金の推移	46
（資料_地球 5） 2020 年度地球環境基金助成金 交付要望審査に当たっての重点配慮事項	49
（資料_地球 6） 2020 年度地球環境基金助成金応募アンケート集計（抜粋）	51
（資料_地球 7） 令和元年度研修・講座等実施状況	55
（資料_地球 8） 地球環境基金造成状況	56

< 4.ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 >

（資料_PCB1） ポリ塩化ビフェニル（PCB） 廃棄物処理基金の概要	57
-------------------------------------	----

< 5.維持管理積立金の管理 >

（資料_維持 1） 維持管理積立金制度の概要	59
------------------------	----

< 6.石綿による健康被害の救済に関する業務 >

（資料_石綿 1） 申請書等の受付状況と認定等状況（令和元年度）	60
（資料_石綿 2） 審査中の案件に係る状況（令和元年度）	63
（資料_石綿 3） 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和元年度）	64
（資料_石綿 4） 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 （法施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの累計）	65
（資料_石綿 5） 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和元年度）	66
（資料_石綿 6） 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 （法施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの累計）	67
（資料_石綿 7） 認定等に係る処理日数（令和元年度）	68
（資料_石綿 8） 保健所説明会等実績（令和元年度）	70
（資料_石綿 9） 救済給付の支給件数・金額（経年変化） （平成 18 年度～令和元年度）	71
（資料_石綿 10） 被認定者等アンケート概要（令和元年度）	72
（資料_石綿 11） 主な広報実績（令和元年度）	74
（資料_石綿 12） ホームページアクセス数（令和元年度）	77
（資料_石綿 13） 窓口相談・無料電話相談件数（令和元年度）	78
（資料_石綿 14） 学会等におけるセミナー実績（令和元年度）	79

< 7.環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務） >
（資料_推進 1）環境研究総合推進費 令和 2 年度新規課題公募要領（抜粋版）・・・ 80
（資料_推進 2）環境研究総合推進費 令和 2 年度新規採択研究課題・・・ 85

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（資料_共通 1）予算と決算の対比、経費削減及び効率化目標との関係・・・ 89
（資料_共通 2）令和元年度独立行政法人環境再生保全機構
調達等合理化計画の実績及び自己評価・・・ 90

第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（資料_共通 3-①）簡潔に要約された財務諸表（法人全体）・・・ 93
（資料_共通 3-②）財務情報 主要な財務データの経年比較・・・ 95
（資料_共通 4）運用方針について・・・ 96

第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

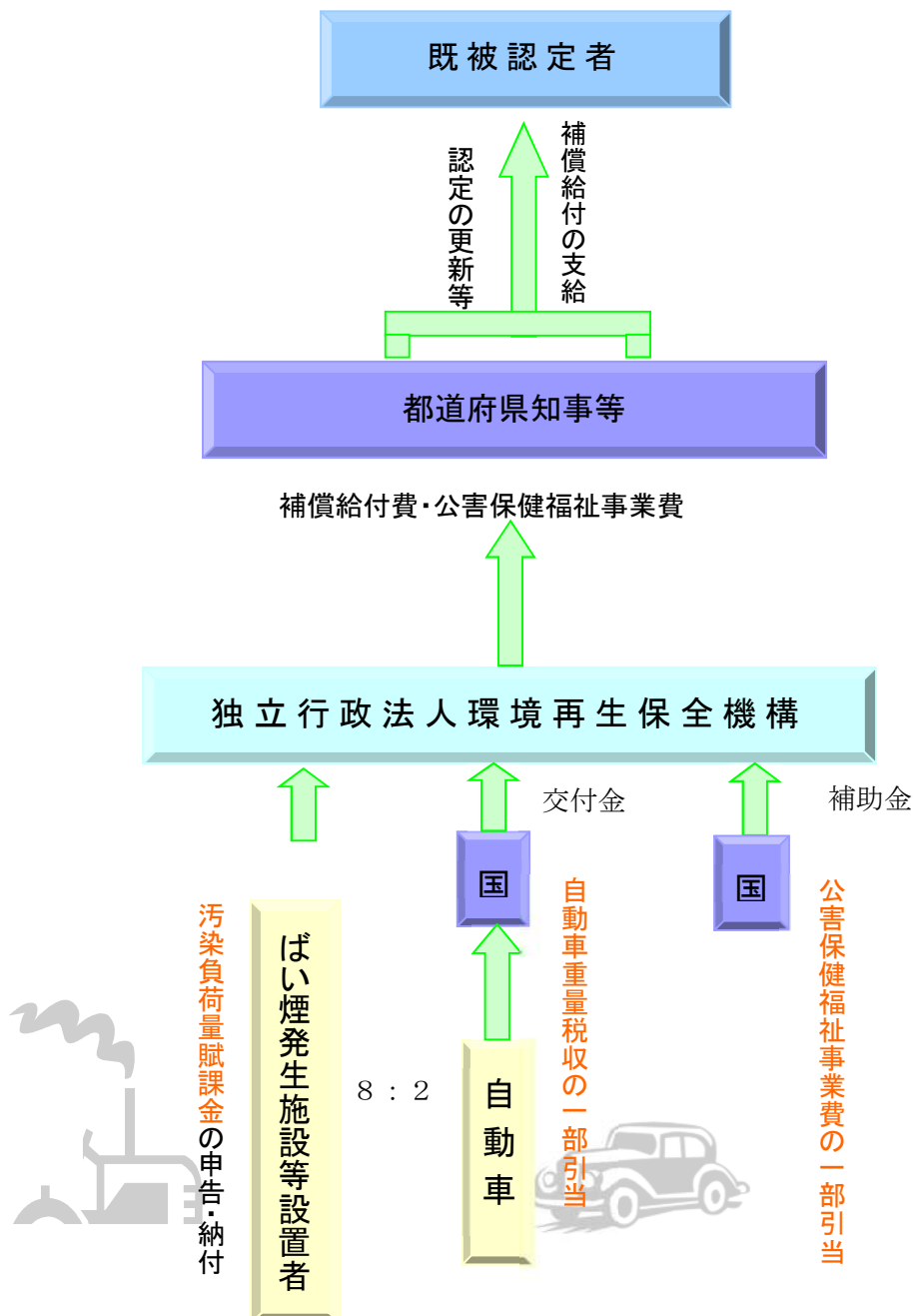
（資料_共通 5）内部統制の推進に関する組織体制（H27.9～）・・・ 98
（資料_共通 6）2019 年度環境配慮のための実行計画・・・ 99
（資料_共通 7）2020 年度環境配慮のための実行計画・・・ 104

参考資料

第 4 期中期目標・第 4 期中期計画・令和元年度計画・・・ 109

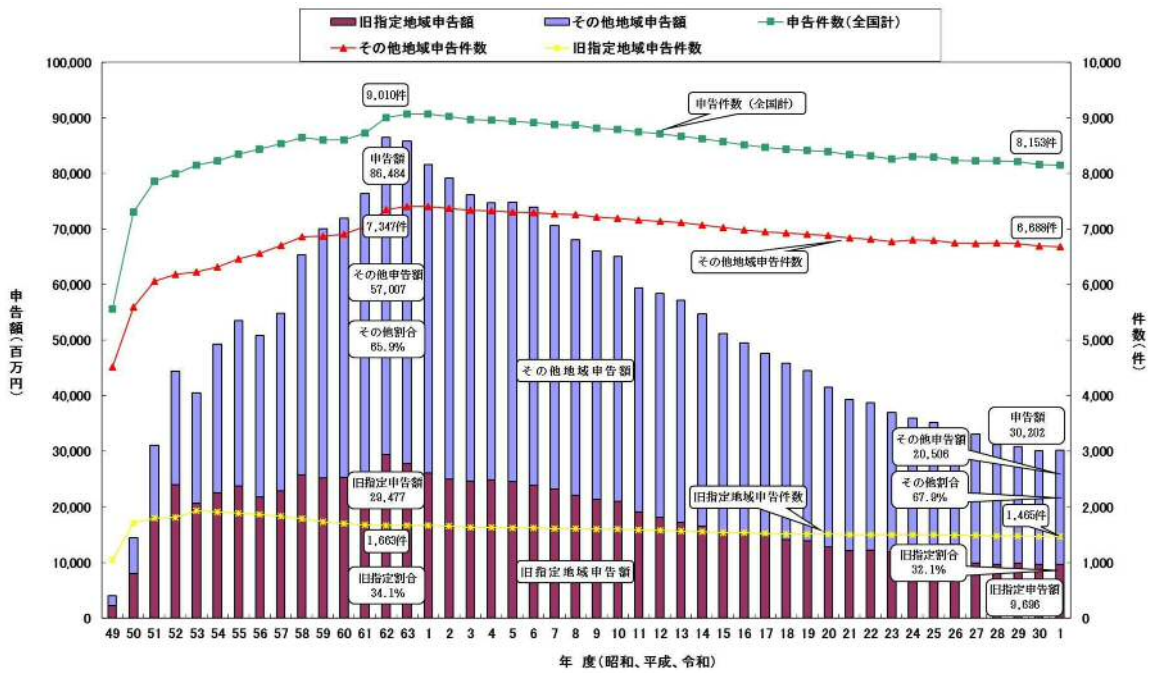
公害健康被害補償制度の概要

- [制度の発足] 昭和 49 年 9 月（昭和 63 年 3 月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
- なお、昭和 63 年 3 月の制度改正により旧第一種地域（41 地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46 県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]



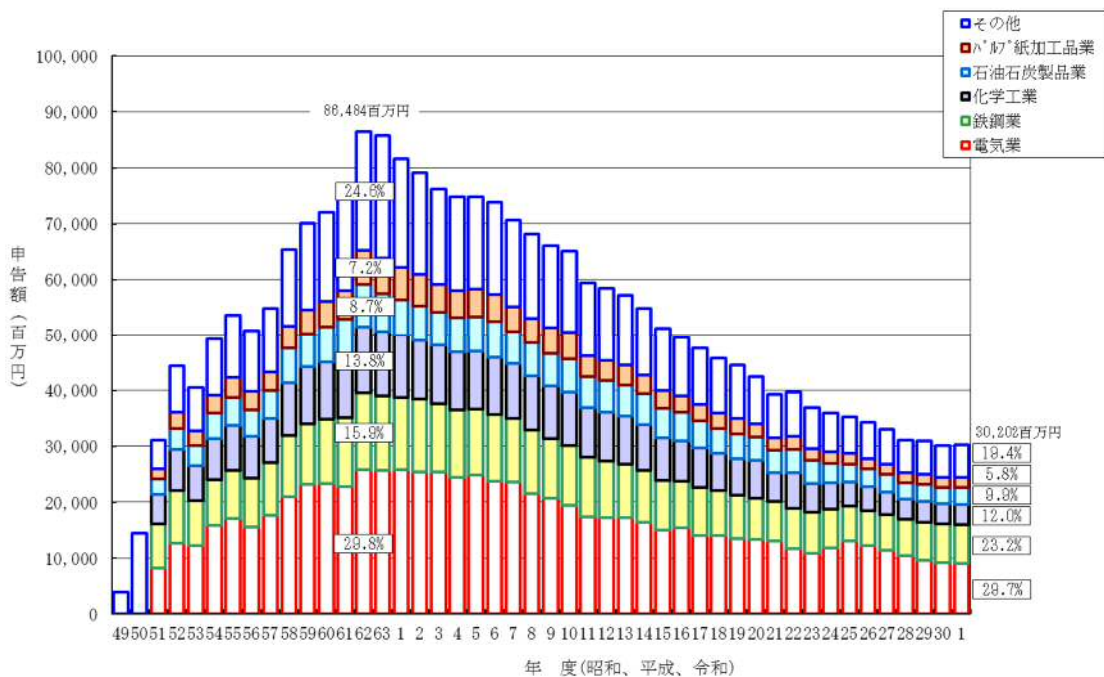
資料_補償2-①

汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



資料_補償2-②

汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位：件、千円)

区 分	平成30事業年度		令和元事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	505	3,400,944	503	3,335,533
青森	97	249,442	97	284,511
岩手	111	194,310	111	193,233
宮城	133	240,540	132	245,381
秋田	108	273,338	108	235,681
山形	78	112,509	78	121,693
福島	143	781,732	144	762,464
茨城	214	1,349,940	213	1,438,855
栃木	160	168,716	159	170,687
群馬	132	162,396	132	163,839
埼玉	282	181,065	282	184,840
千葉	274	1,202,715	273	1,220,863
東京都	659	693,971	661	696,757
神奈川県	401	1,363,862	402	1,383,117
新潟	177	412,256	177	413,311
富山	120	291,025	120	259,740
石川	64	39,474	64	39,618
福井	67	165,760	68	160,251
山梨	47	16,961	47	17,192
長野	127	87,799	127	88,961
岐阜	151	252,376	150	243,558
静岡県	331	514,300	331	497,627
愛知県	600	3,040,662	601	3,027,196
三重	162	1,032,999	162	1,041,824
滋賀	108	118,776	108	119,883
京都	126	94,205	126	103,374
大阪	547	984,545	545	996,255
兵庫県	390	971,170	390	968,772
奈良	65	33,689	65	33,758
和歌山	73	454,644	73	438,274
鳥取	35	86,625	35	88,612
島根	63	96,133	63	98,264
岡山	187	2,330,860	186	2,326,173
広島	189	1,375,770	189	1,328,266
山口	150	1,193,048	150	1,226,176
徳島	55	198,089	55	200,955
香川	70	545,908	69	543,461
愛媛	94	691,461	94	723,476
高知	38	75,281	38	59,137
福岡	270	1,296,342	270	1,294,743
佐賀	60	140,368	60	147,064
長崎	64	469,148	64	527,696
熊本	102	111,931	102	110,329
大分	91	1,356,444	91	1,384,877
宮崎	70	554,442	70	560,078
鹿児島	89	284,582	89	233,393
沖縄	61	429,747	61	454,307
計	8,140	30,122,298	8,135	30,194,053
過年度分	16	17,862	18	8,018
合計	8,156	30,140,160	8,153	30,202,071

(注) 1. 平成30年度の数値は平成31年3月末、令和元年度の数値は令和2年3月末の数値である。
2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,135 件のうち 249 件（3.1%）の端数処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

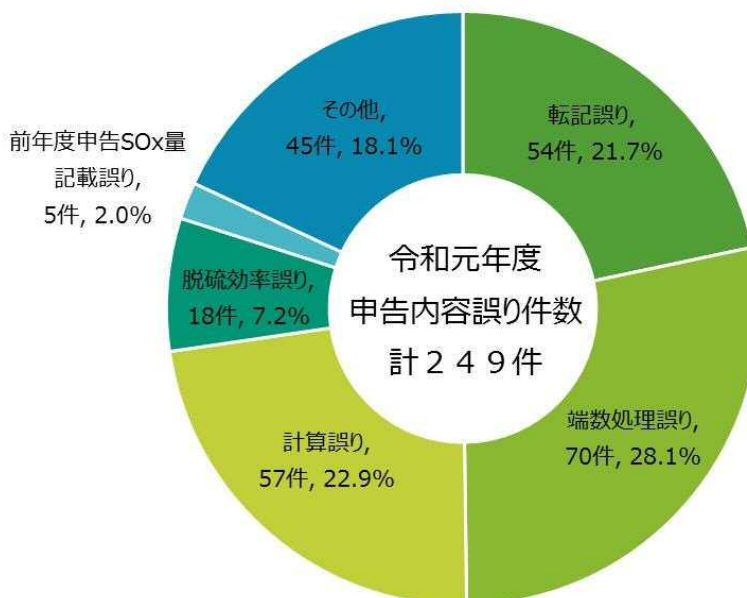
申告書等の審査結果

	審査件数	備 考
申 告 書	8,135 件	
名称等変更決議	345 件	* 1
申告書送付先変更決議	297 件	* 2
納付義務者判定決議	86 件	合併・譲渡・会社分割等 による納付義務者判定

* 1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

* 2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

令和元年度申告内容誤り件数



2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

令和元年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

事前に判明した確認等が必要な内容	要確認件数	%
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	8	4.1
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	5	2.5
③ 施設の漏れの可能性	79	40.1
④ 燃料、焼却物の漏れの可能性	83	42.1
⑤ 加重平均の内容に疑義	1	0.5
⑥ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	4	2.0
⑦ 水分補正の疑義	2	1.0
⑧ 算定様式の変更検討	3	1.5
⑨ 申告書類作成方法の指導	8	4.1
⑩ その他	4	2.1
合 計	197	100.0

注) 本表の要確認件数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(99事業所)とは一致しない。

3. 実地調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

令和元年度実地調査における指導内容

指導内容	指導件数	%
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	20	9.3
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	7	3.3
③ 加重平均の適用誤り	9	4.2
④ 施設の申告漏れ	12	5.6
⑤ 燃原料の申告漏れ	36	16.8
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	4	1.9
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	8	3.7
⑧ 算定様式の適用誤り	1	0.5
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	8	3.7
⑩ 水分補正の誤り	5	2.3
⑪ 非常用発電機等申告漏れ	53	24.8
⑫ その他	51	23.9
合 計	214	100.0

注) 本表の指導件数は、事業所によっては複数の指導内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(99事業所)とは一致しない。

2019年8月8日

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

「オンライン申告セミナー」開催のご案内

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたって、納付義務者の皆様方の事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンライン申告を推奨しております。

そこで、オンライン申告の利便性を理解してもらうため、オンライン申告セミナーを別紙のとおり開催いたします。

すでにオンライン申告をご利用の事業所様で、新たに申告書類を作成するご担当になられた方も含め、多くの方々にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

○オンライン申告セミナーの開催

セミナーでは、事前登録から Excel 雛型ファイルの入手、申告ファイルの作成及び申告データの送信までをパソコンを使って体験いただけます（所要時間 2 時間程度）。

開催地が決まっている 16 地域（札幌・盛岡・仙台・宇都宮・土浦・東京・川崎・横浜・静岡・名古屋・大阪・神戸・岡山・広島・北九州・福岡）へのご参加、その他のエリアでの開催のご要望など、別紙のアンケートにて、ご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、セミナーへの参加は無料です（交通費のみご負担下さい）。

また、下記のオンライン申告のメリットをご理解いただき、2020 年度汚染負荷量賦課金の申告では、是非ともオンラインによる申告をご検討下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○オンライン申告のメリット

1. 事前登録しているので、申告をする際、押印の必要がありません。
申告用に作成した Excel 雛型ファイルをオンライン申告システムからアップロードするだけで、申告書類の提出が完了します。申告期間中（4/1～5/15）は 24 時間いつでも申告することができます。
2. Excel 雛型ファイルには自動計算機能、入力チェック機能がありますので、入力漏れ、端数処理などの記入誤りを防ぐことができます。
3. 既に機構に登録されている申告情報を Excel 雛型ファイルに取り込んでダウンロードしますので、入力の負担が大幅に軽減されます。
4. 翌年度の算定様式雛型ファイルを 11 月 1 日からダウンロードすることができます。
5. 名称等変更届出書を押印なしでオンライン申告システムから提出できます。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構 補償業務部



0120-135-304

（平日 9:30～18:00）

オンライン申告セミナー 参加申込書兼アンケート

【送信先】 独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部 業務課行

FAX 044-520-2133

メール宛先

h-question@erca.go.jp

上記宛先に FAX 又はメールにて申込みください。8月22日(木)までに提出いただければ幸いです。

※申込書は機構ホームページにも掲載しております。https://www.erca.go.jp/fukakin

【参加をご希望される方の情報】

賦課金番号		納付義務者名	
事業場名		参加者氏名	
連絡先(TEL)			
連絡先(メールアドレス)			

オンライン申告セミナーに関するアンケート

アンケートのご協力をお願い申し上げます。 ※参加を希望されない場合、アンケートのご提出は不要です。

1. オンライン申告セミナーへのご参加について

 すでに決定している会場での参加希望 (下記2.に回答下さい) 下記2.以外で参加希望 (・都道府県: _____ ・希望曜日: _____ 曜日 _____ ・希望時刻 _____ 時～)

※ご参加の希望が多い地域で所在地等を踏まえて開催いたします

2. すでに決定している以下の25会場の中で、ご参加可能なものについてご回答下さい (複数回答可)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 横浜会場 (9月2日(月) 14時～) | <input type="checkbox"/> 宇都宮会場 (9月6日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 名古屋会場 (9月13日(金) 10時～) | <input type="checkbox"/> 名古屋会場 (9月13日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 東京会場① (9月20日(金) 10時～) | <input type="checkbox"/> 東京会場① (9月20日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 東京会場② (11月22日(金) 10時～) | <input type="checkbox"/> 東京会場② (11月22日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 大阪会場① (9月27日(金) 10時～) | <input type="checkbox"/> 大阪会場① (9月27日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 大阪会場② (11月1日(金) 10時～) | <input type="checkbox"/> 大阪会場② (11月1日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 岡山会場 (10月3日(木) 14時～) | <input type="checkbox"/> 広島会場 (10月4日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 神戸会場 (10月10日(木) 10時～) | <input type="checkbox"/> 神戸会場 (10月10日(木) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 川崎会場 (10月16日(水) 10時～) | <input type="checkbox"/> 川崎会場 (10月16日(水) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 土浦会場 (10月18日(金) 14時～) | <input type="checkbox"/> 札幌会場 (10月25日(金) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 静岡会場 (11月8日(金) 14時～) | <input type="checkbox"/> 仙台会場 (11月14日(木) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 盛岡会場 (11月15日(金) 14時～) | <input type="checkbox"/> 福岡会場 (11月28日(木) 14時～) |
| <input type="checkbox"/> 北九州会場 (11月29日(金) 14時～) | ※ 各会場の詳細は次ページをご覧ください。 |

ご協力いただき、誠にありがとうございました。ご回答を取りまとめまして、後日ご案内等をさせていただきます。

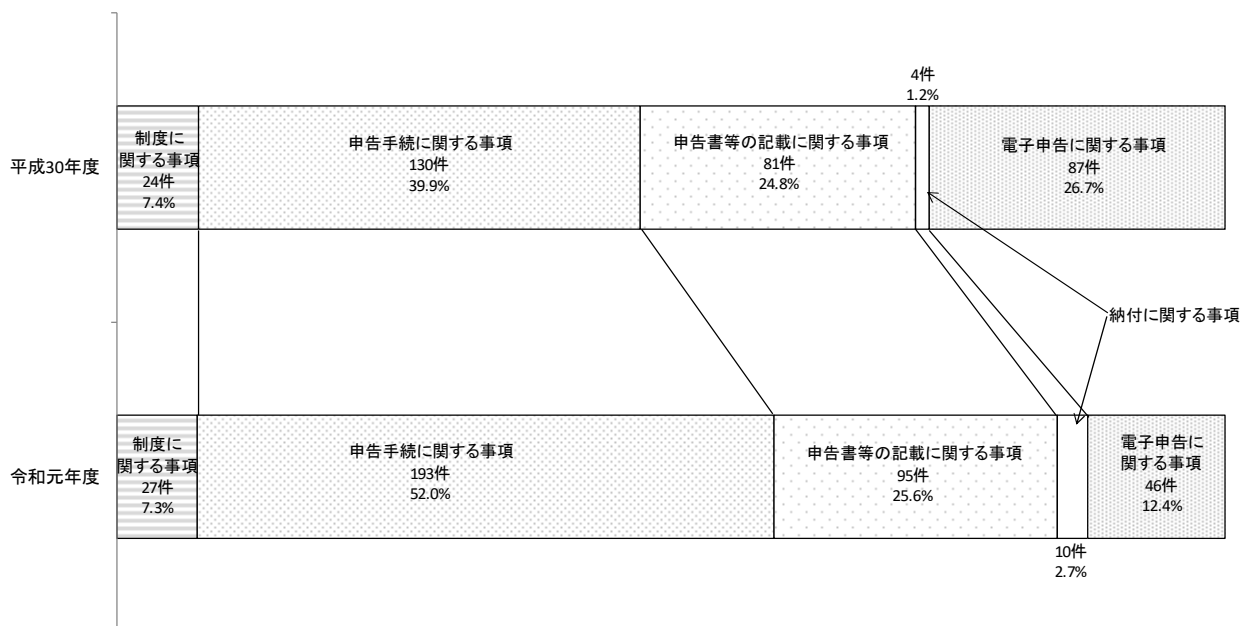
各会場の開催場所及び最寄り駅

- 横浜会場 【開催場所】 横浜商工会議所（横浜市中区山下町）
【最寄り駅】 JR 関内駅・みなとみらい線日本大通り駅
- 宇都宮会場 【開催場所】 T K P 宇都宮カンファレンスセンター（宇都宮市駅前通り）
【最寄り駅】 JR 宇都宮駅
- 名古屋会場 【開催場所】 A P 名古屋（名古屋市中区）
【最寄り駅】 JR・近鉄線名古屋駅
- 東京会場 【開催場所】 T K P 東京駅セントラルカンファレンスセンター（千代田区）
【最寄り駅】 JR 東京駅
- 大阪会場 【開催場所】 A P 大阪梅田東（大阪市北区）
【最寄り駅】 JR 大阪駅または阪急線梅田駅
- 岡山会場 【開催場所】 岡山商工会議所（岡山市北区）
【最寄り駅】 JR 岡山駅よりバス（厚生町商工会議所）
- 広島会場 【開催場所】 広島商工会議所（広島市中区）
【最寄り駅】 JR 広島駅より路面電車（原爆ドーム前）またはバス（原爆ドーム前）
- 神戸会場 【開催場所】 神戸商工会議所 本部（神戸市中央区港島中町）
【最寄り駅】 ポートライナー 市民広場駅
- 川崎会場 【開催場所】 環境再生保全機構（川崎市幸区）
【最寄り駅】 JR 川崎駅
- 土浦会場 【開催場所】 ホテル アルファ・ザ・土浦（茨城県土浦市）
【最寄り駅】 JR 土浦駅
- 札幌会場 【開催場所】 A C U - Y（読売北海道ビル）（札幌市中央区）
【最寄り駅】 JR 札幌駅
- 静岡会場 【開催場所】 静岡駅前会議室（静岡市葵区）
【最寄り駅】 JR 静岡駅
- 仙台会場 【開催場所】 仙都会館（仙台市青葉区）
【最寄り駅】 JR 仙台駅
- 盛岡会場 【開催場所】 盛岡商工会議所（盛岡市清水町）
【最寄り駅】 JR 盛岡駅
- 福岡会場 【開催場所】 福岡商工会議所（福岡市博多区）
【最寄り駅】 JR 博多駅または地下鉄空港線祇園駅
- 北九州会場 【開催場所】 北九州商工会議所（北九州市小倉区）
【最寄り駅】 JR 小倉駅または北九州都市モノレール小倉線平和通駅

令和元年度 汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について

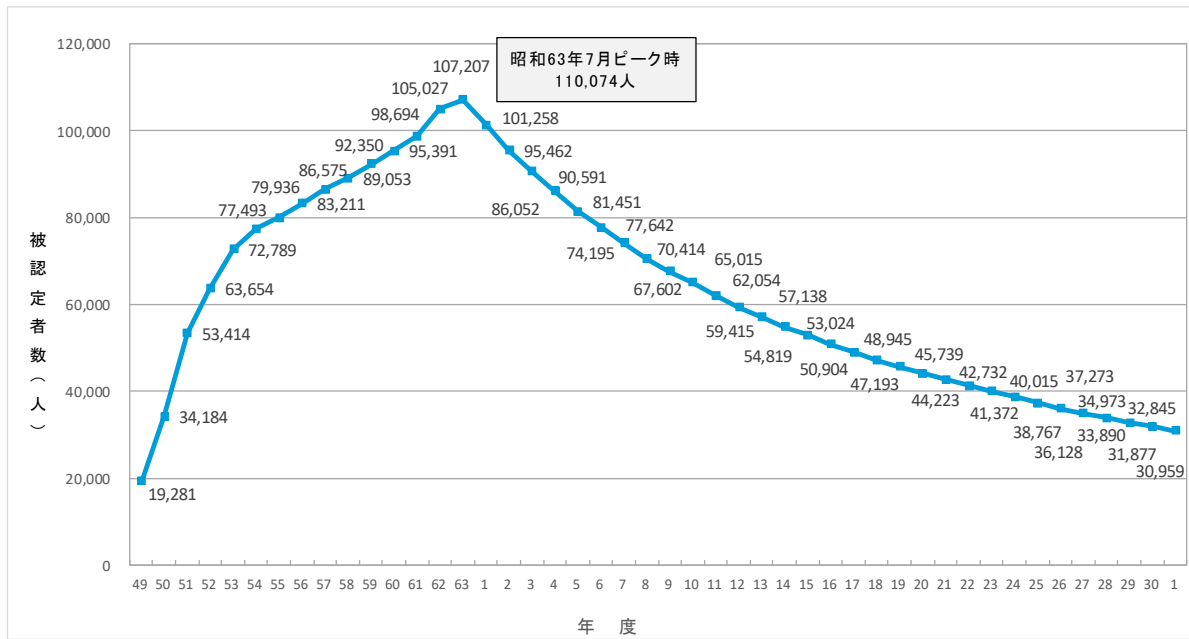
1. 納付義務者に対しては、全国 150 商工会議所 103 会場において、4 月に申告納付説明・相談会を実施した。
2. 申告納付説明・相談会では、納付義務者からの相談及び質問事項等 (371 件) に対し、きめ細かな対応を行った。
3. 説明会での主な質問等
 - ・ 公害健康被害補償制度はいつまで続くのか。
 - ・ 施設を廃止したが、申告・納付義務はあるのか。
 - ・ 過去分はいつまで払わなければならないのか。
 - ・ 燃原料の硫黄分が 0 であっても申告は必要か。
 - ・ 電子申告等を行う者が変更になった場合の手続は。
 - ・ 今後の賦課料率の推移の見込みは。

納付義務者からの相談・質問等の内訳



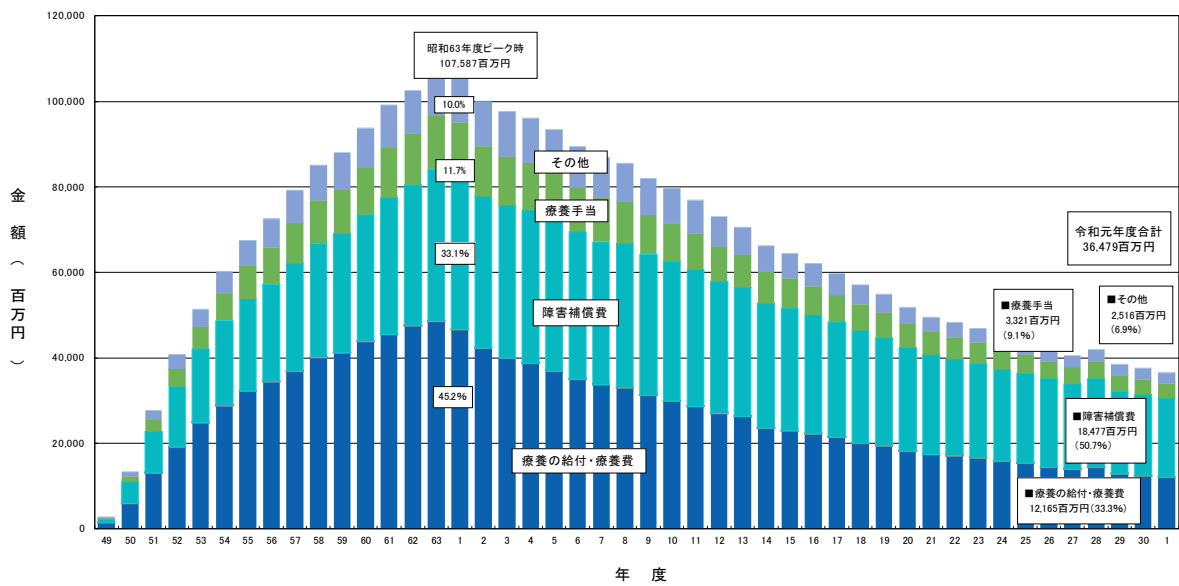
資料_補償7-①

旧第一種地域被認定数の年度別推移

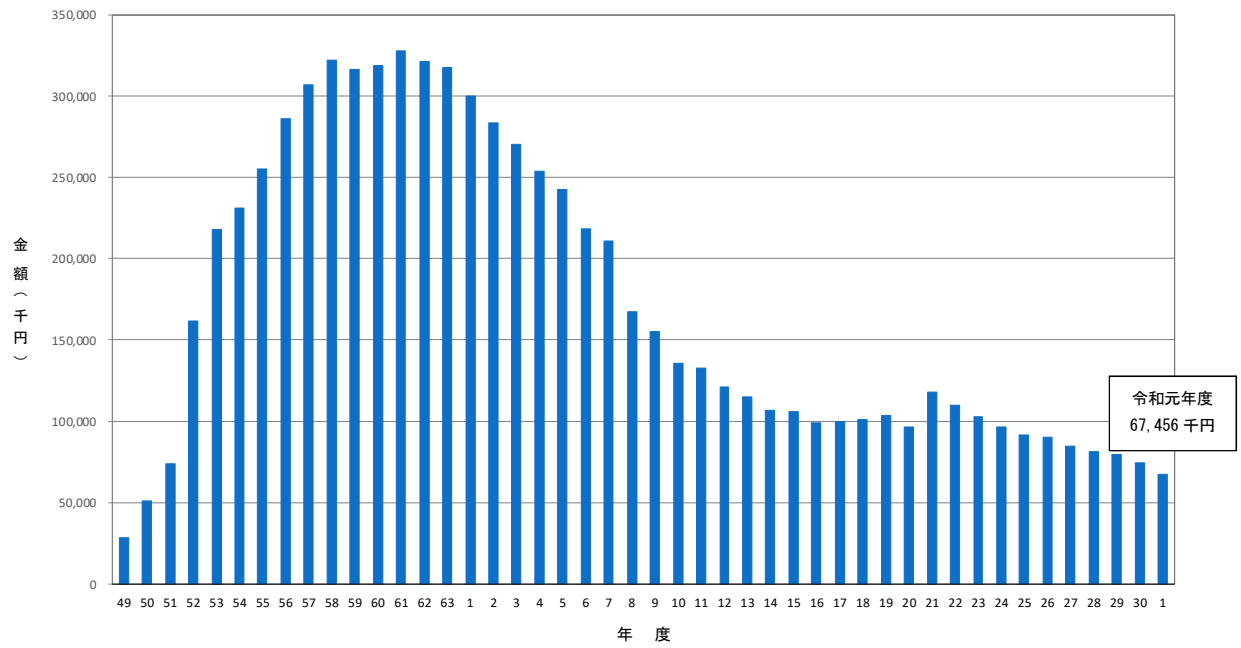


資料_補償7-②

旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移



旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



資料_補償9-①

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）

（単位：千円、％）

区 分	平成30事業年度		令和1事業年度		対前年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	37,557,537	100.0	36,478,815	100.0	97.1
療養の給付及び療養費	12,447,496	33.1	12,165,041	33.3	97.7
障害補償費	18,958,612	50.5	18,476,899	50.7	97.5
遺族補償費	1,641,099	4.4	1,636,171	4.5	99.7
遺族補償一時金	901,654	2.4	753,077	2.1	83.5
児童補償手当		—		—	—
療養手当	3,452,776	9.2	3,320,803	9.1	96.2
葬祭料	155,899	0.4	126,824	0.3	81.4
公害保健福祉事業費	74,706		67,456		90.3
納付対象総事業費	(99,629)	100.0	(89,962)	100.0	90.3
リハビリテーション事業費	(11,385)	11.4	(9,556)	10.6	83.9
転地療養事業費	(11,048)	11.1	(11,656)	13.0	105.5
療養用具支給事業費	(0)	0.0	(11)	0.0	—
家庭療養指導事業費	(38,328)	38.5	(28,381)	31.5	74.0
インフルエンザ予防接種費用助成事業	(38,868)	39.0	(40,358)	44.9	103.8
計	37,632,243		36,546,271		—

（注）1 構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているため、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）

（単位：千円、％）

区 分	平成30事業年度		令和1事業年度		対前年度 比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	57,050	100.0	52,300	100.0	91.7
療養の給付及び療養費	11,772	20.6	9,054	17.3	76.9
障害補償費	38,462	67.4	36,786	70.3	95.6
遺族補償費	0	0.0	0	0.0	—
遺族補償一時金	0	0.0	0	0.0	—
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	6,816	11.9	6,460	12.4	94.8
葬祭料	0	0.0	0	0.0	0.0
公害保健福祉事業費	2,769		1,968		71.1
納付対象総事業費	(3,693)	100.0	(2,627)	100.0	71.1
リハビリテーション事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	—
療養用具支給事業費	(0)	0.0	(170)	6.5	—
家庭療養指導事業費	(3,693)	100.0	(2,457)	93.5	66.5
計	59,819		54,268		—

（注）1 構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているもので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

調査研究の評価方法について

1. 評価の区分

事前評価 : 調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価 : 各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する中間評価。

事後評価 : 調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとめ次第実施する。

2. 評価軸

各項目に係る評価は、基準となるA～Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

A: 大変優れている(5点)、B: 優れている(4点)、C: 普通(3点)、

D: やや劣っている(2点)、E: 劣っている(1点)

評 価 軸		事前 評価	年度 評価	事後 評価	
個 別 の 評 価 軸	環境保健及び大気環境改善対策の推進 への貢献度	○		○	
	研究成果 目標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	研究内容の独自性		○		○
社会・経済に対する貢献度		○		○	
総合評価		○	○	○	

※全体評価 : 令和元年度評価では個別の評価軸2項目と総合評価の平均

第12期(令和元年度)環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
<p>3分野7課題について採択</p> <p>分野Ⅰ 小児・成人ぜん息に関する調査研究</p> <p>1. 小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討</p> <p>2. 高齢者を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定</p> <p>分野Ⅱ COPDに関する調査研究</p> <p>1. COPD患者の自己管理と重症化予防</p> <p>2. 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価</p> <p>分野Ⅲ 気管支ぜん息・COPDの動向等に関する調査研究</p> <p>1. 気管支ぜん息の動向等</p>	<p>「小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討」(東海大学 望月 博之)</p> <p>・乳幼児(3歳以下)におけるぜん息のハイリスク児の選択法を確立させ、有意義な早期介入法・フォローアップ指導法を作成し、さらに高齢者等にも応用する。</p> <p>「高齢者を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定」(国立病院機構東京病院 鈴木 真穂)</p> <p>・高齢者ぜん息の実態調査を行い、的確な医療を提供するための効果的な治療・指導方法を策定する。</p> <p>「COPD身体活動性関与因子の詳細分析と目標値設定に基づく自己管理法の構築」(国立病院機構和歌山病院 南方 良章)</p> <p>・COPD患者の身体活動性を評価し、各指標の特徴を抽出するとともに、関連因子の中から医療介入に反応しうる因子を抽出することで治療ターゲットの明確化を目指す。</p> <p>「喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価」(昭和大学 相良 博典)</p> <p>・加熱式たばこを含む喫煙環境がCOPD、AC O及びフレイルに与える影響について実態調査と客観的評価手法の確立を目指す。</p> <p>1. ①「ライフサイクルから考えるぜん息の長期予後と寛解・増悪に関わる因子の解明に関する研究」(国立病院機構三重病院 藤澤 隆夫)</p>	<p>3. 4</p> <p>3. 9</p> <p>3. 9</p> <p>3. 3</p> <p>4. 1</p>

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
	<ul style="list-style-type: none"> ・治療時期、背景及び年齢が異なる5つのコホートを対象としたぜん息の予後調査を実施して、これらの症例をレジストリーに登録し、前向き研究の基礎を作る。 	4. 6
2. 乳幼児ぜん息の一次予防に向けた適切な乳幼児健診のあり方の検討	<p>1. -②「表現型別のぜん息増悪因子の同定と長期予後の解析-非2型炎症を有するぜん息病態の検討を含めて-」(帝京大学 長瀬 洋之)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期の経過とその経過に関連する因子について、非2型炎症にも注目して表現型別に明らかにし、介入可能な因子についてぜん息の表現型別に指導指針を策定する。 <p>「乳幼児健診から探索するぜん息発症の関連因子の同定及び予防への応用」(国立成育医療研究センター 山本 貴和子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診に来院する保護者を対象に気管支ぜん息の発症に関連するリスク因子を同定する質問票を作成し、研究で明らかになったリスク因子・予防因子の解説書及び健診で配布するパンフレットを作成する。 	2. 6

令和元年度環境改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	事前評価 (全体評価)
1課題について採択		
1. 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	<p>「大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究」(一般社団法人 環境情報科学センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国、欧州、中国・韓国の光化学オキシダントに係る対策の実態を明らかにするとともに、諸外国の各対策について、我が国の地方公共団体への適用可能性について検討する。 	3. 4

令和元年度 研修事業実施状況

コース名	実施場所	実施時期	受講者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ソフト3事業基礎研修	東京	令和元年6月21日	21人	21人	100.0%	21人	100.0%
ソフト3事業研修	兵庫	令和元年7月18日～ 19日	21人	21人	100.0%	21人	100.0%
保健指導研修	大阪	令和元年9月12日～ 13日	67人	65人	97.0%	65人	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	大阪	令和元年10月31日 ～11月1日	97人	95人	97.9%	95人	100.0%
環境改善研修	東京	令和元年12月2日 ～3日	69人	69人	100.0%	61人	88.4%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	福岡	令和元年12月9日 ～10日	56人	55人	98.2%	54人	98.2%
計			331人	326人	98.5%	317人	97.2%

※ソフト3事業研修と保健指導研修については研修生の所属上長を対象として追跡アンケート調査を実施し、次のとおりの結果となった。

コース名	実施場所	実施時期	対象者数	追跡アンケート調査の結果			
				評価者回答数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ソフト3事業基礎研修	東京	令和元年6月21日	21人	21人	100.0%	20人	95.2%
ソフト3事業研修	兵庫	令和元年7月18日 ～19日	18人	18人	100.0%	18人	100.0%
保健指導研修	大阪	令和元年9月12日 ～13日	59人	59人	100.0%	59人	100.0%
計			98人	98人	100.0%	97人	99.0%

令和元年度 知識の普及事業実施状況

1. ぜん息・COPD 電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成31年4月1日～ 令和2年3月31日 月～土(年末年始及び祝日を除く)	10時～17時	専門医又は看護師	1,026件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
1,026人	768人	74.9%	759人	98.8%

2. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
令和2年2月7日(金)	【東京】一ツ橋ホール	703人	554人	78.8%	539人	97.3%

令和元年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施地方 公共団体 数	実施状況		金額 (千円)	
環 境 保 健 事 業	ソ フ ト 3 事 業	健康相談事業	43	参加人数(人)	32,818	87,282
				家庭訪問指導(人)	416	
				ピークフローメーター(個)	30	
				ネブライザー(台)	91	
	健康診査事業	25	スクリーニング参加人数(人)	78,799	106,834	
			機能訓練事業	33	参加人数(人)	20,080
	ピークフローメーター(個)	563				
	小 計			参加人数(人)	131,697	319,777
	附帯事業					41,380
	医療機器等整備 (助成)事業		1	施設数	1	1,045
小 計					362,202	
環 境 改 善 事 業	計画作成事業		1	事業数	1	5,250
	大気浄化植樹 (助成)事業		1	植樹面積(m ²)	79.7	414
	小 計					5,664
事務連絡等経費					1,131	
合 計					368,997	

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金約2億円も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD
電話相談事業など機構自らが実施する事業

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査
及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一様式による調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施してきたところだが、今年度より調査項目の整理を行い、利用者負担軽減のための項目の削減と、地方公共団体の要望による項目の追加を行った。

①参加した事業に対する評価、②行動変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者及び家族の QOL の変化、⑤事業対象者本人のコントロール状況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握した。

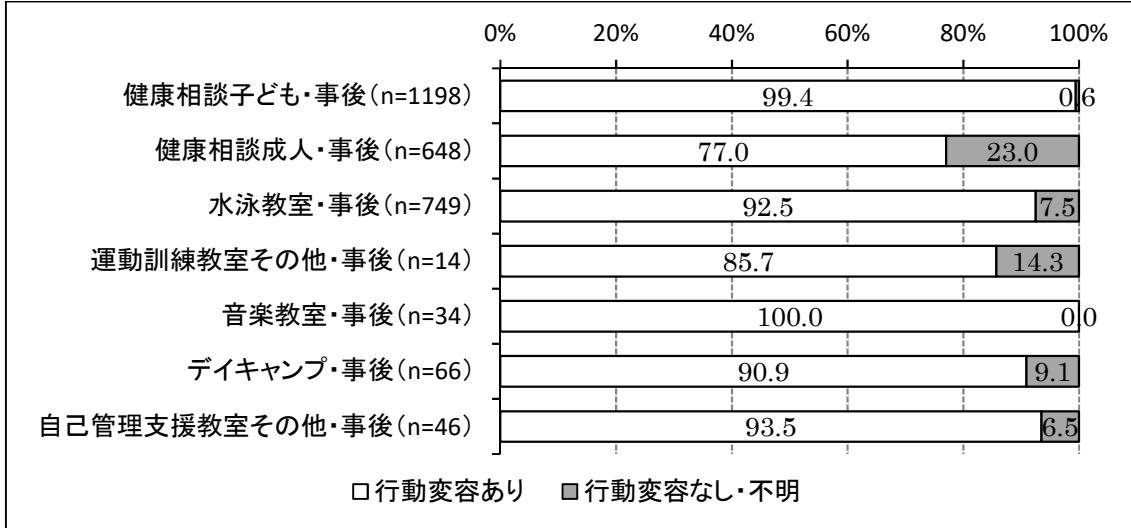
また、5月には「ソフト3事業の効果的な実施のための連絡会議」を開催し、ソフト3事業が昨今の地域住民ニーズに真に即したものとなるために、多方面にわたる環境調査やニーズ調査を行い、有用な情報や先進的な事例を共有し、取り纏めた報告書を配布することで、これまで以上に有用性の高い事業の実施を推進する。

		21年度～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度～	
事業評価	効果の測定把握	事業効果の測定・把握調査 (機構が入力、集計)		見直し後の助成事業 メニューの実施					
			システムを活用した調査の実施 (地方公共団体が入力集計)						
		ソフト3事業の全体評価			全体評価・個別評価				
効果向上	評価手法の検討	定量的な評価手法の検討 (評価指標の設定)	個別事業の評価手法の検討				調査票の内容の見直し	改訂後の調査票による調査	
	事業実施状況の把握	事業実施方法・事業内容の整理(実施状況アンケート)		事業実施状況の把握					
	グッドプラクティスの抽出・周知	事業企画・運営の参考となる情報の提供(事例集の製作・配布)			企画立案の支援(事例集の改訂・配布)				
					情報提供の充実 (地方公共団体による好事例の発表)				
	集計システムの開発・提供	事業効果を把握評価するシステムの開発提供	システムの活用(機構、地方公共団体)						
	その他		調査結果の活用促進、事業の普及啓発等の推進						
検討会		(各年2回開催)	(1回開催)	(2回開催)	(3回開催)	(1回開催)	(3回開催)		
						ソフト3事業を取り巻く環境等の調査・分析		効果的な実施のための情報提供	

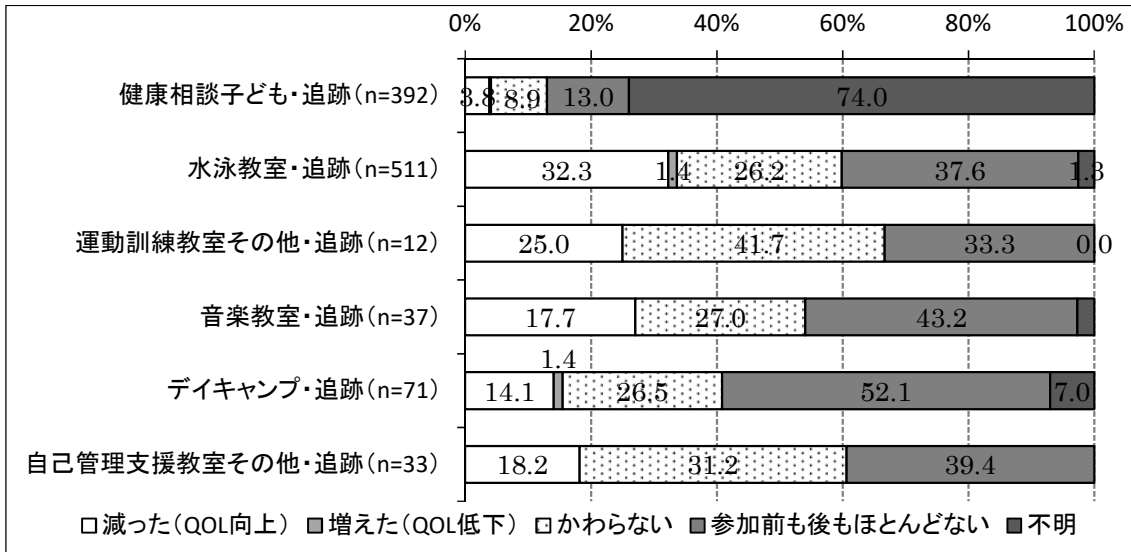
ソフト3事業全体の効果の向上

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 — 抜粋 —
 (令和元年度本格調査結果 — 中間報告 —)
 (平成31年4月1日～令和2年3月末までの回収データを集計)

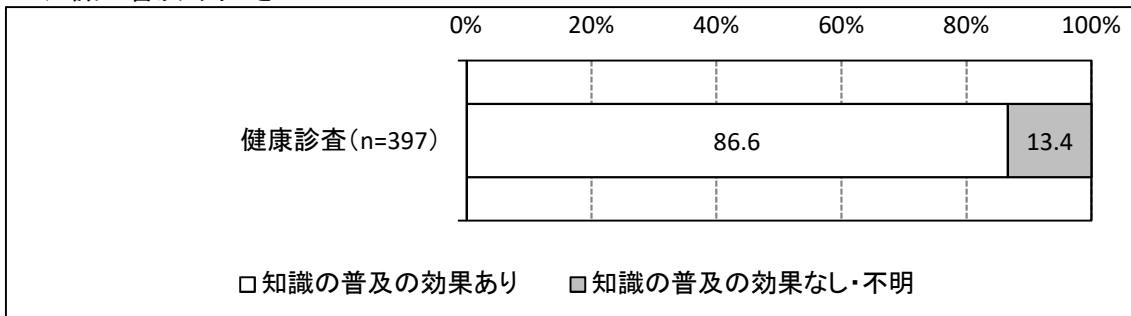
1. 行動変容



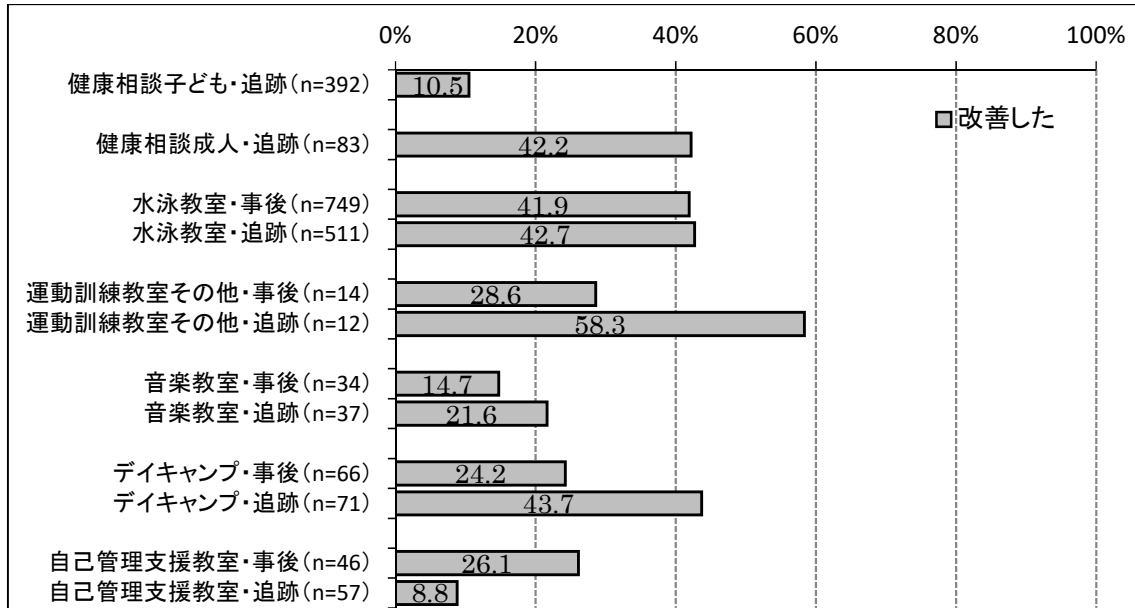
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 2019年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘柄	購入額	表面利率
第52回 東京瓦斯	100	0.486
第74回 三井物産第2回	200	0.590
日清製粉グループ本社	200	0.560
日本生命 2019 基金流動化株式会社第1回無担保社債	200	0.250
明治安田生命 2019 基金特定目的会社第1回特定社債	200	0.290
三菱UFJ フィナンシャルグループ 21 回劣後社債	200	0.290
東京電力パワーグリッド株式会社第30回社債 (一般担保)	200	0.580
東京電力パワーグリッド株式会社第31回社債 (一般担保)	200	0.980
東京電力パワーグリッド株式会社第32回社債 (一般担保)	500	1.280
株式会社みずほフィナンシャルグループ (劣後)	400	0.538
社債計	2400	
合計	2400	

2. 債券別運用状況(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円、%)

	平均残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	9,486	21.06	168	1.770
地方債	2,037	4.52	27	1.330
政府関係機関債	21,996	48.84	227	1.031
社債	11,517	25.57	68	0.593
合計	45,035	100	490	1.088

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

意見交換を実施した団体

本中期目標期間中に、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体、及びぜん息・COPD の予防や健康回復に資する活動に取り組むNPO法人等、次表の団体と意見交換を行った。

団体名	開催日
全国公害患者の会連合会	令和元年 12 月 20 日
公益財団法人 公害地域再生センター	
公益財団法人 水島地域環境再生財団	
NPO アレルギー児を支える全国ネット(アラジーポット)	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	
認定 NPO 法人 日本アレルギー友の会	
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(エパレク)	
NPO 法人 相模原アレルギーの会	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター(J-BREATH)	

助成事業に関するフォローアップ調査結果(2019年度)

I フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、2015年度から2017年度までの3年間継続して助成を受けた53団体(ひろげる助成:50団体、復興支援助成:2団体、プラットフォーム助成:1団体)に対し実施し、全ての団体から調査票を回収した。(表1)

表1 調査団体数 及び 回収団体数

調査団体数	回収団体数	回収率
53	53	100%

II 助成を受けて行った活動について

1) 活動の継続実施の有無

「地球環境基金の助成を受けて行った活動は現在も維持していますか」という質問に対し、「継続している」と回答した団体は53団体中43団体(81.1%)であった。(表2)

継続している団体の割合は、昨年の調査結果(82.6%)と同水準であった。

表2 活動の継続実施の有無

区 分	対象団体数 53件	
	件 数	構成比
a. 継続している	43	81.1%
b. 継続していない	10	18.9%

また、「継続していない」と回答した10団体の理由は以下のとおりであった。

区分	件数
a.活動の目的を達成した。	4件
d.運営体制に問題があり、実施できなかった。	2件
e.資金不足のため実施できなかった。	2件
f.その他	2件

(「その他」の具体的な回答)

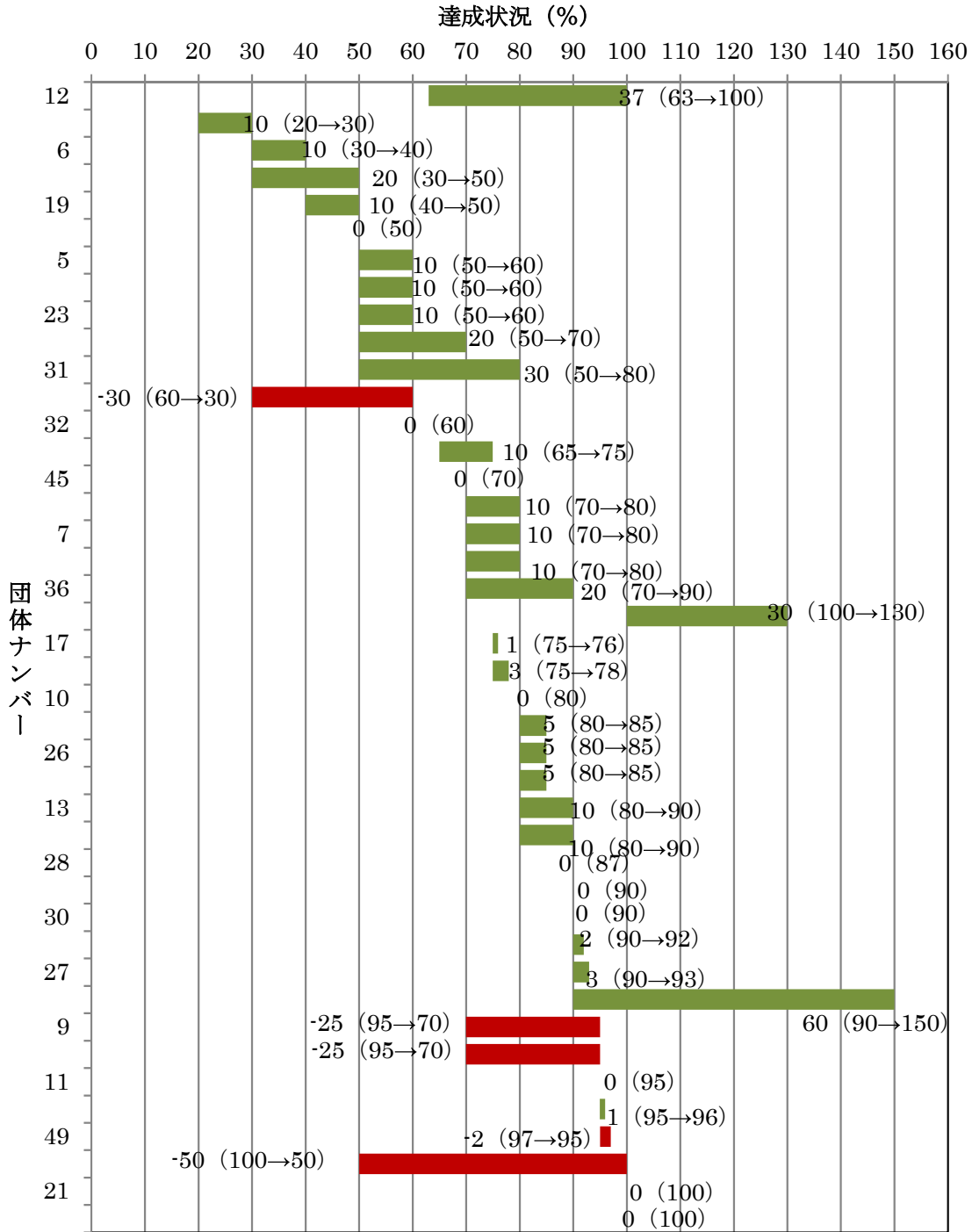
- ① 実施地域の社会状況が変化したため、後援・協働団体らと検討し、今後の状況を静観中。
- ② 全く同じ内容の活動は一旦終了したが、助成活動期間に見えてきた課題を踏まえて発展させた類似プロジェクトを新たに開始しており、その中で3年間の助成活動中に達成できなかった点を引き続きフォローアップしている。

このことから、「継続していない」と回答した団体のうち、「a.活動の目的を達成した」を回答した4件を対象から差し引いたところ、87.7% (43 団体/49 団体)であった。

2) 活動の達成状況について

「助成活動終了時と現時点の上位目標の達成状況」についての質問への回答は以下のとおりであった。(表3)

表3 助成活動終了時と現時点の達成状況



達成状況の変化 (助成終了後→1年経過 (現在))

3) 活動の志向について

活動を継続している43団体を対象とした、「地球環境基金の助成を受けて行った活動について、貴団体はどちらを志向していますか」という質問への回答は次ページのとおりであった。(表4)

表4 助成活動の志向について

回答項目	対象団体数 43件	
	件数	構成比
a. 現在の活動規模を拡大する	26	60.5%
b. 現在の活動規模を維持する	17	39.5%

「現在の活動規模を拡大する」と答えた団体数は、「現在の活動規模を維持する」と回答した団体数よりやや多かった。

4) 活動の継続実施の規模について

- ① 活動を継続している43団体を対象とした、「活動の規模は、どのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表5)

また、その回答結果について、上記2)による現在の活動規模に対する志向(拡大または維持)別の内訳を調べた。

表5 活動の継続実施の規模

回答項目	対象団体数 43件			
	件数	構成比	活動の志向について	
			うち「拡大」	うち「維持」
a. 縮小した	10	23.3%	2	8
b. 変わらない	12	27.9%	6	6
c. 拡大した	21	48.8%	18	3
			26	17

「変わらない」または「拡大した」と回答した団体は43件中33件あり、計76.7%の団体が助成を受けた期間と同程度以上の活動規模を維持している。この割合は、昨年の調査結果(84.2%)をやや下回った。

② 「拡大した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下のとおりであった。(抜粋)

- ・ 若者の参加を得るための大学との連携が形になった
- ・ 全国へ展開する活動を行っている
- ・ 関係をもった自治協議会との信頼関係があり、協働事業化がスムーズになった
- ・ 協力関係ができ、海外からスピーカーを招聘してセミナー・イベントを実施するようになった
- ・ 奈良市市民共同発電所補助制度の創設と実行
- ・ 参加団体の地域での活動の質の向上および活発化、団体間のネットワークの拡大
- ・ インストラクター養成講座を引き続き開催し、新たな人材を確保した
- ・ 事業を通じて、環境省との意見交換等が頻度高く継続して実施されている
- ・ 活動参加者が大幅に増えた

③ 「縮小した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下のとおりであった。

- ・ 新たな植樹を現在行っていないが、植樹した苗木の世話と再植は継続している。
- ・ 活動回数の減少
- ・ 国際会議参加・能力開発講座の大幅減少
- ・ 活動実施地域の減少
- ・ 未実施の活動あり

5) 活動の継続実施の規模(活動人数)について

活動を継続している 43 団体を対象とした、「活動人数は、どのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表6)

なお、活動人数の変化は、助成を受けて行った活動に直接係わる常勤スタッフ、非常勤スタッフとボランティアスタッフの合計人数で見ることとした。

また、その回答結果について、2)による現在の活動規模に対する志向(拡大または維持)別の内訳を調べた。

表6 活動の継続実施の規模(活動人数)

回答項目	対象団体数 43 件			
	件数	構成比	活動の志向について	
			うち「拡大」	うち「維持」
a. 減少した	9	20.9%	4	5
b. 変わらない	22	51.1%	12	10
c. 増加した	12	27.9%	10	2
			26	17

「変わらない」と回答した団体数が 22 件と最も多く、「増加した」と合わせて約 8 割の団体が

助成終了時の人員を維持または増加していることがわかった。

さらに「減少した」9 団体のうち、常勤スタッフと非常勤スタッフの減少が見られた 7 団体が回答した、スタッフの種類別の人数の変化は以下のとおりである。

表7 職員人数が減少した団体の内訳変化

団体名	2017年(平成29年)		2019年(平成31年)	
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員
団体 A	0人	16人	0人	6人
団体 B	1人	2人	1人	1人
団体 C	2人	1人	1人	0人
団体 D	1人	3人	0人	1人
団体 E	2人	2人	2人	1人
団体 F	2人	1人	1人	0人
団体 G	3人	4人	0人	1人

6) 活動の継続実施の規模(資金)について

① 資金の変化

活動を継続している 43 団体を対象とした、「資金ではどのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表8)

また、その回答結果について、2)による現在の活動規模に対する志向(拡大または維持)別の内訳を調べた。

表8 活動の継続実施の規模(資金)

回答項目	対象団体数 43 件			
	件数	構成比	活動の志向について	
			うち「拡大」	うち「維持」
a. 減少した	24	55.8%	10	14
b. 変わらない	9	20.9%	8	1
c. 増加した	10	23.3%	8	2
			26	17

「変わらない」と「増加した」と回答した団体が合わせて 44.2%と「減少した」と回答した団体を下回った。また、昨年度の調査結果(68.4%)を下回った。

② 総収入の増減

活動を継続している 43 団体の資金の変化を、助成終了後の収入(2017年(平成29年))と2019年度予算の総収入で見ることとした。ただし、資金の変化が「減少した」と回答した 24 団体のうち

1 団体において、2019 年度の資金は未定の故、回答が具体的に得られなかった。(表9)

表9 総収入の増減

内 訳	対象団体 43 件	
	件数	構成比
a. 1000 万円以上の減少	0	0%
b. 100 万円以上 1000 万円未満の減少	20	46.5%
c. 100 万円未満の減少	3	7.0%
d. 変わらない	9	20.9%
e. 100 万円未満の増加	1	2.3%
f. 100 万円以上 1000 万円未満の増加	6	14.0%
g. 1000 万円以上の増加	3	7.0%
未定(減少)	1	2.3%

「減少した」の回答は 24 団体で最も多かった。「100 万円以上 1000 万円未満の減少」と回答した 20 団体について、減少が大きかった財源の種類は、助成金・補助金が 17 件、会費が 1 件、事業収入が 1 件、内訳不明が 1 件であった。

総収入の減少は、助成金の終了によるものと示唆された。

一方、総収入の変わらないと回答された 8 団体について詳しく調査したところ、7 団体から具体的に以下のような回答が得られた。

- ・ 助成金が減って、寄付金・事業収入が増えた。寄付金は、企業の寄付キャンペーンへの参加と個人寄付が増加。事業収入は、若者支援団体との連携事業、企業の社会貢献活動コーディネート費用で増加。
- ・ 「事業収入」「個人寄付」「企業・団体からの事業への協賛金」で補っており、この増収入は助成活動の成果だけとは限りませんが、密接に関連していると考えている。
- ・ 地域でやっていた「キノコ生産事業」を M&A した。
- ・ 林野庁からの業務委託事業を獲得した。
- ・ 会員制度を取り入れたため、会費が増加。
- ・ 茨城市の委託費やみどりの基金から助成金を獲得している。
- ・ 活動資金の構成比については大きく変化なし。補助金については、地球環境基金の助成金枠が、花博自然環境助成などの補助金を財源としている。

更に、総収入の増加と回答された 10 団体について詳しく調査したところ、以下のような回答が得られた。

- ・ コンサベーション・アライアンス・ジャパンから助成金を獲得しました。
- ・ 地球環境基金助成金の増額。
- ・ 委託事業による事業収入の年間変動が大きいですが、全体的には増収。
- ・ パリ協定の実施と脱炭素、自然エネルギー100%の実現について広くアピールし、収入増加につながった。
- ・ 2019年度は参加者の増加を見込んでいる。
- ・ ふるさと納税による寄付収入は増加。現時点でモリング商品の販売額は上昇傾向にある。
- ・ 会員数が増え、会費は増収の見込み。自主事業の出張林業教室を新たに開発したり、新たな企業との授業を開発したりする予定なので、事業収入は増加の見込み。
- ・ 活動地における調査研究委託や JFE の廃棄物利用に関する研究委託を新たに受託した。
- ・ 経済産業省『『未来の教室』実証事業』を新規事業として獲得している。
- ・ セブンイレブン記念財団、岐阜県国際交流センター、岐阜県環境管理センターからの助成金を獲得した。事業収入としては、①講座参加費 ②事業受託費(研修受け入れなど) ③フェアトレード&地産地消みずのわの売り上げ(イベント売り上げも含む)がある。

③ 活動規模の縮小及び拡大と、活動人数及び資金の増減との関係性

3 ページ 4)①のとおり、活動規模が縮小した 10 団体及び拡大した 21 団体について、活動人数及び資金の増減との関係性についてまとめた。(表10)(表11)

表10 活動規模が縮小した団体 活動人数と資金の増減

	活動規模が縮小した 10 団体			
活動人数	減少	維持	維持	増加
資金	減少	減少	維持	増加
団体数	5	3	1	1

活動規模が縮小した団体は、活動人数と資金が減少している傾向がある。

表11 活動規模が拡大した団体 活動人数と資金の増減

	活動規模が拡大した 21 団体							
活動人数	増加	増加	増加	維持	維持	維持	減少	減少
資金	増加	維持	減少	増加	維持	減少	維持	減少
団体数	3	3	3	5	2	2	2	1

活動規模が拡大した団体は、活動人数と資金が増加または維持している傾向がある。

- ④ さらに、表9をうけて、活動人数減少や活動資金減少にもかかわらず、活動規模が拡大した9団体について、これまでの回答結果の共通点について調査した。

活動人数が減少した中でも活動規模が拡大した3団体

対象団体	主な要因
団体 A	他団体とのネットワークの構築ができた。
団体 B	他団体とのネットワークの構築ができた。
団体 C	海外活動地地域のステークホルダーが主体となっているため、活動が自立している。

活動資金が減少した中でも活動規模が拡大した5団体

対象団体	主な要因
団体 A	助成活動で構築されたネットワークを生かし、出費を減少することができた。
団体 B	教育・研修事業について助成金を活用した成果をもとに収益事業の増加を目指している。
団体 C	活動の成果により、耕作放棄地の所有者や地域住民との協働が生まれ、機材や消耗品の費用が大幅に減らすことができた。
団体 D	予算上では、多少の減少を想定しているが、助成活動によって、団体内での経験や知見の蓄積による活動効率、効果の向上、またコミュニティ内での活動の認知度の増加によるものである。
団体 E	活動の成果を踏まえ、2018年度奈良市市民共同発電所補助事業が予算化や新たな助成金の獲得に成功することができ、助成金の収入金額としては減少を見込んでいたが、活動に広がったと認識している。

7) 助成終了後の現在の財源について

活動を継続している43団体において、助成活動終了後の現在の主な財源は、以下のとおりであった。(表12)

表12 助成終了後の現在の主な財源について(複数回答可)

回答項目	件数	対象団体数に対する割合
f. 事業収入	24	55.8%
d. 寄付金	22	51.2%
e. 会費	21	48.8%
b. 地球環境基金	16	37.2%
c. 民間財団等の助成金	14	32.6%
g. その他	7	16.3%
a. 国の補助金	2	4.7%

また、「その他」と回答した7団体のうち、5団体から具体的に以下のような回答が得られた。(各1件)

- ・ 地方自治体の助成金
- ・ 行政からの依頼
- ・ 基本財産運用収入
- ・ 物品販売による収入
- ・ 市の委託事業

8) 助成活動の波及効果について

活動を継続している43団体において、助成活動の波及効果(活動の成果または協働の成果)については、以下のとおりであった。(表13)

表13 助成活動の波及効果について(複数回答可)

回答項目	対象団体数 43 件			
	件数	対象団体数 に対する率	うち活動 の成果	うち協働 の成果
f. 他団体等とのネットワークが構築された。	33	76.7%	11(33.3%)	22(66.7%)
e. 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。	24	55.8%	19(79.2%)	5(20.8%)
k. 活動への参加者が増えた。もしくは、パンフレット等配布物の配布数が増えた。	21	48.9%	12(57.1%)	9(42.9%)
a. 組織が成長し、活動地域においてNPOの中のつなぎ役になった。もしくは、リーダー的存在になった。	17	39.5%	10(58.8%)	7(41.2%)
l. メディアに掲載された。	17	39.5%	13(76.5%)	4(23.5%)
c. 助成活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった。	14	32.6%	8(57.1%)	6(42.9%)
i. 地域の環境保護(保全)システムづくりに貢献した。	13	30.2%	6(46.2%)	7(53.8%)
g. 行政の政策に具体的な提言をし実現させた。	10	23.3%	5(50.0%)	5(50.0%)
b. 組織が成長し、受託事業が増えた。もしくは、地域のための業務が増えた。	9	20.9%	3(33.3%)	6(66.7%)
d. 助成活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された。	9	20.9%	5(55.6%)	4(44.4%)
m. 表彰を受けた。	7	16.3%	4(57.1%)	3(42.9%)
n. その他	5	11.6%	5(100%)	0

j. 環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した。	4	9.3%	1(25.0%)	3(75.0%)
h. 法令や条例等の制定や改正に貢献した。	1	2.3%	1(100%)	0
o. 特になし	0			

また、「その他」と回答した5団体のうち、4団体から具体的に以下のような回答が得られた。

(複数回答可)

- ・ 「PBE 地域に根ざした教育」海象社を出版
- ・ 清里ミーティングで教材発表し、以前から開催をめざしていた環境再生保全機構職員研修が実現した
- ・ 企業のエシカル通信簿における企業への影響、ぐりちよ Green & Ethical Choices による消費者への影響
- ・ H31 年度の県内民間助成金を受けるのに役立った。

① メディアへの掲載について

「l. メディアに掲載された。」と回答した17団体のうち12団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。(複数回答可)

- ・新聞 11 件
- ・テレビ放送 3 件
- ・専門誌 1 件
- ・フリーペーパー 1 件

② 表彰について

「m. 表彰を受けた。」と回答した7団体のうち6団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。(複数回答可)

- ・ 生物多様性タクシオン大賞
- ・ 毎日新聞農業大賞
- ・ 毎日新聞地球未来賞
- ・ 栃木県輝くとちぎづくり賞
- ・ ある自治協議会の事業を引き継いだことによる感謝状
- ・ 札幌市環境省優秀賞
- ・ きれいな奈良県づくり功労賞
- ・ 経団連自然保護基金より感謝状

Ⅲ 団体の活動全般について

1) 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて

組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて、53 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表14)

表14 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 53 件	
	件 数	対象団体数に 対する率
f. 活動資金の安定化	41	77.4%
b. 人材の育成や確保	38	71.7%
d. 活動資金調達のための組織体制	34	64.2%
e. 地域・企業の連携や協力体制の確立	28	52.8%
a. 活動内容の周知方法の確立や拡大	26	49.1%
g. 会員増加	21	39.6%
i. その他	4	7.5%
j. 特になし	1	1.9%

2) 団体の活動を推進するため、日常的に情報交換をしている団体数について

団体の活動を推進するため、日常的に情報交換をしている団体数について、52 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表15)

表15 団体の活動を推進するため、日常的に情報交換をしている団体数について(複数回答可)

区 分	件数	合計	中央値	平均値	最大値
a. 他の NPO、市民団体等	48	579	10	12.1	70
b. 行政	43	224	4	4.9	25
c. 企業	38	298	4	7.1	50
e. 大学	38	137	3	3.3	20
d. 保育園、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校	24	432	3	13.1	170
f. その他	11	43	2	2.7	10

また、「その他」と回答した団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。

- ・ 連合
- ・ 経営者協会
- ・ 在日米国商工会議所
- ・ 金融機関
- ・ 日本生活協同組合連合会
- ・ 公益財団法人
- ・ 市民活動センター、生涯学習センター
- ・ 地縁団体
- ・ 研究機関
- ・ 団地自治会
- ・ 官設の中間支援組織
- ・ 国際機関

情報交換している団体数の中央値が最も高いのは、「他の NPO、市民団体等」であるが、並行して行政や企業・大学などと情報交換をしている団体が大半であった。「情報交換」から「連携」へと発展して、活動の質と量を高めている、または高めようとしている団体が多いと考えられる。

3) 地球環境基金に対する要望について

地球環境基金に対する要望について、53 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表 16)

表 16 地球環境基金に対する要望について(複数回答可)

回答項目	対象団体数 53 件	
	件数	対象団体数に対する率
f. 有給の役職員の人件費も認めてほしい。	25	47.2%
b. 事務作業を簡潔にしてほしい。(会計書類)	18	34%
a. 事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)	17	32.1%
i. 特になし	14	26.4%
e. 連携できそうな企業を紹介してほしい。	10	18.9%
h. その他	10	18.9%
c. 概算払いを認めてほしい。	9	17%
d. 同様の活動をしている他団体を紹介してほしい。	2	3.8%
g. 会計をチェックする人を派遣してほしい。	1	1.9%

また、「その他」と回答した団体から以下のとおり具体的な回答が得られた。

- ・ 経費には国内での広報予算を含んで欲しい。
- ・ 人件費の支払い、40代も対象にするなど、若手プロジェクトリーダーのみから広げてほしい。
- ・ 活動地がアフリカなのですが、英語版ののぼり(旗)を作成していただけたら現地での活動の認知度向上のためにも、助かる。
- ・ 応募時期が11月になったのは、厳しい。前のように1月の方がありがたい。
- ・ 活動の現場をなるべく多く見てほしい。それがないと支払申請書や報告書など、書面でのやりとりが相互のやり取りのほとんどを占めることになる。
- ・ 制度的には市民活動等に対する助成であり、主に新規プロジェクトの立上げ支援を主眼としているにもかかわらず、行政に準じた“事前決定型”の過不足ない事業執行を前提とした事務、会計を要求することは、ミスマッチ感が強い。対話・協議に基づく伴走支援型の非営利事業インキュベーターのための支援へのモデルチェンジが必要ではないか。
- ・ 助成金等の案内を積極的に行って欲しい。

IV まとめと考察

- ① 助成対象活動の8割以上(81.1%)が、助成期間終了後も活動を継続していた。

〈次の②～⑦は、活動を「継続している」と回答した43件の結果〉

- ② 活動規模が「拡大した」と回答した割合は48.8%(21件)、「変わらない」と回答した割合は27.9%(12件)で、約8割の活動が助成終了時の規模以上で維持していた。
- ③ 活動規模が「拡大した」とした団体の具体的な事例として、「他の主体との連携」、「ネットワークの拡大」、「国や自治体への働きかけ強化」、「参加者の拡大」などが挙げられた。
- ④ 活動人数が「増加した」、または「変わらない」と回答した割合は79.1%(34件)で、概ね維持できている結果であった。
- ⑤ 資金が「減少した」と回答した割合は55.8%(24件)と5割以上を占めたが、そのうちの83.3%(20件)は「100万円以上1000万円未満の減少」で、さらにそのうち85.0%(17件)が「助成金・補助金の減少」を理由に上げていた。
- ⑥ 資金が「減少した」と回答した24件のうち、活動規模が「拡大した」と回答したのは25.0%(6件)、「維持している」と回答したのが41.7%(10件)ということで、助成が終了するなどにより資金が減少した活動についても、2/3が活動規模を維持または拡大できていた。

- ⑦ 助成活動の波及効果の中で最も多く挙げられたのが、「他団体とのネットワーク」で 76.7% (33 件)であった。上記③のとおり活動規模の拡大にも繋がっていると感じている団体もあり、基金助成の大きな効果の一つととらえられた。

〈次の⑧～⑩は、全対象団体 53 件の結果〉

- ⑧ 組織の拡充に必要なものとして、7割以上の団体で「活動資金の安定化」77.4%(41 件)、「人材の育成や確保」71.7%(38 件)を挙げたほか、「活動資金調達のための組織体制」64.2%(34 件)や「地域・企業との連携体制の確立」52.8%(28 件)といった団体内外の体制整備について挙げる団体も多かった。
- ⑨ 団体活動の推進のために日常的に情報交換をしている相手として、9割以上の団体が「他のNPO」92.3%(48 件)と回答したほか、「行政」82.7%(43 件)、「企業」73.1%(38 件)、「大学」73.1%(38 件)についても、多くの団体で情報交換している状況であった。
- ⑩ 地球環境基金に対する要望として、約半数の団体が「有給役職員の人件費」47.2%(25 件)を挙げていた。また、例年と同じく助成金にかかる「事務作業の簡潔化」についても約 3 割の団体が挙げていた。

2019年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要

1. 事後評価（書面評価）についての背景・経緯

地球環境基金は、平成5年設立以来、国内外のNGO・NPO等民間団体が実施する環境保全活動に対し助成を行ってきた。平成30年までに、その件数は延べ5,065件、総額167億円超の支援を実施してきているところである。

環境問題をめぐる課題は多様化しており、地球環境基金の助成事業は、ますますその重要性を増している。こうしたなか、国や国民等に対して事業成果の評価が求められており、平成18年から外部専門家による事後評価を実施し、評価で得られた問題点、課題等の教訓を今後の助成事業への参考とするとともに、助成金交付要領や審査方針に反映させている。

なお、平成26年に評価要領を改正し、評価制度を見直し、助成初年度に事前目標共有、2年目に中間コンサルテーション、助成終了年度の翌年度に事後評価（書面評価）（以下「書面評価」という。）を実施することとした。

このたび、平成30年に助成を終了した活動について、地球環境基金評価専門委員会による書面評価を行った結果がまとまったので報告する。

【助成事業評価の流れ】



2. 書面評価の進め方

① 実施団体の選定方法

2019年度の書面評価については、2018年度(平成30年)に助成を終了した活動(LOVEBLUE助成を除く)のうち、3年以上の計画を有した活動58件を対象に行った。

助成メニュー	活動区分(※)			計
	イ	ロ	ハ	
ひろげる助成	9件	3件	43件	55件
フロントランナー助成	0件		2件	2件
プラットフォーム助成	0件		0件	0件
復興支援助成			1件	1件
計	9件	3件	46件	58件

※活動区分：活動は団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

② 実施方法

地球環境基金から評価対象団体の資料(交付申請書、中間コンサルテーション資料、活動実績報告書等)を評価専門委員に提示し、各委員は、担当する団体について資料に基づき書面評価チェックシートの評価項目にそって採点とコメントの記載を行った。なお、助成2年目に中間コンサルテーションを担当した委員による評価とし、「計画の妥当性」、「目標の達成度」、「実施の効率性」「助成活動の効果(見込み)」について総合的に評価を行った。

評点は、各項目A：5点、B：4点、C：3点、D：2点、E：1点とし、その合計点により上位、中位、下位に分類した。

3. 実施結果

20点満点中、上位(16点以上)が37団体、中位(12点～15点)が19団体、下位(11点以下)が2団体であった。

分類	2019年度評価		2018年度評価	
	評価点数	件数	評価点数	件数
上位 (16点以上)	20点	1件	20点	1件
	19点	7件	19点	2件
	18点	4件	18点	4件
	17点	9件	17点	6件
	16点	16件	16点	15件

中 位 (12～15点)	15点	4件	15点	2件
	14点	4件		3件
	13点	4件		6件
	12点	7件		6件
下 位 (11点以下)	11点	1件	11点	2件
	10点	0件	10点	0件
	9点	0件	9点	3件
	8点	1件	8点	3件
	0～7点	0件	0～7点	0件
		58件	53件	

また、全評価対象団体の総合平均点は、15.6点(20点満点)であり、前回の14.5点を上回る結果となった。イ・ロ・ハごとでは前回と同じく海外での活動(イ・ロ)の評価点が国内での活動(ハ)を上回っていた。

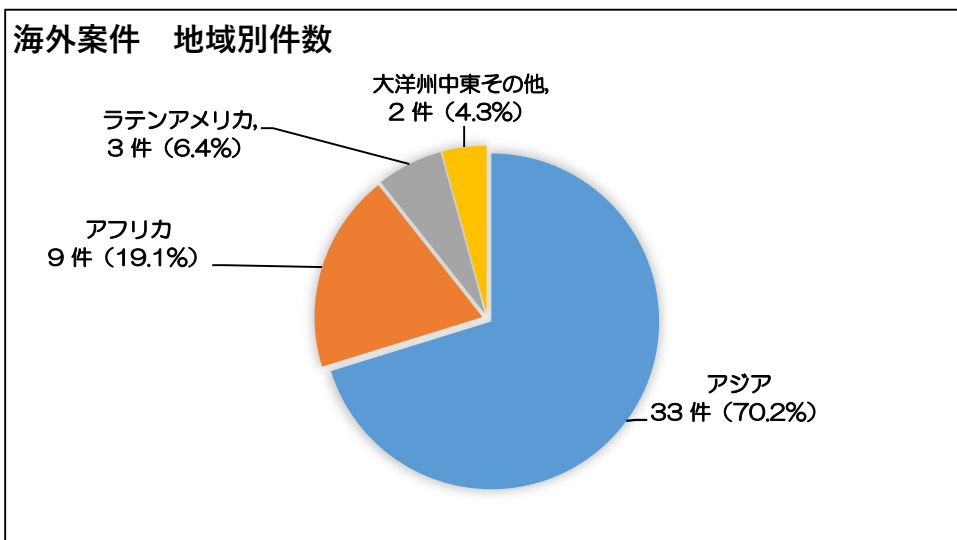
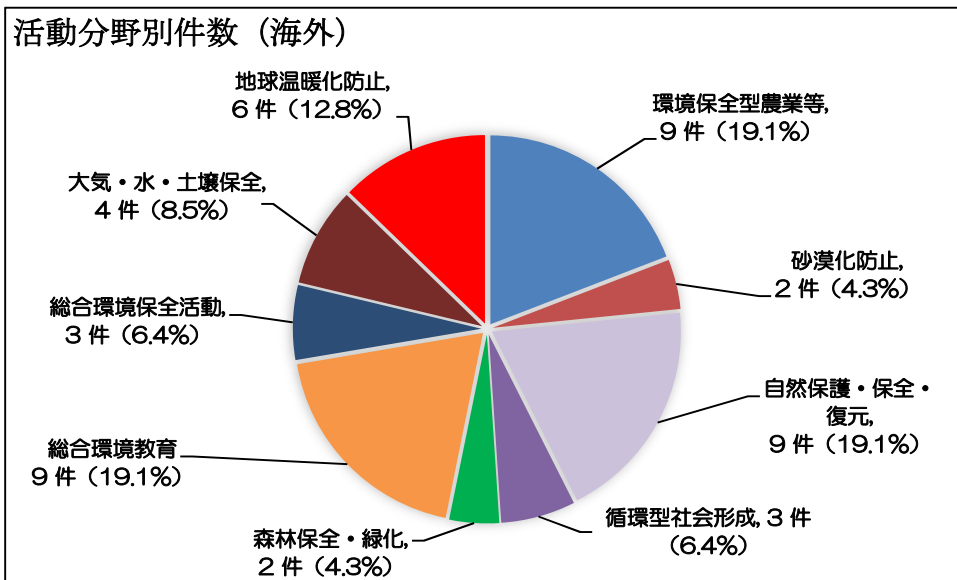
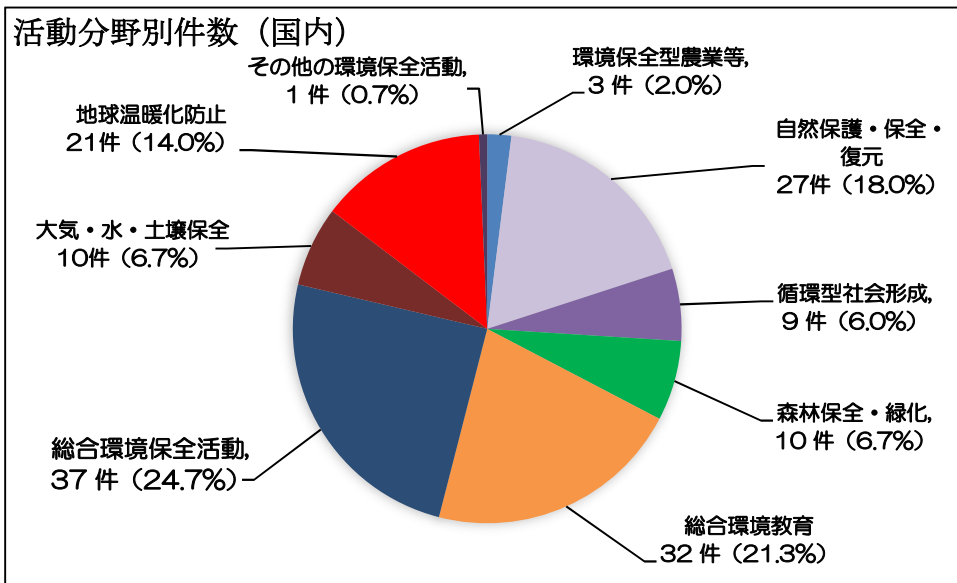
評価項目別にみると、項目1「計画の妥当性」が前回同様、最も高い結果となったが、各項目ともイ・ロ・ハのすべての区分において前回は上回る結果となった。

	総 数	活動区分		
		イ	ロ	ハ
評価件数	58件	9件	3件	46件
うち上位件数(16点以上)	37件 (64%)	6件	3件	28件
うち中位件数(12～15点)	19件 (33%)	3件	—	16件
うち下位件数(11点以下)	2件 (3%)	—	—	2件
総合平均点	15.6点	16.5点	19点	15.2点
項目1:計画の妥当性(5点)	4.2点	4.4点	5点	4点
項目2:目標の達成度(5点)	3.9点	4.1点	5点	3.8点
項目3:実施の効率性(5点)	3.8点	4点	4.7点	3.8点
項目4:助成活動の効果(5点)	3.7点	4点	4.3点	3.6点
ひろげる助成	15.6点	16.6点	19点	15.2点
フロントランナー助成	16.5点	—		16.5点
プラットフォーム助成	—	—		—
復興支援助成	16点			16点

参考：平成 30 年度事後評価(書面評価)結果

	総 数	活動区分		
		イ	ロ	ハ
評価件数	53 件	9 件	1 件	43 件
うち上位件数 (16 点以上)	28 件 (53%)	7 件	1 件	20 件
うち中位件数 (12~15 点)	17 件 (32%)	1 件	—	16 件
うち下位件数 (11 点以下)	8 件 (15%)	1 件	—	7 件
総合平均点	14.5 点	15.6 点	16 点	14.2 点
項目 1：計画の妥当性 (5 点)	3.9 点	4 点	4 点	3.8 点
項目 2：目標の達成度 (5 点)	3.5 点	3.7 点	4 点	3.5 点
項目 3：実施の効率性 (5 点)	3.6 点	4 点	4 点	3.6 点
項目 4：助成活動の効果 (5 点)	3.5 点	3.9 点	4 点	3.3 点
ひろげる助成	14.4 点	15.4 点	16 点	14 点
フロントランナー助成	—			—
プラットフォーム助成	17 点	17 点		—
復興支援助成	16 点			16 点

2019 年度助成金分野別件数内訳



○2019年度助成金重点分野内訳

重点分野の項目	活動数
地球温暖化防止	29
生物多様性保全	71
自然保護・保全・復元	36
森林保全・緑化	11
砂漠化防止	2
環境保全型農業	11
総合環境保全	11
循環型社会形成	15
有害物質の被害防止	6
復興支援	9
パートナーシップに基づく活動	3
環境・経済・社会の持続可能性	57
SDGs	6
経済社会	7
ESD、総合環境教育	44
東京2020大会	2
国際的な視点を持つ活動	1
合計	193

交付決定した197件中の割合 97.97%

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	703
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	578
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度		件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度		件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	80	15	291	386
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	2	68	72
	小計	件数	21	6	126	153
		金額	82	17	359	457
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	94	15	298	407
	発展助成	件数	3	1	32	36
		金額	6	2	71	79
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	3	0	25	28
	小計	件数	30	6	143	179
		金額	103	17	394	514
H24年度	一般助成	件数	26	8	94	128
		金額	96	25	297	418
	発展助成	件数	6	2	30	38
		金額	16	5	62	83
	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	8	0	91	99
	小計	件数	34	10	145	189
		金額	120	30	450	599
H25年度	一般助成	件数	27	9	106	142
		金額	109	29	338	476
	入門助成	件数	2	2	31	35
		金額	5	5	55	65
	特別助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	37	37
	小計	件数	29	11	149	189
		金額	114	34	430	577
H26年度	一般助成	件数	27	11	106	144
		金額	100	34	343	479
	入門助成	件数	3	0	29	32
		金額	4	0	47	52
	特別助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	28	28
	復興支援 助成	件数	0	0	9	9
		金額	0	0	20	20
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	9	9
フロントランナー 助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	14	14	
小計	件数	30	11	156	197	
	金額	105	34	464	604	
H27年度	一般助成	件数	29	6	122	157
		金額	100	20	370	491
	入門助成	件数	1	0	24	25
		金額	1	0	36	36
	復興支援 助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	25	25
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	3	0	8	12
	フロントランナー 助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	23	23
つり環境ビジョン 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	8	8	
小計	件数	31	6	169	206	
	金額	104	20	473	598	

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H28年度	一般助成	件数	32	8	116	156
		金額	110	24	336	471
	入門助成	件数	1	1	34	36
		金額	1	1	49	52
	特別助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	11	11
	復興支援 助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	29	29
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	4	0	10	14
フロントランナー 助成	件数	0	0	4	4	
	金額	0	0	29	29	
つり環境ビジョン 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	8	8	
小計	件数	34	9	177	220	
	金額	116	26	476	618	
H29年度	はじめる助成	件数	2	0	18	20
		金額	5	0	26	31
	つづける助成	件数	3	1	21	25
		金額	6	2	34	41
	ひろげる助成	件数	30	10	109	149
		金額	106	30	307	442
	フロントランナー 助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	29	29
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	4	0	11	15
復興支援 助成	件数	0	0	10	10	
	金額	0	0	25	25	
特別助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	8	8	
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	9	9	
小計	件数	36	11	174	221	
	金額	120	32	449	601	
H30年度	はじめる助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	12	12
	つづける助成	件数	4	1	29	34
		金額	8	1	51	61
	ひろげる助成	件数	28	14	91	133
		金額	110	43	274	427
	フロントランナー 助成	件数	0	0	5	5
		金額	0	0	31	31
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	14	14
復興支援 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	22	22	
特別助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	7	7	
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	12	12	
	金額	0	0	12	12	
小計	件数	32	15	160	207	
	金額	118	45	427	591	
R1年度	はじめる助成	件数	1	2	8	11
		金額	2	5	14	20
	つづける助成	件数	3	2	38	43
		金額	7	5	72	83
	ひろげる助成	件数	25	13	73	111
		金額	105	46	248	398
	フロントランナー 助成	件数	1	0	4	5
		金額	7	0	28	35
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	21	21
復興支援 助成	件数	0	0	9	9	
	金額	0	0	29	29	
特別助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	9	9	
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	12	12	
	金額	0	0	14	14	
小計	件数	30	17	150	197	
	金額	121	55	434	610	

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
R2年度	はじめる助成	件数	2	0	7	9
		金額	5	0	10	16
	つづける助成	件数	1	3	31	35
		金額	2	7	61	71
	ひろげる助成	件数	20	13	80	113
		金額	81	51	289	423
	フロントランナー助成	件数	1	0	3	4
		金額	7	0	18	26
	プラットフォーム助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	9	9
	復興支援助成	件数	0	0	6	6
		金額	0	0	19	19
	特別助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	9	9
	LOVE BLUE助成	件数	0	0	11	11
		金額	0	0	13	13
	小計	件数	24	16	142	182
		金額	96	59	432	587
合計	件数	609	159	2,494	3,262	
	金額	2,330	499	7,309	10,136	

※ 平成16～30年度は確定値、令和1年度は交付決定値、令和2年度は内定値である。

※ 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

イ案件：国内の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件：海外の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：国内の団体による国内の環境保全のための活動

【活動分野の配慮事項】

① 地球温暖化防止に資する活動への支援

「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書においては気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて明らかにされました。2015年（平成27年）パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016年（平成28年）に発効し、取組が始まっています。

我が国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという中期目標を掲げ、また、長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第10回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。

生物多様性国家戦略に示された4つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対処するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

2018年（平成30年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、多様な主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、リサイクルに加えて2R(リデュース、リユース)の促進、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環、アジア各国における適正な国際資源循環体制の構築に向けた活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄撲滅のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約実施のための取組、化学物質対策に関する2020年目標（WSSD2020年目標）達成に向けた取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

資料_地球5

⑤ 東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

震災・原発事故等により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤となる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、地域の再生、自立と復興に向けた震災に関連する環境保全活動について支援していきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナリシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において 目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保された パートナーシップによる活動 について重点的に支援していきます。また、パートナーシップによる活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う 地域循環共生圏の創造に繋がる活動 についても重点的に支援していきます。

さらに、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015年9月の国連総会において、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals :SDGs)が採択されました。また、2014年(平成26年)11月の持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development : ESD)の10年に関するユネスコ世界会議においてESDの10年の後継プログラムとして、持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム(Global Action Program : GAP)が開始されました。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、SDGsの17のゴール、169のターゲットを活用し、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けて、多様なステークホルダーとの連携によりSDGsの実現に資する積極的な取組を支援していきます。

③ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動

2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備が本格化しています。環境保全の視点からも、環境負荷の少ない大会の実施、大会を機にした国際的な交流などが期待されています。こうした視点からの活動を支援していきます。

④ 国際的な視点を持つ活動への支援

2015年(平成27年)9月の国連総会において採択されたSDGsや先述のパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

2020 年度地球環境基金助成金応募アンケート集計（抜粋）

1. アンケート概要

（1）実施対象

2020 年度助成金の公募に、インターネットから応募した団体

（2）対象件数

330 件

（3）アンケート回答方法

環境再生保全機構ホームページ内に設けた助成金応募受付ページで要望書を提出する際に、入力フォームにて回答

（4）実施期間

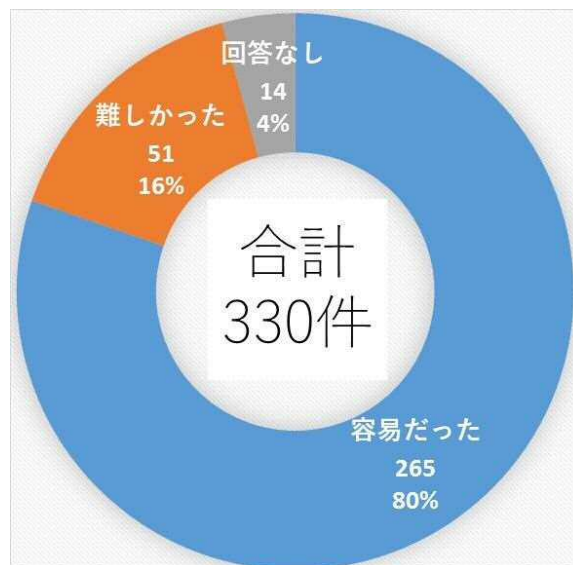
令和元年 11 月 5 日～12 月 3 日（要望書受付期間）

2. 項目

1. 令和 1 年度（平成 31 年度）に地球環境基金の助成を受けていますか？
2. 地球環境基金助成の募集は何でお知りになりましたか？
- 3-1. 地球環境基金の職員が説明する助成金説明会などに参加したことがありますか？
- 3-2. 「ある」とお答えになった方にお尋ねします。参加された助成金説明会の開催地をお書きください
- 4-1. 地球環境基金の助成金説明会が近くで開催されれば、参加してみたいですか？
- 4-2. 地球環境基金の助成金説明会の開催を希望される地域があればお書きください
- 5-1. 今回初めてインターネット上で要望書類の受付を行いました。手順や操作性はいかがでしたか？
- 5-2. インターネット上で要望書類の受付に関して、ご意見をお聞かせください

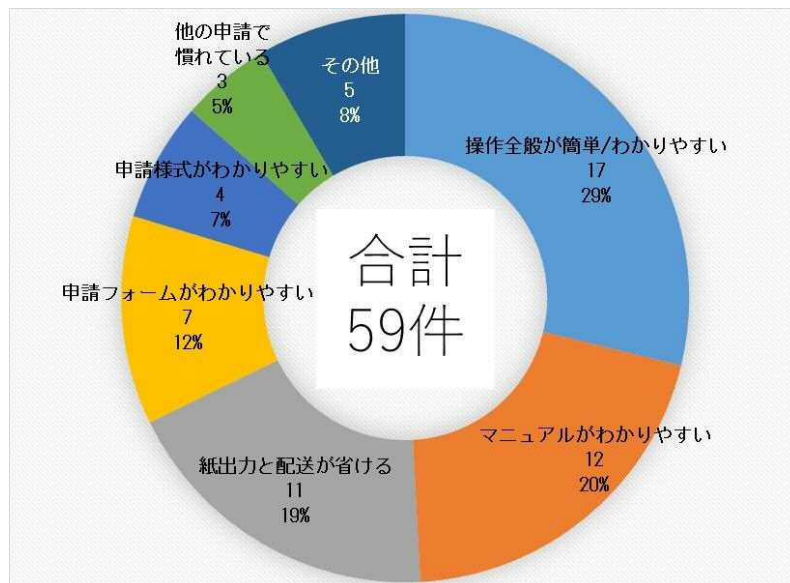
3. 集計 (1 から 4 は省略)

5-1. 今回初めてインターネット上で要望書類の受付を行いました。手順や操作性はいかがでしたか？



○ 5-1. で「容易だった」を選択した方

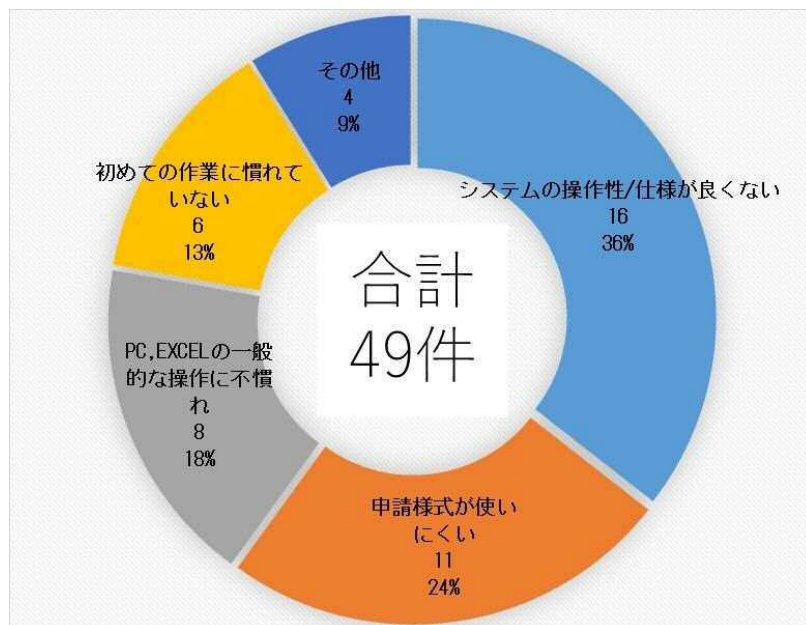
今回初めてインターネット上で要望書類の受付を行いました。手順や操作性はいかがでしたか？



※「容易だった」を選択した 265 件のうち、理由の記入ありは 59 件

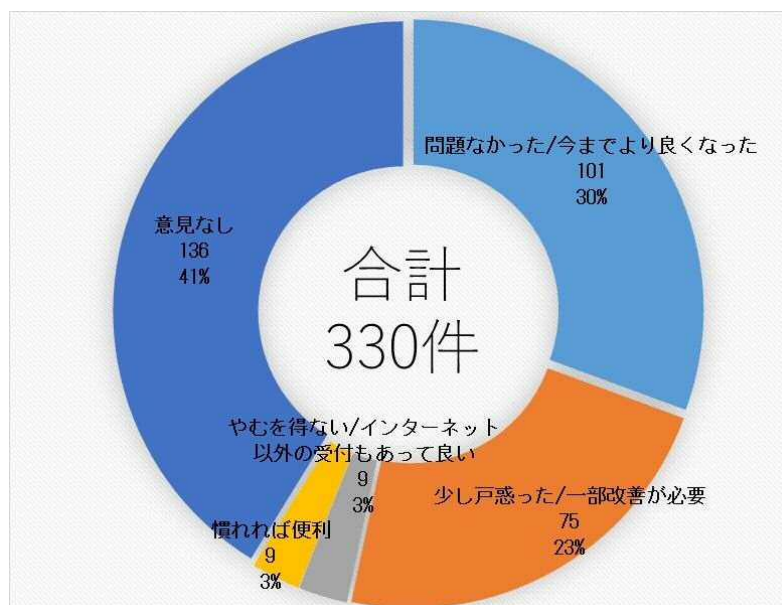
○ 5-1. で「難しかった」を選択した方

今回初めてインターネット上で要望書類の受付を行いました。
手順や操作性はいかがでしたか？



※「難しかった」を選択した51件のうち、理由の記入ありは49件

5-2. インターネット上で要望書類の受付に関して、ご意見をお聞かせください



○ 5-2. の具体的なご意見

〈インターネットの受付を支持する主なご意見〉

- ・ 輸送燃料・紙・インクの節約によって環境負荷軽減になる
- ・ 大量の印刷・ページ調整・コピー・郵送の手間・費用が不要になる
- ・ 出願のスピードアップになる/双方の負担軽減になる
- ・ 郵送事故等のリスクが無くなる/悪天候や災害を考慮しなくて済む
- ・ 海外や離島など郵送にかかる日程を気にしなくてよい/地理的条件に左右されないので公平性が高まった
- ・ ペーパーレスになるので、団体内のデータ管理がしやすい
- ・ やっとネットで応募ができるようになって良かった/手続きが簡単、分かりやすくなった/今後も継続してほしい
- ・ 外国語（英語）の受付もできれば、海外から広く応募が寄せられるはず
- ・ その他の手続きも可能な限り電子化してほしい/交付申請、支払い申請も電子申請がよい
- ・ 内閣府、県等で告示、公表し、閲覧が可能な書類（決算書、定款）の提出が省略出来ればもっと省力化が図れる

〈インターネットの受付に改善を要望する主なご意見〉

- ・ 容量の制限が不明/どこまで資料を添付すべきか迷う/エラーや容量などが気になり、従来提出していた参考資料の提出を控えてしまった/関連資料2年分はデータが重くて送れなかった。選ぶのも難しかった。2年分のモニタリング資料などもあったがおくれなかった/10MB ぐらいのデータがあるためか、ネットワークのエラーが何度も出た
- ・ 添付文書の推奨するフォーマットが不明
- ・ 押印も不要になったことで、書類の信ぴょう性が若干落ちたのではないか？（後の段階で押印が必要になるのか不明）/代表者印がないと不安/Excel と PDF（印鑑）の両方を提出したほうがよい
- ・ 締め切りは余裕を持ってほしい（混雑した場合の対応を考慮していることも明記してほしい）
- ・ 書類の不備、不注意なミスについて、締め切り前であれば指摘してもらいたい

＜令和元年度研修・講座等実施状況＞

研修・講座名	開催地	開催日等	参加者数	有意義回答率	
地球環境基金助成事業の進捗状況の把握					
地球環境基金活動報告会	東京都江東区	令和元年12月5日～7日	913	96.0%	
地域の環境NGO・NPO活動の推進					
若手プロジェクトリーダー研修	4期生	東京都墨田区	第1回:令和元年7月23日～24日	6	83.0%
		栃木県芳賀郡	第2回:令和元年10月1日～2日	7	100.0%
		東京都墨田区	第3回:令和2年1月27日～28日	7	100.0%
	5期生	東京都墨田区	第1回:令和元年7月23日～24日	6	100.0%
		神奈川県川崎市	第2回:令和元年10月31日～11月1日	6	100.0%
		東京都墨田区	第3回:令和2年1月27日～28日	7	100.0%
	6期生	東京都墨田区	第1回:令和元年7月23日～24日	13	100.0%
		神奈川県川崎市	第2回:令和元年10月29日～30日	10	100.0%
		東京都墨田区	第3回:令和2年1月27日～28日	13	100.0%
国際協力の推進					
環境ユース海外派遣研修	インドネシア	事前研修:令和元年1月11日～12日	10	100.0%	
		派遣研修: (長期コース)令和2年2月5日～2月24日 (短期コース)令和2年2月14日～2月24日	10	100.0%	

地球環境基金造成状況について

(単位:件、百万円)

区 分	政府出資金		民間等出えん金		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5～13 年度	16	9,400	4,488	4,207	4,504	13,607
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	875	15	875	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
平成 23 年度	0	0	677	43	677	43
平成 24 年度	0	0	785	11	785	11
平成 25 年度	0	0	789	17	789	17
平成 26 年度	0	0	874	9	874	9
平成 27 年度	0	0	899	8	899	8
平成 28 年度	0	0	821	8	821	8
平成 29 年度	0	0	789	7	789	7
平成 30 年度	0	0	868	7	868	7
令和元年度	0	0	905	7	905	7
累 計	16	9,400	17,503	4,743	17,519	14,143

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金の概要

1. 目的

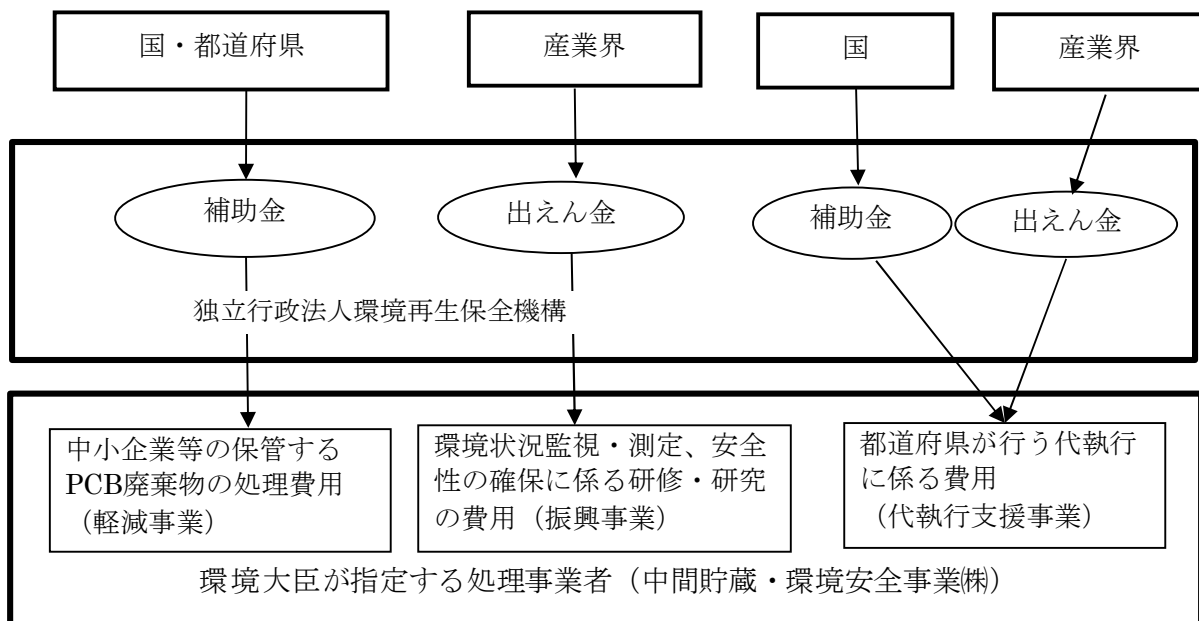
- (1) 中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。
- (3) 国が機構に対して補助金を拠出する。産業界（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えんの協力要請を行う。

3. PCB処理基金のスキーム

PCB廃棄物処理基金（独立行政法人環境再生保全機構）



高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで	平成31年 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで	令和4年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和3年 3月31日まで	令和4年 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	令和5年 3月31日まで	令和6年 3月31日まで

(環境省・経済産業省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋)

維持管理積立金管理制度の概要

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

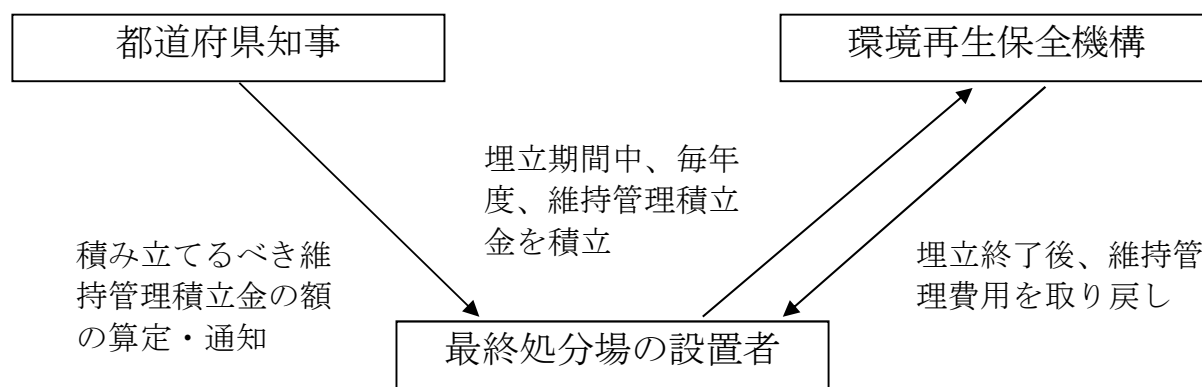
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



申請書等の受付状況と認定等状況（令和元年度）

（１）療養者の方からの認定申請

（ア）受付状況

（単位：件）

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中*1	84 (178)	33 (36)	3 (6)	8 (6)		128 (226)
	医学的判定の 準備中	62 (11)	16 (3)	4 (3)	1 (9)	0 (0)	83 (26)
令和元年度受付		787 (753)	181 (188)	33 (29)	51 (56)	18 (2)	1,070 (1,028)
計							1,281 (1,280)

注：（ ）は前年度の実績。以下同様。

*1 は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

（イ）認定等の状況

（単位：件）

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	629 (749)	133 (138)	1 (3)	20 (26)		783 (916)	61.1% (71.6%)	73.2% (83.5%)
不認定	40 (39)	44 (38)	28 (25)	30 (39)	0 (0)	142 (141)	11.1% (11.0%)	
取下げ	10 (9)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (12)	1.0% (0.9%)	
医学的判定中	122 (84)	30 (33)	3 (3)	8 (8)		163 (128)	12.7% (10.0%)	
計	801 (881)	210 (212)	32 (31)	58 (73)	0 (0)	1,101 (1,197)	85.9% (93.5%)	
医学的判定の 準備中	135 (62)	33 (16)	4 (4)	8 (1)	0 (0)	180 (83)	14.1% (6.5%)	

(2) 未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	29 (43)	8 (21)	0 (2)	1 (1)		38 (67)
	医学的判定の 準備中	19 (10)	11 (2)	3 (1)	3 (1)	0 (0)	36 (14)
令和元年度受付		161 (171)	59 (52)	13 (14)	7 (18)	6 (3)	246 (258)
計							320 (339)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合
認定	127 (152)	41 (34)	1 (0)	3 (8)		172 (194)	53.8% (57.2%)
不認定	22 (23)	19 (26)	12 (10)	6 (10)	0 (0)	59 (69)	18.4% (20.4%)
取下げ	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0.3% (0.6%)
医学的判定中	29 (29)	11 (8)	0 (0)	1 (1)		41 (38)	12.8% (11.2%)
計	179 (204)	71 (69)	13 (11)	10 (19)	0 (0)	273 (303)	85.3% (89.4%)
医学的判定の 準備中	30 (19)	11 (11)	5 (3)	1 (3)	0 (0)	47 (36)	14.7% (10.6%)

(3) 施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (0)
	医学的判定の 準備中	0 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (7)
令和元年度受付		11 (10)	6 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	18 (17)
計							21 (24)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	9 (12)	2 (0)	1 (1)	0 (0)		12 (13)	57.1% (54.2%)	76.1% (87.5%)
不認定	0 (1)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	19.0% (12.5%)	
取下げ	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)	0.0% (20.8%)	
医学的判定中	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (1)	4.8% (4.2%)	
計	9 (15)	7 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (22)	80.9% (91.7%)	
医学的判定の 準備中	2 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	19.1% (8.3%)	

審査中の案件に係る状況（令和元年度）

(1) 療養中の方 (単位：件)

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (102件)	令和元年度	102	平成30年度 211
医学的判定中(61件)	令和元年度	61	
その他機構において 審査中(180件)	令和元年度	180	
計		343	211

(2) 未申請死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (26件)	令和元年度	26	平成29年度 1
医学的判定中(15件)	令和元年度	15	平成30年度 73
その他機構において 審査中(47件)	令和元年度	47	
計		88	74

(3) 施行前死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (0件)	令和元年度	0	平成30年度 3
医学的判定中(1件)	令和元年度	1	
その他機構において 審査中(4件)	令和元年度	4	
計		5	3

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和元年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
（令和2年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	47	11	1	0	2	61	10	0	0	0	0	10	0	1	0	0	0	1	72
青森県	10	4	0	0	0	14	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	15
岩手県	3	1	0	1	0	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
宮城県	12	3	0	0	1	16	4	1	1	1	8	0	0	1	0	0	1	25	
秋田県	5	2	0	0	0	7	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9	
山形県	6	2	0	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	
福島県	3	0	0	1	0	4	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	7	
茨城県	14	4	0	2	0	20	2	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	24	
栃木県	12	5	0	0	0	17	2	2	1	2	7	0	0	0	0	0	0	24	
群馬県	15	3	0	2	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
埼玉県	33	11	1	8	3	56	11	5	1	1	18	0	0	0	0	0	0	74	
千葉県	29	12	3	3	1	48	10	0	1	0	11	0	2	0	0	0	2	61	
東京都	68	16	5	8	0	97	20	7	1	0	30	2	0	0	0	0	2	129	
神奈川県	51	9	3	3	1	67	10	6	1	2	19	1	1	0	0	0	2	88	
新潟県	4	1	1	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7	
富山県	5	0	1	1	0	7	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	9	
石川県	9	2	1	1	0	13	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	17	
福井県	6	1	0	0	1	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	
山梨県	6	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8	
長野県	4	4	1	1	0	10	2	3	0	0	5	1	0	0	0	0	1	16	
岐阜県	14	1	0	2	1	18	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	19	
静岡県	22	3	1	1	1	28	3	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	34	
愛知県	47	4	3	1	0	55	6	2	0	0	8	1	0	0	0	0	1	64	
三重県	4	1	0	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	
滋賀県	7	5	1	0	1	14	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	18	
京都府	16	4	0	0	0	20	3	1	1	0	5	0	0	0	0	0	0	25	
大阪府	92	17	3	7	1	120	13	4	0	0	17	2	0	0	0	0	2	139	
兵庫県	70	16	1	3	1	91	15	7	2	0	25	0	1	0	0	0	1	117	
奈良県	7	2	0	0	0	9	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11	
和歌山県	8	0	0	0	0	8	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	10	
鳥取県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
島根県	3	1	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	
岡山県	6	2	1	0	0	9	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	15	
広島県	12	3	1	0	0	16	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	18	
山口県	20	2	0	1	0	23	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	27	
徳島県	2	2	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	
香川県	4	1	1	0	0	6	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	10	
愛媛県	18	1	0	0	0	19	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	21	
高知県	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
福岡県	33	8	0	3	2	46	5	3	1	0	10	0	0	0	0	0	0	56	
佐賀県	3	1	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
長崎県	15	6	0	0	0	21	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	23	
熊本県	7	2	1	1	1	12	2	4	0	0	6	0	0	0	0	0	0	18	
大分県	8	1	1	0	0	10	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	14	
宮崎県	5	2	1	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	
鹿児島県	12	1	0	0	0	13	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	16	
沖縄県	5	2	1	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総計	787	181	33	51	18	1,070	161	59	13	7	6	246	11	6	1	0	0	18	1,334

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和2年3月31日までの累計）

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
(令和2年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	398	97	10	7	8	520	70	21	4	3	0	98	154	26	1	0	1	182	800
青森県	63	18	0	3	0	84	9	0	0	0	0	9	26	7	0	0	0	33	126
岩手県	57	10	1	4	0	72	19	2	0	1	1	23	31	3	0	0	0	34	129
宮城県	195	83	3	5	7	293	20	10	2	1	2	35	65	12	1	0	2	80	408
秋田県	44	9	2	1	1	57	5	1	0	0	0	6	37	3	0	0	1	41	104
山形県	54	22	1	2	3	82	12	4	0	0	0	16	20	7	1	0	1	29	127
福島県	93	12	2	6	2	115	28	10	0	0	3	41	47	3	1	0	0	51	207
茨城県	160	49	4	9	4	226	29	12	3	1	1	46	61	6	1	0	3	71	343
栃木県	85	30	2	8	6	131	19	9	1	3	1	33	42	6	1	0	0	49	213
群馬県	109	25	3	7	2	146	16	6	0	1	1	24	60	9	1	0	2	72	242
埼玉県	538	162	24	35	17	776	79	36	8	8	0	131	199	44	4	3	5	255	1,162
千葉県	356	170	18	21	8	573	65	22	4	3	1	95	132	29	1	3	0	165	833
東京都	817	216	42	39	12	1,126	147	52	6	3	5	213	314	52	7	0	9	382	1,721
神奈川県	631	175	24	29	21	880	111	40	10	10	1	172	247	46	4	0	7	304	1,356
新潟県	149	40	3	1	3	196	26	4	0	0	0	30	62	11	0	0	0	73	299
富山県	113	16	2	3	0	134	13	6	1	1	0	21	55	9	0	0	1	65	220
石川県	67	15	3	3	3	91	14	1	0	2	1	18	32	2	0	0	1	35	144
福井県	49	17	0	1	3	70	6	0	1	0	1	8	18	1	0	0	0	19	97
山梨県	63	7	3	2	2	77	7	0	0	0	0	7	21	2	0	0	0	23	107
長野県	103	36	6	7	1	153	25	5	3	1	0	34	35	4	0	1	1	41	228
岐阜県	142	38	3	2	2	187	27	7	1	1	2	38	59	9	0	0	2	70	295
静岡県	222	56	6	7	5	296	41	14	3	1	0	59	107	13	2	1	0	123	478
愛知県	581	103	10	14	6	714	82	20	2	1	4	109	140	24	2	0	2	168	991
三重県	97	31	2	2	4	136	11	7	1	1	0	20	33	10	0	0	0	43	199
滋賀県	109	34	3	2	2	150	10	3	1	0	1	15	39	4	0	0	0	43	208
京都府	157	52	2	4	0	215	20	3	2	0	0	25	76	8	2	1	1	88	328
大阪府	1,182	265	41	36	28	1,552	164	43	10	7	5	229	357	83	10	1	5	456	2,237
兵庫県	1,093	252	19	18	27	1,409	109	39	9	7	1	165	353	95	2	1	8	459	2,033
奈良県	161	51	3	10	3	228	22	6	2	0	0	30	61	11	1	1	3	77	335
和歌山県	58	23	2	3	0	86	17	2	1	0	0	20	34	3	0	0	0	37	143
鳥取県	39	1	0	0	0	40	3	0	1	0	0	4	23	2	0	0	0	25	69
島根県	42	20	3	1	2	68	8	1	1	0	0	10	12	3	0	0	0	15	93
岡山県	138	63	2	3	3	209	24	14	1	1	0	40	89	4	2	0	3	98	347
広島県	198	78	6	7	11	300	31	19	2	2	1	55	113	23	2	0	2	140	495
山口県	146	54	4	7	3	214	23	8	1	1	0	33	43	13	2	1	0	59	306
徳島県	52	14	0	0	0	66	7	6	0	0	0	13	22	3	0	0	0	25	104
香川県	69	30	1	0	0	100	19	4	0	0	1	24	33	4	2	0	0	39	163
愛媛県	85	33	5	4	1	128	18	5	1	1	0	25	34	3	3	0	0	40	193
高知県	35	12	0	1	0	48	6	2	0	0	0	8	27	5	0	0	0	32	88
福岡県	410	127	24	24	16	601	74	20	2	4	3	103	138	25	1	1	4	169	873
佐賀県	48	17	3	0	1	69	5	3	0	1	0	9	29	1	4	0	2	36	114
長崎県	119	59	7	10	3	198	20	7	1	1	1	30	47	9	1	1	2	60	288
熊本県	99	41	11	9	1	161	13	12	1	1	2	29	40	6	0	0	0	46	236
大分県	67	10	5	1	3	86	8	8	0	0	0	16	24	5	0	1	0	30	132
宮崎県	68	21	5	2	1	97	11	3	1	0	1	16	37	3	0	0	1	41	154
鹿児島県	127	26	6	11	2	172	13	5	0	1	0	19	42	8	1	0	2	53	244
沖縄県	29	13	5	1	1	49	11	6	0	0	0	17	35	6	2	0	2	45	111
海外在住者	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
総計	9,719	2,734	331	372	228	13,384	1,517	508	87	69	40	2,221	3,706	665	62	16	73	4,522	20,127

資料_石綿5

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和元年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
令和2年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
	北海道	34	6	0	1	41	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0
青森県	4	1	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
岩手県	4	1	0	0	5	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	6
宮城県	14	3	0	0	17	1	1	0	0	2	0	0	1	0	1	20
秋田県	4	2	0	0	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	9
山形県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福島県	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	4
茨城県	11	3	0	2	16	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	19
栃木県	10	2	0	0	12	2	1	0	1	4	0	0	0	0	0	16
群馬県	12	2	0	0	14	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	15
埼玉県	27	17	0	3	47	10	5	0	0	15	0	0	0	0	0	62
千葉県	19	10	0	1	30	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	37
東京都	51	10	0	3	64	17	4	1	0	22	2	0	0	0	2	88
神奈川県	44	5	0	1	50	8	5	0	0	13	1	1	0	0	2	65
新潟県	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
富山県	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	4
石川県	7	0	0	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
福井県	2	1	0	0	3	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5
山梨県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長野県	6	4	0	0	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11
岐阜県	12	2	0	1	15	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	18
静岡県	17	3	0	1	21	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	25
愛知県	40	4	0	0	44	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	48
三重県	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
滋賀県	8	4	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
京都府	9	0	0	0	9	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	12
大阪府	78	9	1	1	89	9	5	0	2	16	1	1	0	0	2	107
兵庫県	54	14	0	2	70	16	3	0	0	19	0	0	0	0	0	89
奈良県	6	1	0	0	7	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10
和歌山県	6	0	0	0	6	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7
鳥取県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
島根県	3	2	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
岡山県	5	3	0	0	8	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	12
広島県	12	2	0	1	15	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	19
山口県	14	1	0	3	18	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	20
徳島県	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
香川県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
愛媛県	13	2	0	0	15	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	17
高知県	1	1	0	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
福岡県	22	6	0	0	28	5	4	0	0	9	0	0	0	0	0	37
佐賀県	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
長崎県	14	4	0	0	18	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	20
熊本県	10	1	0	0	11	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	15
大分県	8	1	0	0	9	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	11
宮崎県	5	0	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7
鹿児島県	6	0	0	0	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	9
沖縄県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	629	133	1	20	783	127	41	1	3	172	9	2	1	0	12	967

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和2年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
令和2年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	324	69	2	2	397	50	10	0	1	61	140	4	0	0	144	602
青森県	49	11	0	1	61	7	0	0	0	7	24	1	0	0	25	93
岩手県	48	4	0	1	53	13	3	0	0	16	30	1	0	0	31	100
宮城県	155	57	0	2	214	13	6	0	0	19	60	2	1	0	63	296
秋田県	32	7	1	1	41	5	0	0	0	5	36	0	0	0	36	82
山形県	47	12	1	1	61	6	3	0	0	9	17	2	0	0	19	89
福島県	76	10	0	3	89	15	5	0	0	20	45	2	0	0	47	156
茨城県	131	30	0	4	165	21	8	0	0	29	58	1	1	0	60	254
栃木県	73	17	0	2	92	18	5	0	1	24	39	2	1	0	42	158
群馬県	87	18	0	2	107	13	5	0	0	18	56	1	0	0	57	182
埼玉県	468	108	2	13	591	61	20	0	3	84	186	17	2	1	206	881
千葉県	305	105	1	11	422	50	12	0	0	62	126	7	1	2	136	620
東京都	686	137	2	19	844	124	28	2	1	155	293	6	6	0	305	1,304
神奈川県	514	85	1	13	613	77	19	0	0	96	235	15	4	0	254	963
新潟県	112	22	0	0	134	21	3	0	0	24	57	2	0	0	59	217
富山県	98	7	1	1	107	10	2	0	0	12	51	5	0	0	56	175
石川県	51	5	0	1	57	6	1	0	0	7	31	0	0	0	31	95
福井県	37	7	0	0	44	4	0	0	0	4	15	0	0	0	15	63
山梨県	53	4	1	0	58	6	0	0	0	6	17	1	0	0	18	82
長野県	88	25	0	2	115	13	1	0	1	15	32	1	0	1	34	164
岐阜県	116	25	0	1	142	20	5	1	1	27	55	0	0	0	55	224
静岡県	185	40	0	3	228	35	4	0	2	41	103	2	2	0	107	376
愛知県	500	59	1	6	566	61	15	0	1	77	121	4	1	0	126	769
三重県	86	10	0	0	96	8	1	0	0	9	29	1	0	0	30	135
滋賀県	94	22	0	0	116	5	2	0	0	7	37	1	0	0	38	161
京都府	123	24	0	0	147	16	1	0	1	18	72	1	1	1	75	240
大阪府	978	151	11	11	1,151	125	29	2	5	161	323	29	6	3	361	1,673
兵庫県	932	149	5	6	1,092	76	20	0	3	99	330	15	1	0	346	1,537
奈良県	132	29	2	5	168	15	4	0	0	19	56	3	1	0	60	247
和歌山県	49	15	0	0	64	14	2	0	0	16	30	0	0	0	30	110
鳥取県	28	1	0	0	29	2	0	0	0	2	21	2	0	0	23	54
島根県	33	9	0	0	42	4	1	0	1	6	11	1	0	0	12	60
岡山県	116	37	0	1	154	18	13	0	0	31	79	1	1	0	81	266
広島県	153	44	1	4	202	21	13	0	1	35	101	5	1	0	107	344
山口県	124	40	0	6	170	19	4	0	0	23	38	3	0	2	43	236
徳島県	43	9	0	0	52	7	3	0	0	10	20	0	0	0	20	82
香川県	57	24	0	0	81	15	3	0	0	18	28	0	2	0	30	129
愛媛県	70	20	2	1	93	14	4	0	0	18	34	2	3	0	39	150
高知県	30	5	0	0	35	6	1	0	0	7	26	1	0	0	27	69
福岡県	338	76	1	15	430	60	16	0	0	76	126	5	1	0	132	638
佐賀県	44	11	1	0	56	4	2	0	0	6	28	0	2	0	30	92
長崎県	94	37	0	3	134	12	5	0	0	17	47	2	1	0	50	201
熊本県	79	30	0	3	112	9	11	0	2	22	34	1	0	0	35	169
大分県	60	6	0	0	66	5	4	0	0	9	22	1	0	1	24	99
宮崎県	52	10	0	3	65	10	0	0	0	10	35	1	0	0	36	111
鹿児島県	98	13	0	3	114	9	3	0	0	12	39	0	0	0	39	165
沖縄県	20	3	0	1	24	5	1	0	0	6	34	1	1	0	36	66
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
総計	8,069	1,639	36	151	9,895	1,128	298	5	24	1,455	3,428	152	40	11	3,631	14,981

認定等に係る処理日数（令和元年度）

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は、次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	92 (95)	58 (57)	27 (28)	599 (652)
追加資料が必要と されたもの		154 (154)		326 (405)

()書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査及び原処分取消後の処分を除く(以下同じ。)

2. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	106 (120)	72 (73)	35 (36)	151 (139)
追加資料が必要と されたもの		170 (172)		80 (124)

3. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	157 (179)	74 (189)	43 (73)	2 (1)
追加資料が必要と されたもの		198 (174)		4 (2)
医学的判定を経ないで 機構で認定したもの	26 (22)		—	10 (13)

(参考) 療養中の方からの申請及び未申請死亡者の遺族からの請求で判定が 1 回で済んだケースでの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
60 日以下	402 件	402 件	53.6%	56.3%
61～90 日	265 件	667 件	88.9%	88.2%
91～120 日	72 件	739 件	98.5%	98.2%
121～150 日	10 件	749 件	99.9%	99.4%
151 日以上	1 件	750 件	100.0%	100.0%
総 計	750 件			

保健所説明会等実績（令和元年度）

<ブロック別開催>

実施地区	令和元年度	平成 30 年度
北海道ブロック	35 名	33 名
東北ブロック	14 名	16 名
関東ブロック	76 名	73 名
中部ブロック	29 名	32 名
北陸ブロック	—	—
近畿ブロック	50 名	38 名
中国ブロック	8 名	6 名
四国ブロック	—	—
九州ブロック	27 名	29 名
参加数計	239 名	227 名

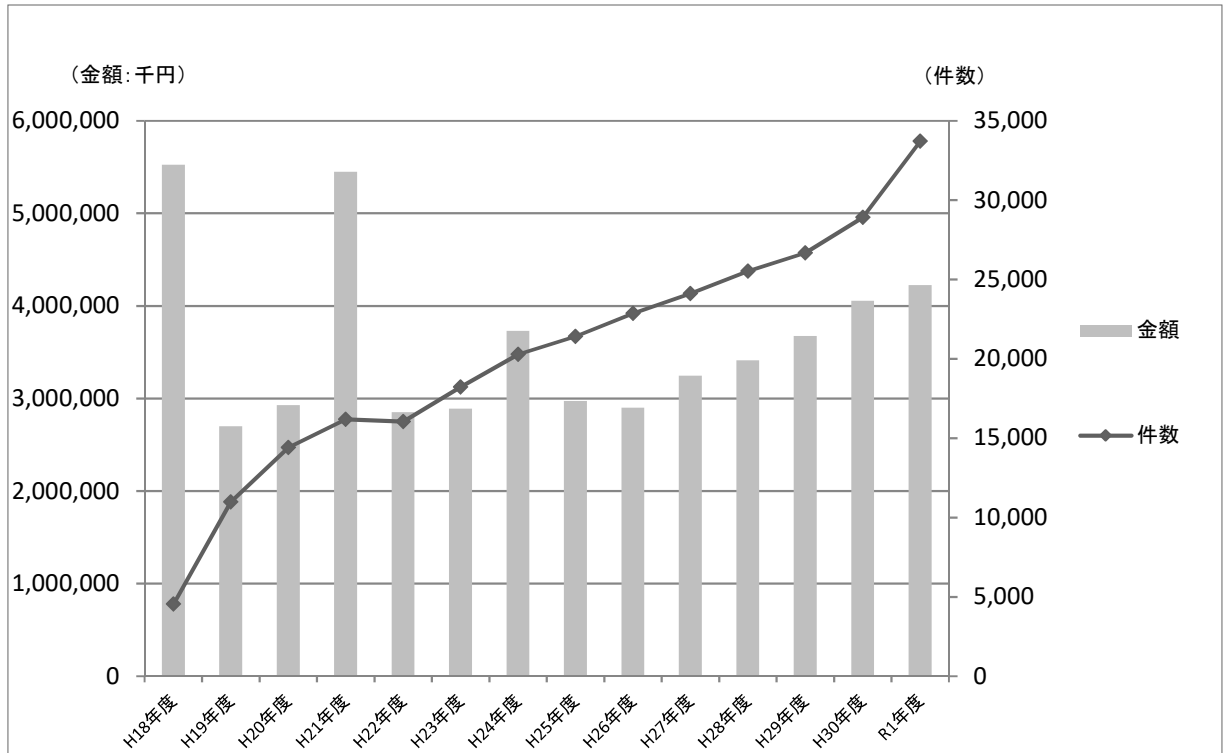
<県単独開催>

実施地区	令和元年度	平成 30 年度
秋田県	11 名	10 名
静岡県	8 名	12 名
熊本県	19 名	20 名
沖縄県	16 名	14 名
参加数計	54 名	56 名

<地方公共団体主催救済制度担当者研修会>

実施地区	令和元年度	平成 30 年度
埼玉県	14 名	18 名
千葉県	28 名	34 名
群馬県	59 名	37 名
参加数計	101 名	89 名

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成18年度～令和元年度）



被認定者等アンケート概要（令和元年度）

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果
制度利用者アンケート 石綿健康被害医療手帳交付者（5月、現況届と同時に実施）	1,211	○石綿健康被害医療手帳についての認知度について 手帳について病院の人が知っていた56.7% ○制度の満足度については、53.3%が満足 ○認定の有効期間（5年）であるが、認定更新の手続きがあることを知っていた58.9%
被認定者アンケート 被認定者（療養者） （認定通知送付時に実施）	656	○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ70.4%、家族・知人15.1%、 機構ホームページ10.5%、ポスター・チラシ8.8%、 テレビ8.4%、保健所・地方環境事務所7.6%、 労働基準監督署5.9%、新聞広告3.7%、 ○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集34.7%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足31.7%、 様式の記入方法が分かりにくい29.7%、 手引きがわかりにくかった24.8% ○要望 ・申請から認定までの期間短縮 ・手続き、書類の簡素化 ・医師や医療機関への周知活動 ・制度に関する一般的な周知 ・進捗状況を知らせてほしい
未申請死亡者遺族アンケート 認定された未申請死亡者の遺族 （認定通知送付時に実施）	129	○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ65.9%、家族・知人26.4%、 機構ホームページ15.5%、ポスター・チラシ10.9%、 テレビ7.0%、保健所・地方環境事務所5.4% 労働基準監督署3.1%、新聞広告3.1%、 ○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集30.4%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足30.4%、 戸籍等の収集26.1%、 様式の記入方法が分かりにくい13.0%、 手引きが分かりにくかった13.0%、

		<p>保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 13.0%</p> <p>○要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡素化 ・医師や医療機関への周知活動 ・制度に関する一般的な周知
<p>施行前死亡者遺族アンケート</p> <p>認定された施行前死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)</p>	7	<p>○救済制度を知った経緯</p> <p>ポスターやチラシ 28.6%</p> <p>新聞・雑誌等の広告 28.6%</p> <p>ラジオ・テレビ 14.3%、</p> <p>環境再生保全機構のホームページ 14.3%、</p> <p>○請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との回答が 71.5%、どちらでもないが 14.3%、無回答 14.3%</p> <p>○要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーへの配慮。

主な広報実績（令和元年度）

1. テレビCM

放送期間：令和2年1月18日（土）～31日（金）

エリア	局名	系列	メイン放送地域	投下GRP ※1	CM本数 ※2	
北海道	北海道放送	HBC	TBS	北海道	100	16
青森	青森朝日放送	ABA	テレ朝	青森	100	15
岩手	岩手めんこいテレビ	MIT	フジ	岩手	100	16
宮城	東日本放送	KHB	テレ朝	宮城	100	16
秋田	秋田テレビ	AKT	フジ	秋田	100	12
山形	テレビユー山形	TUY	TBS	山形	100	20
福島	福島放送	KFB	テレ朝	福島	100	15
関東	テレビ朝日	EX	テレ朝	茨城・栃木・群馬・ 東京・ 埼玉・千葉・神奈川	100	17
新潟	NST新潟総合テレビ	NST	フジ	新潟	100	14
富山	富山テレビ	BBT	フジ	富山	100	14
石川	石川テレビ	ITC	フジ	石川	100	11
福井	福井テレビ	FTB	フジ	福井	100	12
山梨	テレビ山梨	UTY	TBS	山梨	100	20
長野	信越放送	SBC	TBS	長野	100	17
静岡	テレビ静岡	SUT	フジ	静岡	100	12
東海	中京テレビ	CTV	日テレ	岐阜・愛知・三重	100	15
関西	毎日放送	MBS	TBS	滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山	100	11
鳥取・島根	山陰放送	BSS	TBS	鳥取・島根	100	18
広島	中国放送	RCC	TBS	広島	100	15
山口	山口放送	KRY	日テレ	山口	100	8
岡山・香川	西日本放送	RNC	日テレ	岡山・香川	100	14
徳島	四国放送	JRT	日テレ	徳島	100	9
愛媛	あいテレビ	ITV	TBS	愛媛	100	18
高知	テレビ高知	KUTV	TBS	高知	100	14
福岡	RKB毎日放送	RKB	TBS	福岡	100	16
佐賀	サガテレビ	STS	フジ	佐賀	100	15
長崎	長崎放送	NBC	TBS	長崎	100	15
熊本	熊本放送	RKK	TBS	熊本	100	16
大分	大分朝日放送	OAB	テレ朝	大分	100	13
宮崎	テレビ宮崎	UMK	日テレ・ テレ朝	宮崎	100	9
鹿児島	鹿児島テレビ	KTS	フジ	鹿児島	100	17
沖縄	沖縄テレビ	OTV	フジ	沖縄	100	7
合計	32局		47都道府県		3,200	457

※1 GRP（Gross Rating Point）：延べ視聴率（視聴率の積重ね）

例えば、視聴率10%の枠に、50本のCMが放送されると500GRPとなる。

※2 15秒CM

2. 新聞広告・新聞折り込み

地方紙及び新聞折り込みは、中皮腫で亡くなられた方の多い地域を選定。

(1) 新聞広告（全5段・カラー）

	新聞名	掲載日
1	朝日新聞 朝刊	2月17日（月）・24日（祝）
2	産経新聞 朝刊	2月27日（木）
3	北海道新聞（全道版） 朝刊	2月20日（木）
4	北日本新聞北海道新聞 朝刊	2月20日（木）
5	山陰中央新報 朝刊	2月20日（木）
6	スポーツニッポン（東京本社版）	2月10日（月）

(2) 救済制度チラシの新聞折り込み

① 折り込み対象紙名

- ・愛媛県：愛媛新聞
- ・長崎県：長崎新聞、西日本新聞

② 折り込み対象地域

- ・愛媛県：松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市の全域
- ・長崎県：長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市の全域

3. WEB広告

WEB広告は、60代以上の方及びその家族世代並びに中皮腫で亡くなられた方の多い地域を対象に配信。

配信期間：令和2年2月20日（木）～3月20日（金）

	対象	種類	サイト	メニュー	セグメント	指標	結果
ア	一般国民	動画広告	YouTube	TrueViewインストリーム 広告	年齢：35歳以上 エリア：重点地域、準重点地域	動画再生完了数	476,851 回
					年齢：35歳以上	動画再生完了数	168,239 回
イ		Yahoo!Japan	YDNインフィード動画広告	年齢：40歳以上 エリア：重点地域、準重点地域	動画再生 (10秒) 数	166,869 回	
				年齢：40歳以上 エリア：重点地域	動画再生 (10秒) 数	856,057 回	
ウ		Facebook	LinkVideoAd	年齢：40歳以上 エリア：重点地域、準重点地域	クリック数	12,733 回	
エ		docomo	dメニューTOP	年齢：40歳以上	表示回数	7,538,391 imp	
オ		GeoLogic	位置情報広告	年齢：35歳以上 推定居住地によりセグメント	クリック数	11,735 回	
カ		リスティング 広告	Google	キーワードターゲット	年齢：35歳以上、不明 キーワード： 中皮腫、肺がん、石綿など	クリック数	2,229 回
	Yahoo!Japan		スポンサードサーチ	キーワード： 中皮腫、肺がん、石綿など	クリック数	2,166 回	
ク	医療関係者	動画広告	m3.Com	Yahoo!Japan m3.com データ連携 ターゲティングC プライム ディスプレイ	医師（呼吸器内科）、看護師、 臨床検査技師、衛生検査技師	表示回数	821,569 imp
ケ		静止画 広告	ADMATRIX DSP	オーディエンス	呼吸器内科、呼吸器外科、看護師・ ナース、病理診断科、臨床検査 技師、介護士・ケアマネージャー	表示回数	8,605,931 imp

4. 全国の保険薬局へのポスター配布

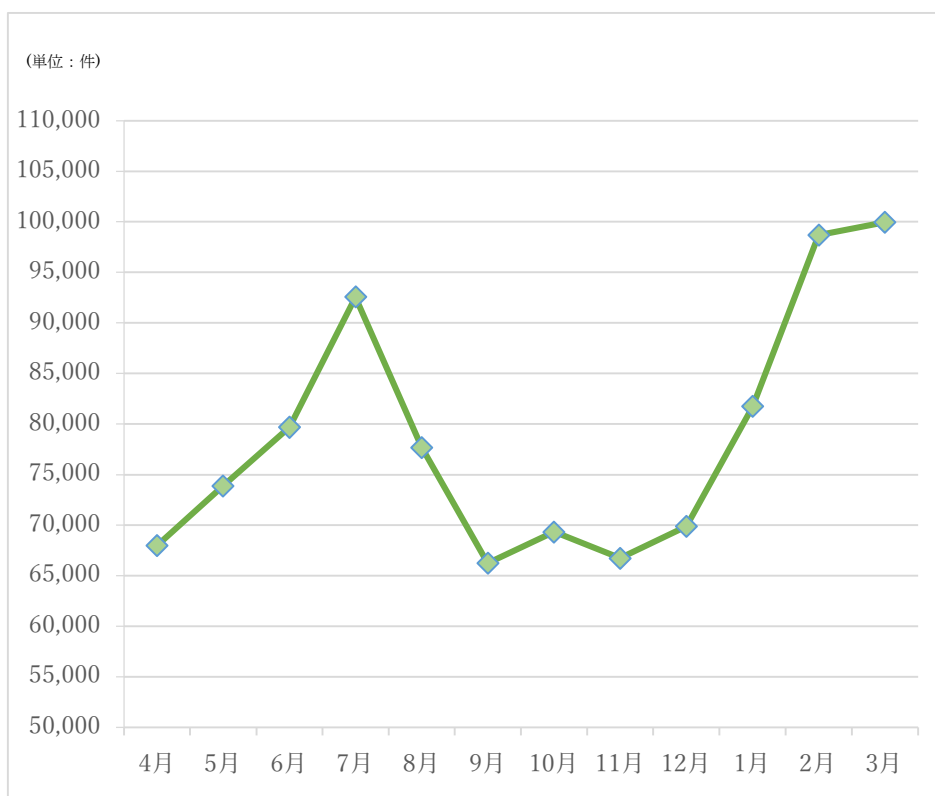
全国の保険薬局（56,446軒）に、制度周知ポスターを発送。

発送日：令和2年2月29日（土）

サイズ：A3判（両面・半折り）

- ・表面…依頼文書（A4判）及び制度周知ポスター（A4判）
- ・裏面…制度周知ポスター（A3判）

石綿健康被害救済制度ホームページアクセス数（令和元年度）



(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	67,976	73,886	79,679	92,556	77,685	66,229	69,325	66,723	69,886	81,724	98,696	99,950
平成30年度	55,396	54,978	70,236	59,290	57,500	59,601	65,775	62,734	59,040	86,489	69,879	65,202

(参考) 平成27年度～平成29年度

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4月	6,488	4,383	4,563
5月	6,189	4,249	4,830
6月	8,438	4,407	6,018
7月	9,017	4,071	4,772
8月	7,293	4,270	4,499
9月	5,527	4,229	4,214
10月	6,999	4,794	4,649
11月	7,862	4,963	4,200
12月	8,057	5,656	4,333
1月	17,407	5,369	4,585
2月	7,630	4,851	6,786
3月	4,908	4,821	4,822
累計	95,815	56,063	58,271

※ 平成30年度からアクセス解析ツールを変更したことで、解析の特性が変わり、アクセス数集計結果の継続性がなくなったため、平成27年度～平成29年度のアクセス数については、参考までに記載する。

窓口相談・無料電話相談件数（令和元年度）

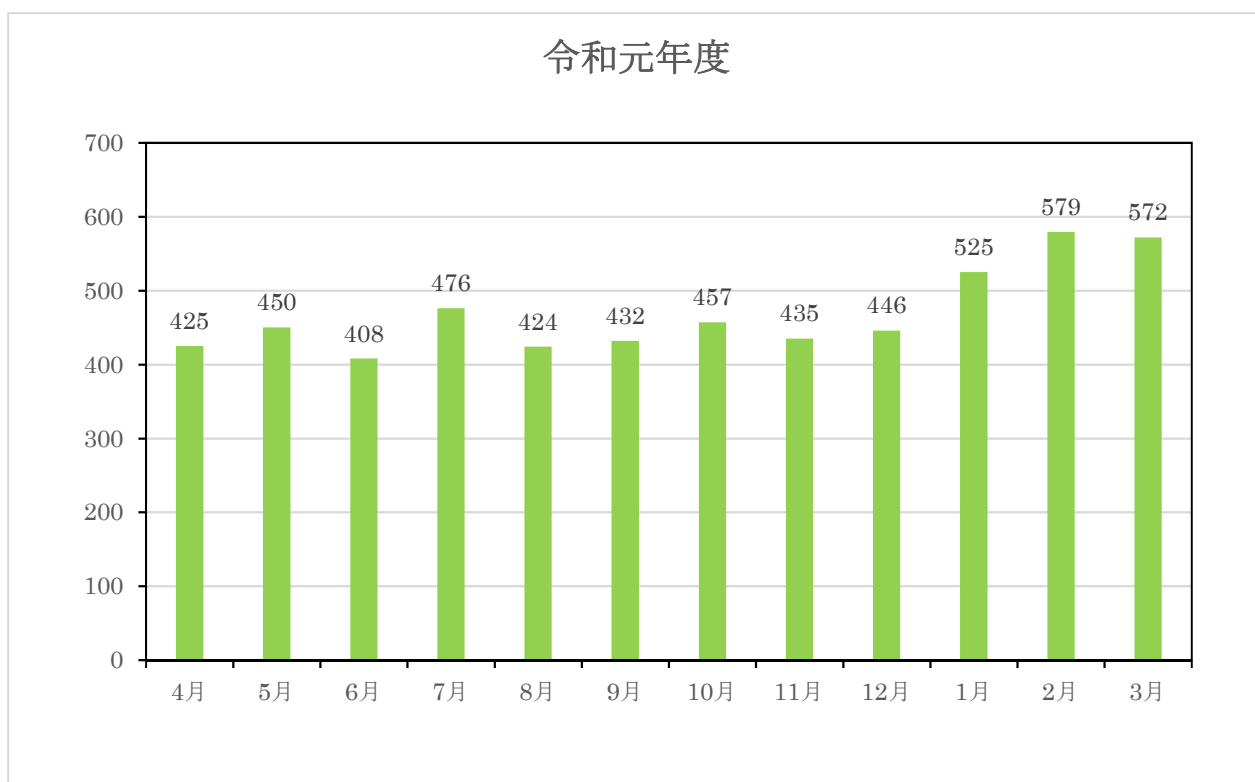
1. 窓口相談 54 件

相談内容内訳（複数回答あり）

（単位：件）

制度について	手続について	健康不安	その他	計
11	42	2	2	57

2. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931）



<6カ年比較>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	425	450	408	476	424	432	457	435	446	525	579	572	5,629
H30	501	514	507	462	419	387	456	429	377	1038	575	518	6,183
H29	423	398	563	431	413	456	461	397	427	920	692	633	6,214
H28	383	374	395	392	396	373	334	391	405	909	682	614	5,648
H27	314	292	396	388	344	327	358	365	354	1,530	739	477	5,884
H26	359	329	329	356	271	323	409	331	634	508	502	481	4,832

学会等におけるセミナー実績（令和元年度）

	セミナー名	開催日	場所	参加者
1	第 36 回日本呼吸器外科学会学術集会	5 月 16 日（木）	大阪国際会議場	46 名
2	第 45 回日本診療情報管理学会学術大会	9 月 19 日（木）	グランフロント大阪	147 名
3	第 50 回日本看護学会－看護管理－学術集会	10 月 23 日（水）	名古屋国際会議場	223 名
4	第 58 回全国自治体病院学会	10 月 25 日（金）	アスティとくしま・むらさきホール	69 名
5	第 65 回日本病理学会秋期特別総会	11 月 8 日（金）	つくば国際会議場	96 名
6	第 73 回国立病院総合医学会	11 月 8 日（金）	名古屋国際会議場	101 名
7	第 67 回日本職業災害医学会学術大会	11 月 9 日（土）	学術総合センター（一橋講堂）	57 名
8	第 50 回日本看護学会－慢性期看護－学術集会	11 月 15 日（金）	鹿児島市民文化ホール	127 名
9	第 58 回日本臨床細胞学会秋期大会	11 月 16 日（土）	岡山県医師会館	297 名
10	第 60 回日本肺癌学会学術集会	12 月 6 日（金）	大阪国際会議場	99 名
11	群馬県医師会 石綿関連疾患研修会	1 月 30 日（木）	群馬県庁	59 名
12	第 27 回日本 CT 検診学会学術集会	2 月 7 日（金）	砂防会館	134 名
13	第 60 回日本肺癌学会九州支部学術集会 第 43 回日本呼吸器内視鏡学会九州支部総会	2 月 21 日（金）	北九州国際会議場	32 名
	計 13 回			計 1,487 名

環境研究総合推進費 令和2年度新規課題公募要領（抜粋版）

1. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策に貢献することを目的としています。

推進費は、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、気候変動緩和策及び適応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）への貢献・反映を図ることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的資金です。

推進費により実施する研究課題は、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査に付し、環境行政上の意義、科学的・技術的意義、研究体制・研究計画の妥当性、目標の達成可能性・期待値、成果の波及・貢献度等の観点から評価した上で、環境に関する国内外の動向に即して競争的に選定・採択します。

2. 研究開発の対象

(1) 公募区分

令和2年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。詳細は、Ⅲ及びⅣをご参照ください。

表1 公募区分

公募区分		年間研究開発費 の支援規模 (間接経費・消費税を含む)	研究期間	e-Rad 上の 公募区分
推進費 〔委託費〕	(1) 環境問題対応型研究	40 百万円以内	3 年以内	環境研究総合 推進費（委託費）
	(2) 革新型研究開発 若手枠 ^(*1)	6 百万円以内	3 年以内	
	(3) 戦略的研究開発 (I)	300 百万円以内	5 年以内	
	(4) 課題調査型研究 ^(*2)	13 百万円以内	2 年以内	

	(5) 戦略的研究開発 (Ⅱ)	100 百万円以内	3 年以内	
推進費 〔補助金〕	(6) 次世代事業 (補助率1/2) (*3)	200 百万円以内	3 年以内	環境研究総合推進費 (補助金)

(*1) 革新型研究開発 若手枠については、一定の予算枠を設けた上で審査・採択を行います。研究代表者及び研究分担者のすべてが令和2年4月1日時点で40歳未満であることを要件とします。

(*2) 課題調査型研究は、環境省が研究テーマを提示して実施する**戦略的研究開発 (Ⅰ) のフューチャビリティ・スタディー (FS) 研究**として行うものです。

(*3) 次世代事業については、本要領 p31を参照してください。

(2) 公募研究領域と重点課題

令和2年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和元年5月環境大臣決定)(以下「推進戦略」という。)の構成に沿った5つの研究領域で行います。5領域とそれらに対応する重点課題は、表2のとおりです。

表2 公募研究領域と重点課題

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	<p>【重点課題①】 持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示</p> <p>【重点課題②】 ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発</p> <p>【重点課題③】 持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革</p> <p>【重点課題④】 環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用</p> <p>【重点課題⑤】 災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑥】 グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発(「海洋プラスチックごみ問題への対応」)</p>
気候変動領域	<p>【重点課題⑦】 気候変動の緩和策に係る研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑧】 気候変動への適応に係る研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑨】 地球温暖化現象の解明・予測・対策評価</p> <p>※【重点課題⑦】 気候変動の緩和策に係る研究・技術開発のうち、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する技術開発等は推進費の公募対象としません。</p> <p>※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。</p>
資源循環領域	<p>【重点課題⑩】 地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑪】 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑫】 社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発</p>

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
自然共生領域	<p>【重点課題⑬】 生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究</p> <p>【重点課題⑭】 生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発</p>
安全確保領域	<p>【重点課題⑮】 化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究</p> <p>【重点課題⑯】 大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究</p>

○「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）については、以下をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

（3）行政ニーズ

環境省各部局の研究開発ニーズを踏まえ、今回の公募では、前項で示した公募研究領域のうち、特に「別添資料 令和2年度新規課題に対する行政ニーズについて」に記した行政ニーズに適合する研究開発の提案を重視します。

（4）特に提案を求める研究開発テーマ

令和2年度の新規課題公募では、以下の課題を重点的に募集します。

1) 推進戦略を踏まえ、第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）に示された地域循環共生圏及び統合イノベーション戦略2019（令和元年6月閣議決定）に示されたSociety5.0の実現に向けた研究課題。

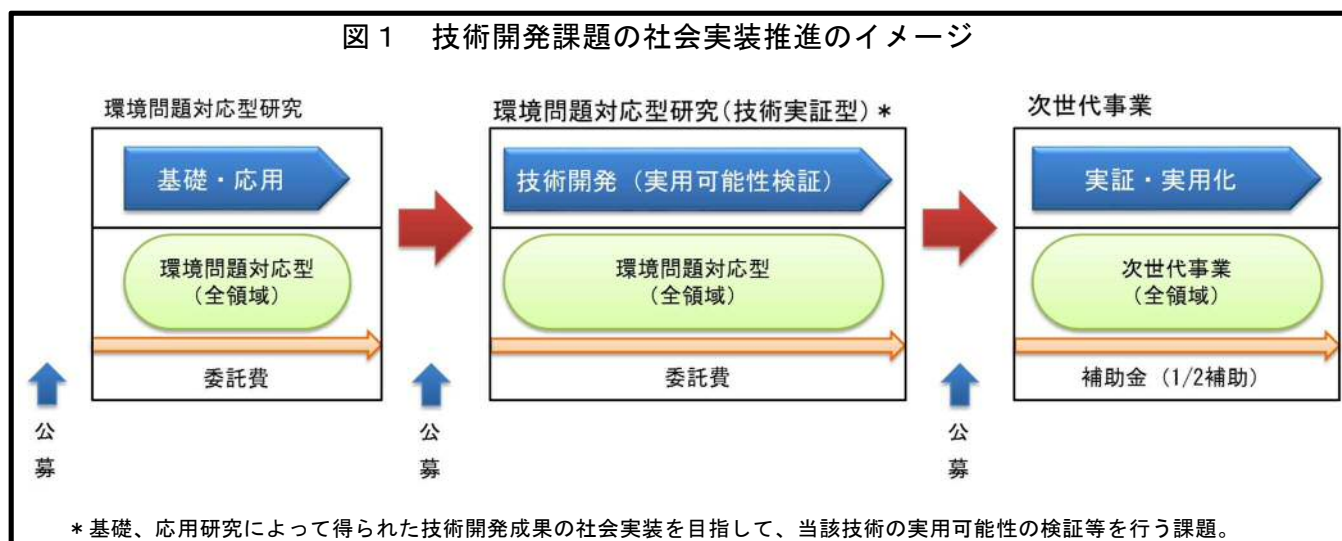
○第五次環境基本計画 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/108982.pdf>

○統合イノベーション戦略2019 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

2) 平成30年6月に公布された気候変動適応法を踏まえた、気候変動への適応に関する研究課題のうち、地方公共団体、地域の研究機関・大学（気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとなることが想定される機関を含む。）など、地域の関係者が連携して行い、他地域の適応策にも貢献しうる研究課題。

○気候変動適応法 <https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

3) 推進戦略に掲げる重点課題の解決に資する技術開発の成果の社会実装を進めるため、それらの実用可能性の検証を行う課題（環境問題対応型研究（技術実証型））や実証・実用化を図る事業（次世代事業）（※図1参照）。



3. 応募手続き

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。

また、郵送による書類の提出が必要な場合があります。推進費〔委託費〕と推進費〔補助金〕で必要な書類が異なりますので、それぞれⅢ.（p19～）又はⅣ.（p31～）をご参照ください。

(2) 応募期間の主なスケジュール

公募開始	令和元年9月27日（金）15時
公募締め切り	令和元年11月1日（金）17時 (e-Radでの応募書類の受付期限)

例年、締切間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分毎にシステムへの入り口が異なりますので（本要領p2の表1の「e-Rad上の公募区分」欄を参照）、くれぐれもご注意ください。間違えた入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、機構にご相談ください。ただし、締切後は、公募区分の変更はできず不受理となりますので、ご注意ください。

令和2年度新規課題に対する行政ニーズについて

■本資料の目的・対象

環境研究総合推進費は環境政策貢献型の競争的資金であり、環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月21日環境大臣決定）（以下「推進戦略」という）に基づく重点課題への貢献を基本としつつ、環境省が策定する重要研究テーマ（行政ニーズ）も重視して研究開発を推進します。推進戦略においては、我が国の環境研究・技術開発について、中長期的（2030年、2050年）のあるべき姿を睨みながら、この5年間で取り組むべき16項目の重点課題や、その効果的な推進方策が示されています。

本資料は、環境研究総合推進費の令和2年度新規課題公募において特に提案を求める研究テーマ（行政ニーズ）を示すものです。

なお、本資料では、公募対象のうち「戦略的研究開発」以外の公募区分に係る行政ニーズを記載しています。

「戦略的研究開発」については、以下の資料を参照ください。

- ・別添資料2：令和2年度戦略的研究開発課題（S-18）の公募方針
- ・別添資料3：令和2年度戦略的研究開発課題（SⅡ-6）の公募方針
- ・別添資料4：令和2年度戦略的研究開発課題（SⅡ-7）の公募方針

令和2年度新規課題公募の対象区分		行政ニーズ
環境研究総合推進費	環境問題対応型研究	p12～p36に掲載されている重点課題及び行政ニーズをご確認ください。
	革新型研究開発（若手枠）	
	次世代事業	
	課題調査型研究	p37～p38に掲載されている行政ニーズをご確認ください。

■本資料の構成

推進戦略に示された16項目の重点課題及び環境省から挙げられた行政ニーズは、

- ・ p3～4：研究領域、重点課題、研究技術開発例
- ・ p5～11：Ⅰ．推進戦略における重点課題の内容
- ・ p12～36：Ⅱ．行政ニーズ（環境問題対応型研究・革新型研究開発（若手枠）・次世代事業）
- ・ p37～38：Ⅲ．行政ニーズ（課題調査型研究）

として示しています。

「行政ニーズ（重要研究テーマ）」に適合するとして環境省より推薦された研究課題は、研究開発の必要性（環境行政上の意義）の観点から、審査において高く評価されます。

**環境研究総合推進費 令和2年度新規採択研究課題
環境問題対応型研究・革新型研究開発(若手枠)・課題調査型研究・次世代事業**

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
統合領域(統合部会)			
環境問題対応型研究			
1-2001	地域循環共生圏の構築に資する経済的理論及び定量的評価手法の開発と国内自治体における実証的研究	馬奈木 俊介	九州大学
1-2002	社会と消費行動の変化がわが国の脱炭素社会の実現に及ぼす影響	金森 有子	国立研究開発法人国立環境研究所
1-2003	地域資源と地域間連携を活用した地域循環共生圏の計画とその社会・経済効果の統合評価に関する研究	芦名 秀一	国立研究開発法人国立環境研究所
1-2004	AI等の活用による災害廃棄物処理プロセスの最適化と処理計画・処理実行計画の作成支援システムの構築	中野 正樹	名古屋大学
1-2005	バイオマス廃棄物由来イタコン酸からの海洋分解性バイオナイロンの開発	金子 達雄	北陸先端科学技術大学院大学
1G-2001	モビリティ革命が脱炭素化を実現するための条件	加藤 博和	名古屋大学
1G-2002	水蒸気回収膜を用いた新規な環境配慮型廃棄物処理システムの実証	都留 稔了	広島大学
革新型研究開発(若手枠)			
1RF-2001	農耕地におけるマイクロプラスチックの発生と海域への移行に関する研究	勝見 尚也	石川県立大学
1RF-2002	リアルタイムAI技術に基づく省エネルギー化に資する高度自動運転支援技術に関する研究開発	松原 靖子	大阪大学
課題調査型研究			
1FS-2001	海洋プラスチック問題解決に資するプラスチック資源循環システム構築調査研究	吉岡 敏明	東北大学
次世代事業			
1J-2001	セルロースナノファイバーコンポジットの実用化	徳田 宏	オーミケンシ株式会社
気候変動領域(気候変動部会)			
環境問題対応型研究			
2-2001*	気候変動に対応した持続的な流域生態系管理に関する研究	西廣 淳	国立研究開発法人国立環境研究所
2-2002	世界を対象としたネットゼロ排出達成のための気候緩和策及び持続可能な開発	高橋 潔	国立研究開発法人国立環境研究所
2-2003	地球温暖化に関わる北極エアロゾルの動態解明と放射影響評価	小池 真	東京大学
2-2004*	水防災・農地・河川生態系・産業への複合的な気候変動影響と適応策の研究	原田 守啓	岐阜大学
2-2005	気候政策とSDGsの同時達成における水環境のシナジーとトレードオフ	平林 由希子	芝浦工業大学
2-2006	メタン吸収能を含めたアジア域の森林における土壌炭素動態の統括的観測に基づいた気候変動影響の将来予測	梁 乃申	国立研究開発法人国立環境研究所
2-2007	海洋酸性化と貧酸素化の複合影響の総合評価	小笠 恒夫	国立研究開発法人水産研究・教育機構
2-2008	暗黙的炭素価格を踏まえたカーボンプライシングの制度設計:効率性と地域経済間の公平性を旨して	有村 俊秀	早稲田大学
2-2009*	積雪寒冷地における気候変動の影響評価と適応策に関する研究	野口 泉	地方独立行政法人北海道立総合研究機構
革新型研究開発(若手枠)			
2RF-2001	ルイス酸性ゼオライトを用いたCO ₂ 高選択吸着剤の開発	伊與木 健太	東京大学
2RF-2002	複合プレンステッド塩基を活用した有機分子への実践的二酸化炭素固定化法	重野 真徳	東北大学
2RF-2003	地球温暖化予測のための時空間シームレスな降雨・降雪スキームの開発	道端 拓朗	九州大学
課題調査型研究			
2FS-2001	短寿命気候強制因子による気候変動・環境影響に対応する適応・緩和策推進のための調査研究	竹村 俊彦	九州大学

資料_推進2

資源循環領域(資源循環部会)			
環境問題対応型研究			
3-2001	畜産廃棄物由来アンモニアによる大幅な発電効率向上を基盤とする地域循環畜産システム	松村 幸彦	広島大学
3-2002	高電圧パルス破砕を利用したアモルフスタイプ太陽光発電パネルの効率的処理	飯塚 淳	東北大学
3-2003	バイオガスを燃料とする自律分散型高効率電源の実現に向けた固体酸化燃料電池の開発	亀島 欣一	岡山大学
3-2004	環境調和型抽出剤の創製と高効率レアメタルリサイクル技術の構築	後藤 雅宏	九州大学
3G-2001	地域産業と連携した下水汚泥肥料の事業採算性の高い循環システムの構築	山内 正仁	鹿児島工業高等専門学校
3G-2002	リサイクル炭素繊維を原料とした連続繊維強化複合材料部材の開発	仲井 朝美	岐阜大学
革新型研究開発(若手枠)			
3RF-2001	高防汚性と易原料化とを兼備する双性イオン型PETの開発	河村 暁文	関西大学
3RF-2002	アルミニウムドrossを利用した悪臭物質の分離除去技術	平木 岳人	東北大学
次世代事業			
3J-2001	廃棄物処理システムの強靱化に貢献する固化式処分システムの社会実装研究	島岡 隆行	九州大学
自然共生領域(自然共生部会)			
環境問題対応型研究			
4-2001	次世代DNAバーコードによる絶滅危惧植物の種同定技術の開発と分類学的改訂	矢原 徹一	一般社団法人九州オープンユニバーシティ
4-2002	両生爬虫類をモデルとした希少種選定の基礎資料整備と保全対象種の簡易同定法の確立およびそれらのワークフローの提案	戸田 守	琉球大学
4-2003	植物相の定量的解析による世界自然遺産候補地西表島の管理基盤情報の確立	内貴 章世	琉球大学
4-2004	環境DNAに基づく希少種・外来種の分布動態評価技術の開発と実践	荒木 仁志	北海道大学
4-2005	SFTSに代表される人獣共通感染症対策における生態学的アプローチ	岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構
4-2006	侵略的外来哺乳類の防除政策決定プロセスのための対策技術の高度化	城ヶ原 貴通	沖縄大学
4G-2001	イノシシの個体数密度およびCSF感染状況の簡易モニタリング手法の開発	横山 真弓	兵庫県立大学
革新型研究開発(若手枠)			
4RF-2001	海産環形動物絶滅危惧種の特定のための網羅的DNAバーコーディング:希少種の探索,新種記載と分類の整理,および分布情報の集積の促進	阿部 博和	岩手医科大学
4RF-2002	ビッグデータと機械学習を用いた国立公園の文化的サービス評価	小黒 芳生	国立研究開発法人森林研究・整備機構
安全確保領域(安全確保部会)			
環境問題対応型研究			
5-2001	気候変動に伴う黄砂の発生・輸送に関する変動予測とその検出手法に関する研究	清水 厚	国立研究開発法人国立環境研究所
5-2002	環境化学物質の複合曝露による思春期の健康影響評価と曝露源の検討	荒木 敦子	北海道大学
5-2003	化学物質体内動態モデル及び曝露逆推計モデル構築システムの開発	磯部 友彦	国立研究開発法人国立環境研究所
5-2004	国際民間航空機関の規制に対応した航空機排出粒子状物質の健康リスク評価と対策提案	竹川 暢之	首都大学東京
5-2005	播磨灘を例とした瀬戸内海の栄養塩管理のための物理—底質—低次生態系モデルの開発	森本 昭彦	愛媛大学
5-2006	水環境における新興・再興微生物リスク管理に向けた微生物起源解析の活用に関する研究	片山 浩之	東京大学
5-2007	PM2.5の脳循環および脳梗塞後に及ぼす影響の解析	石原 康宏	広島大学
革新型研究開発(若手枠)			
5RF-2001	大気モニタリングネットワーク用低コスト高スペクトル分解ライダーの開発	神 慶孝	国立研究開発法人国立環境研究所
5RF-2002	機械学習を用いた大気汚染予測システムへのガイダンス手法の開発と予測精度向上	弓本 桂也	九州大学
5RF-2003	小規模金採掘による水銀汚染評価とその包括的リスク評価手法の構築	中澤 曆	福岡工業大学
5RF-2004	燃焼における官能基を有した多環芳香族炭化水素の生成機構解明とモデル構築	鈴木 俊介	国立研究開発法人産業技術総合研究所
5RF-2005	環境中における薬剤耐性遺伝子の伝播ポテンシャルと伝達機構の解明	西山 正晃	山形大学
5RF-2006	タイヤ粉塵由来マイクロプラスチックの時空間分布特性及び交通流の影響解明	酒井 宏治	首都大学東京

* :地域レベルの気候変動適応課題
G :環境問題対応型(技術開発実証型)

令和2年度環境研究総合推進費新規採択研究課題 戦略的研究開発(Ⅰ)

プロジェクト番号	プロジェクト名	プロジェクトリーダー	所属機関				
テーマ番号	テーマ名	テーマリーダー	所属機関	サブテーマ番号	サブテーマ名	サブテーマリーダー名	所属機関
S-18	気候変動影響予測・適応評価の総合的研究	三村信男	茨城大学				
S-18-1	総合的な気候変動影響予測・適応評価フレームワークの開発	三村信男	茨城大学	S-18-1(1)	統一的な気候変動影響予測のためのフレームワーク構築と基盤情報の整備	三村信男	茨城大学
				S-18-1(2)	適応計画策定支援のための統合データベース構築と分析ツールの開発	真砂 佳史	国立研究開発法人 国立環境研究所
				S-18-1(3)1	統計的な手法によるデータ・ドリブンな気候変動影響予測手法の開発と適応効果の解析	石塚 直樹	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
				S-18-1(3)2	統計的な手法によるデータ・ドリブンな気候変動影響予測手法の開発と適応効果の解析	西浦 博	北海道大学
				S-18-1(4)	適応策のシナジー・トレードオフを考慮した気候変動適応計画の評価に関する研究	横沢 正幸	早稲田大学
S-18-2	農林水産業分野を対象とした気候変動影響予測と適応策の評価	白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	S-18-2(1)	水稲、畑作物、野菜、果樹を対象とした気候変動影響予測と適応策の評価	白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
				S-18-2(2)	畜産を対象とした気候変動影響予測と適応策の評価	樋口 浩二	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
				S-18-2(3)	林業を対象とした気候変動影響予測と適応策の評価	平田 泰雅	国立研究開発法人 森林研究・整備機構
				S-18-2(4)	水産業を対象とした気候変動影響予測と適応策の評価	木所 英昭	国立研究開発法人 水産研究・教育機構
S-18-3	自然災害・水資源分野を対象とした気候変動影響予測と適応策の評価	横木 裕宗	茨城大学	S-18-3(1)	気候変動による氾濫・浸水災害の統合影響予測と適応策の経済評価	横木 裕宗	茨城大学
				S-18-3(2)	高潮・高波等を対象とした沿岸域への気候変動影響予測と適応策の評価	森 信人	京都大学
				S-18-3(3)	河川洪水・内水氾濫による気候変動影響予測と適応策の評価	風間 聡	東北大学
				S-18-3(4)	流域における水資源への気候変動影響予測と適応策の評価	吉田 武郎	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
S-18-4	国民の生活の質(QoL)とその基盤となるインフラ・地域産業への気候変動影響予測と適応策の検討と評価	栗栖 聖	東京大学	S-18-4(1)	生活の質(QoL)から見た地域の気候変動脆弱性の評価と適応策の検討と評価	栗栖 聖	東京大学
				S-18-4(2)	都市構造物を対象とした気候変動影響予測と適応策の検討と評価	谷川 寛樹	名古屋大学
				S-18-4(3)	地域の土地利用・市街地環境への気候変動影響予測と持続的再生方針の検討と評価	村山 顕人	東京大学
				S-18-4(4)	交通・輸送システムへの気候変動影響予測と新しいサービスの検討と評価	加藤 博和	名古屋大学
S-18-5	気候変動影響の経済評価手法の開発	日引 聡	東北大学	S-18-5(1)	気候変動による農業部門と健康への影響及び適応策に関する経済評価手法の開発	日引 聡	東北大学
				S-18-5(2)	気候変動による自然災害がもたらす影響及び適応策に関する経済評価手法の開発	野原 克仁	北星学園大学

令和2年度環境研究総合推進費新規採択研究課題 戦略的研究開発(Ⅱ)

プロジェクト番号	プロジェクト名	プロジェクトリーダー	所属機関				
SⅡ-6	水俣条約の有効性評価に資するグローバル水銀挙動のモデル化及び介入シナリオ策定	高岡 昌輝	京都大学				
テーマ番号	テーマ名	テーマリーダー	所属機関	サブテーマ番号	サブテーマ名	サブテーマリーダー名	所属機関
SⅡ-6-1	人為的活動下での水銀制御・管理技術と健康リスク予測に関する研究	高岡 昌輝	京都大学	SⅡ-6-1(1)	人為的活動下での水銀制御・管理技術の変遷調査と将来予測	高岡 昌輝	京都大学
				SⅡ-6-1(2)	ヒトへの水銀曝露リスク及びその推移の予測	高橋 史武	東京工業大学
SⅡ-6-2	有効性評価に資するシナリオ分析モデルの開発	中島 謙一	国立研究開発法人 国立環境研究所	SⅡ-6-2(1)	資源の探掘活動・利用等に起因する水銀量のグローバル・シナリオモデルの開発設計と解析	中島 謙一	国立研究開発法人 国立環境研究所
				SⅡ-6-2(2)	ライフサイクル思考に基づく対策技術の導入に伴うトレードオフの解析	山末 英嗣	立命館大学
SⅡ-6-3	全球モデルを利用した水銀の生物蓄積及び生物曝露評価手法に関する研究	武内 章記	国立研究開発法人 国立環境研究所	SⅡ-6-3(1)	水銀のメチル化速度定数を付加した全球モデルの高度化と中長期予測	武内 章記	国立研究開発法人 国立環境研究所
				SⅡ-6-3(2)	海洋環境での形態別水銀の分布と分配に関する研究	丸本 幸治	国立水俣病総合研究センター

プロジェクト番号	プロジェクト名	プロジェクトリーダー	所属機関				
SⅡ-7	新たな海洋保護区(沖合海底自然環境保全地域)管理のための深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発	藤倉 克則	国立研究開発法人 海洋研究開発機構				
テーマ番号	テーマ名	テーマリーダー	所属機関	サブテーマ番号	サブテーマ名	サブテーマリーダー名	所属機関
SⅡ-7-1	深海生物相の画像解析によるモニタリング法及びサンプリング法の開発	藤倉 克則	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	SⅡ-7-1(1)	深海生物相の画像解析をはじめとする深海生態系の多角的モニタリング法の提案	藤倉 克則	国立研究開発法人 海洋研究開発機構
				SⅡ-7-1(2)	深海堆積物中生物相の画像解析によるモニタリング法の開発	河地 正伸	国立研究開発法人 国立環境研究所
SⅡ-7-2	深海大型生物相の環境DNAによるモニタリング法の開発	宮 正樹	千葉県立中央博物館	SⅡ-7-2(1)	脊椎動物における調査方法の開発と実践、ならびに基盤データの整備	宮 正樹	千葉県立中央博物館
				SⅡ-7-2(2)	無脊椎動物における調査方法の開発と実践、ならびに基盤データの整備	源 利文	神戸大学
SⅡ-7-3	深海微小生物相のメタゲノム解析によるモニタリング法の開発	浜崎 恒二	東京大学	SⅡ-7-3(1)	深海原核生物のメタゲノム解析によるモニタリング法の開発	浜崎 恒二	東京大学
				SⅡ-7-3(2)	深海小型底生生物のメタゲノム解析によるモニタリング法の開発	小島 茂明	東京大学

予算と決算の対比

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	7,120	7,120	
補助金等	11,804	11,747	
業務収入	33,076	34,047	
受託収入	5	5	
その他収入	911	1,250	遅延損害金等の回収増
計	52,916	54,168	
支出			
業務経費	56,883	50,870	公害健康補償予防業務における公害健康被害者の認定患者数の減少及びびおり塩化ビフェニル廃棄物処理業務の処理量の減少等
うち人件費	974	817	
受託経費	5	5	
一般管理費	968	945	
うち人件費	444	441	
予備費	200	—	環境保全研究・技術開発勘定における研究費の翌事業年度への留保
計	58,057	51,819	

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度	当中期目標期間									
	金額 (中期計画)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	90	74	△17.1								
事業費	1,550	1,360	△12.2								

(注)削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なります。

令和元年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約を除く。)は44件、契約金額は933百万円であり、うち競争性のない随意契約は8件、契約金額は33百万円であった。

なお、平成30年度と比較して、競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、平成30年度から始まった環境研究総合推進費プログラムオフィサー8名のうち令和元年度で交代となった者が1名であったこと(委託業務契約(H30年度:8件、約40百万円→R1年度:1件、約5百万円))、汚染負荷量賦課金徴収・審査システム等の改修業務(約30百万円)が平成30年度限りの経費であったことが主な要因である。

表1 令和元年度の調達全体像 (単位:件、百万円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	[3.4%] 1	[△21.3%] △201
企画競争・公募	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	[100.0%] 3	[89.7%] 73
競争性のある契約(小計)	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	[12.5%] 4	[△12.5%] △128
競争性のない随意契約	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	[△38.5%] △5	[△61.5%] △53
合計	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	[△2.2%] △1	[△16.3%] △181

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(2) 一者応札・応募の状況について

令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は6件、契約金額は186百万円であった。

なお、一者応札・応募の6件は、一者応札3件及び参加意思確認型公募による一者応募3件であり、件数が増加した主な要因は、その特殊性から供給元が限定された案件が増加したことである。また、平成30年度と比較して金額が減少しているのは、平成30年度において複数年度契約(公害健康被害補償業務の徴収関連業務:約765百万円(6年))があったことが主な要因である。

表2 令和元年度の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	31(96.9%)	264(25.7%)	30(83.3%)	715(79.4%)	△1[△3.2%]	451[170.6%]

1者	件数	1(3.1%)	6(16.7%)	5[500.0%]
	金額	765(74.3%)	186(20.6%)	△579[△75.7%]
合計	件数	32(100.0%)	36(100.0%)	4[12.5%]
	金額	1,029(100.0%)	900(100.0%)	△128[△12.5%]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

一者応札・応募に関する改善

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取組を実施した。【実施割合 100%】

- ① 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

令和元年度に締結した随意契約 8 件については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査の件数 8 件(全件)】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修及び契約書ひな形の改訂等を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。【契約事務研修(令和元年 5 月、令和 2 年 2 月)、契約書ひな形改訂(令和 2 年 2 月)】

また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の検査を実施した。【全件実施】

4. その他の調達事務における取組

ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和元年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で 10 件の調達について、総合評価落札方式の評価加点項目として設定した。【10 件実施】

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労

働者の数が 300 人以下のものに限る。)

5. 自己評価の実施

令和元年度調達等合理化計画の実施状況は、上記1～4に記載のとおりであり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底について、所期の目標を達成したことから、自己評価は「B」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会で令和元年度計画の実績及び自己評価を審議し、決定した。

(2) 契約監視委員会による審査

令和2年5月22日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和元年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

簡潔に要約された財務諸表(法人全体)

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金(*1)	99,946	運営費交付金債務	265
有価証券等	74,470	引当金	102
割賦譲渡元金	5,844	その他	2,572
貸付金	29	固定負債	
その他	993	資産見返負債	276
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	78,316
有形固定資産	344	ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	35,567
投資有価証券等	126,142	預り維持管理積立金	110,982
破産更生債権等	403	引当金	735
その他	848	長期リース債務	253
		法令に基づく引当金等	10,353
		負債合計	239,421
		純資産の部(*2)	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,629
		利益剰余金	10,015
		純資産合計	69,598
資産合計	309,019	負債純資産合計	309,019

②行政コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
損益計算書上の費用	55,693
経常費用(*3)	54,600
臨時損失(*4)	1,093
その他行政コスト(*5)	—
行政コスト合計	55,693

③損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	54,600
業務費	53,659
一般管理費	934
財務費用	1
その他	5
経常収益	55,640
運営費交付金収益等	20,832
自己収入等	34,808
臨時損失(*4)	1,093
臨時利益	444
前中期目標期間繰越積立金取崩額	41
当期総利益(*6)	431

④純資産変動計算書

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,955	43,622	28,412	87,988
当期変動額	—	7	△ 18,397	△ 18,390
その他行政コスト(*5)	—	—	—	—
当期総利益(*6)	—	—	431	431
その他	—	7	△ 18,828	△ 18,822
当期末残高(*2)	15,955	43,629	10,015	69,598

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△9,809
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33
資金増加額(又は減少額)	△33,546
資金期首残高	46,492
資金期末残高(*7)	12,946

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

	金額
資金期末残高(*7)	12,946
定期預金	87,000
現金及び預金(*1)	99,946

財務情報 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	309,293	309,401	316,138	321,467	309,019
負債	227,305	226,169	230,357	233,479	239,421
純資産	81,989	83,232	85,782	87,988	69,598
行政コスト	—	—	—	—	55,693
経常費用	59,957	54,823	59,425	56,225	54,600
経常収益	61,989	55,278	61,563	58,013	55,640
当期総利益	1,945	1,264	2,575	2,286	431

平成31年度に係る運用方針の改定について

資金の管理及び運用に関する規程第4条第2項に基づき、平成31年1月17日付けで平成31年度に係る運用方針を策定したところであるが、今般の金利情勢等を鑑み、下記のとおり運用方針を改定する。

記

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。

2. 各資金の運用方針

(1) 公害健康被害予防基金

金利変動リスクに対応できるよう、債券の償還時期に留意したうえで年限20年を上限とした債券による運用を行うこと。

- ① 平成31年度に償還される債券23億円のうち、15億円を上限として年限20年までの超長期債を取得すること。
- ② ①で取得する債券を除いたものについては、年限10年までの債券を取得すること。

(2) 石綿健康被害救済基金

被害者救済のための基金であることを踏まえ、概ね1年以内の預金を中心とした運用を行うこと。なお、救済給付の支給に支障が生じない範囲で80億円を上限に5年以内の債券を組合せた運用を行うこと。

(3) 地球環境基金

金利変動リスクに対応できるよう、債券の償還時期に留意したうえで年限20年を上限とした債券及び1年程度の預託金、大口定期預金又は譲渡性預金による運用を行うこと。

- ① 預託金の償還額34.5億円のうち、債券を15.5億円取得し、残りを1年程度の預託金、大口定期預金又は譲渡性預金による再運用を行うこと。

令和元年8月21日
財 務 部 長

- ② ①で取得する債券 15.5 億円のうち、7 億円を上限として年限 20 年までの超長期債を取得すること。
- ③ ②で取得する債券を除いたものについては、年限 10 年までの債券を取得すること。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、概ね 1 年以内の預金運用を行うこととし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること。

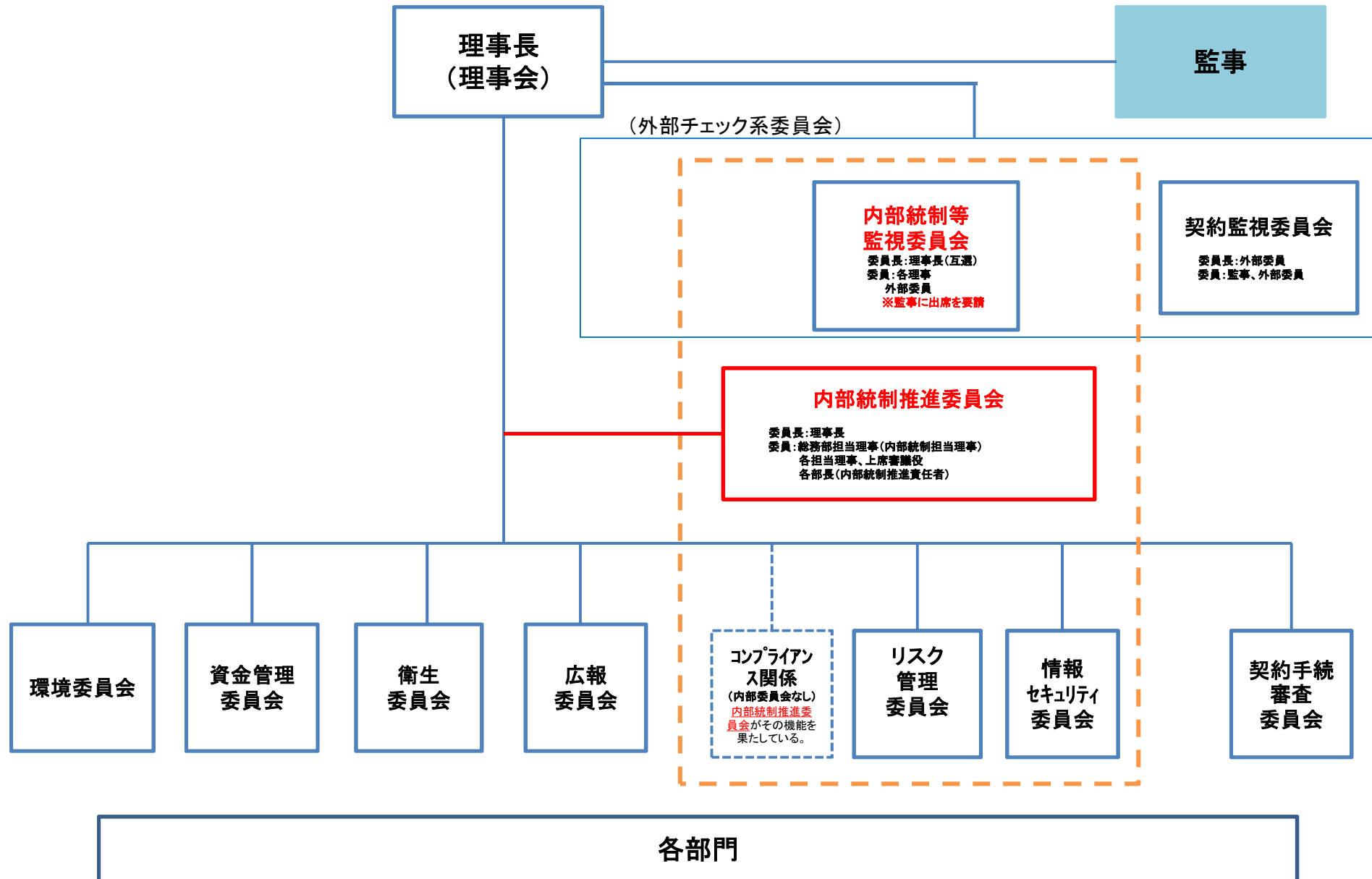
(5) 維持管理積立金

積立者からの取戻し請求に対応するため、概ね 1 年以内の預金を中心とした運用を行うこと。

なお、積立者への支払に支障が生じないよう、長期の資金収支を踏まえたうえで、年限 10 年までの債券を組合わせた運用を行うこと。

以上

内部統制の推進に関する組織体制(H27.9～)



2019年度環境配慮のための実行計画

2019年6月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（以下「機構実施計画」という。）」（平成29年10月）に基づき2019年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達を推進するための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

さらに今年度は、組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の3点の取組レベルの向上を目指すこととする。

- (1) 機構実施計画における削減目標のうち、事務所の電気使用量の削減が平成30年度未達成であったことから、照明、プリンター・複合機・パソコンのモニター等の電気機器は、使用しない時間の電源オフを徹底するなど、電気使用量の削減に関する取組を着実に実施
- (2) 用紙の使用量について、削減目標を達成しているものの、前年度比で増加していることから、年度内の予定されているノートPCの導入に当たって、ペーパーレス化を推進
- (3) 平成30年11月から実施しているERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減

【各項目における記号の意味】

◎：2019年度に重点的に取組む事項 ○：定常的に取組む事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、始業前及び昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。	○		
4	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又はモニターの電源を切る。	◎		
5	プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。	◎	◎	
6	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
7	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。	○		

資料_共通6

8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房は、冷房時は 28℃、暖房時は 20℃程度となるよう適正な温度管理を行う。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	区画ごとの電気使用量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。	◎		
2	身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	◎		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	◎	◎	
5	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	
6	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	◎	◎	
7	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	○		
8	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○		
9	印刷を行う場合は、その页数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	○		
10	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		○	○
11	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	

12	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○		
13	使用済み封筒の再利用に努める。	○	○	
14	各部の使用用紙量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

III 節水

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	◎	◎	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	◎	◎	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	◎		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎		◎
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	○		
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。		○	○

資料_共通6

11	ごみ排出量を定期的（毎月）に職員に周知する。			◎
----	------------------------	--	--	---

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI ワークライフバランスへの配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	17時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行わない。		○	
2	全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも19時までに退出する。	◎		
3	全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得する。	◎	◎	

VII グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		◎	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		◎	
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を100%達成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品を誤って購入しないよう部内においてチェックする。		○	

VIII 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	◎

IX 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	<p>役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を年2回行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 ④ 役職員が家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 			◎
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	◎		
3	「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭のエコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検を行い、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加するよう努める。	◎		

令和2（2020）年度環境配慮のための実行計画

令和2年4月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（以下「機構実施計画」という。）」（平成29年10月）に基づき令和2（2020）年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

2019年度に機構実施計画における削減目標が未達成であった電気の使用量の削減（2020年度までに10%削減の中間目標）については、達成が見込まれるところであるものの、今年度も引き続き、組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の2点の取組レベルの向上を目指すこととする。

- (1) 機構実施計画における削減目標のうち、可燃ごみの排出量の削減について、2019年度未達成が見込まれることから、廃棄を抑制する取組を徹底するとともに、平成30年11月から実施しているERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- (2) 働き方改革に伴うテレワークの導入等により、ワークライフバランスに配慮した取組を実施

【各項目における記号の意味】

◎：令和2年度に重点的に取組む事項 ○：定常的に取組む事項 太字：上記取組の関連事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、始業前及び昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。	○		
4	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又はモニターの電源を切る。	◎		
5	プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。	◎	◎	
6	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
7	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。	○		

8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房は、冷房時は28℃、暖房時は20℃程度となるよう適正な温度管理を行う。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	区画ごとの電気使用量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。	◎		
2	身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	◎		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	◎	◎	
5	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	
6	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	◎	◎	
7	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	○		
8	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○		
9	印刷を行う場合は、その页数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	○		
10	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		○	○
11	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	

資料_共通7

12	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○		
13	使用済み封筒の再利用に努める。	○	○	
14	各部の使用用紙量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

III 節水

	項 目	役職員 で取組 むもの	各 部 で 取 組 む もの	総 務 部 で 取 組 む もの
1	手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各 部 で 取 組 む もの	総 務 部 で 取 組 む もの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	◎	◎	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	◎	◎	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	◎		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎		◎
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	○		
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。		○	○

11	ごみ排出量を定期的（毎月）に職員に周知する。			◎
----	------------------------	--	--	---

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI ワークライフバランスへの配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	17時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行わない。		◎	
2	全ての職員は、定時、遅くとも 20 時までには退出する。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも 19 時までには退出する。	◎		
3	全ての職員は、原則として、年間で年休を 15 日以上取得する。	◎	◎	

VII グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		◎	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		◎	
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を 100%達成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品を誤って購入しないよう部内においてチェックする。		○	

資料_共通7

VIII 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	◎

IX 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	<p>役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を年2回行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 ④ 役職員が家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 			◎
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	◎		
3	「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭のエコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検を行い、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加するよう努める。	◎		

独立行政法人環境再生保全機構

第4期中期目標、第4期中期計画、令和元年度計画

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 公害健康被害の補償に関する業務

■第4期中期目標の趣旨

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年10月5日 法律第111号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、納付義務者の協力を促すとともに、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進める。また、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、納付業務指導調査や納付業務システム研修等の業務支援にも積極的に取り組むことが求められる。

1. 徴収業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<評価指標> (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。</p> <p>② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。</p>	<p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応を行う。</p> <p>② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促をさらに強化する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。</p> <p>① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）</p>	<p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。（(A) ②と同）</p>	<p>(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、電話、文書</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年）</p> <p>(c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均105件／年、指導件数 平均161件／年）</p> <p>(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件／年）</p>	<p>② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。（(B) ①と同）</p> <p>③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。</p> <p>④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。</p>	<p>及び現地訪問等による申告督促をさらに強化する。（(A) ②と同）</p> <p>② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対しては、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。（(B) ①及び ②と同）</p> <p>③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を計画的に実施し、適正な申告となるよう指導する。</p> <p>④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行うとともに、申告額の修正又は更正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じる。</p>
<p><評価指標></p> <p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均70%）</p>	<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやFD・CD申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。</p>	<p>(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① オンラインやFD・CDによる電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、申告納付説明・相談会の場で利用方法の説明や周知・広報を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への聴取</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均16件／年）</p> <p>(d3) ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件／年）※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス</p> <p>(d4) 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均103件／年）</p>	<p>② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。</p> <p>③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。</p> <p>④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。</p>	<p>等により利用の促進を図る。</p> <p>② 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、サイバー攻撃による情報漏えいを防止するため、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。</p> <p>③ オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、納付義務者の利便性を考慮したオンライン申告セミナーを計画的に開催する。</p> <p>④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。</p> <p>⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する</p> <p>⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し改訂する。</p> <p>⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度について</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
		<p>の共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>⑧ 制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。
- (b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。

<重要度：高>

公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。

<難易度：高>

制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため。

2. 納付業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件/年）</p> <p>(a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均27人/年）</p>	<p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。</p> <p>② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。</p>	<p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45地方公共団体のうち、原則として、前回の調査から2年を経過した、または特に指導が必要な地方公共団体を対象に指導調査を実施する。また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、地方公共団体に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。</p> <p>② 納付業務システムについて、地方公共団体の意見・要望を把握し、事務処理の効率化を図れるようセキュリティ対策を講じたシステム改修を行う。また、45地方公共団体の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、研修ニーズを把握し、希望者全員を対象に研修を実施する。</p>

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

■第4期中期目標の趣旨

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第4期中期目標期間中の事業予算は第3期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。また、第4期中期目標期間は、近年の高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目する。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を行う。また、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しや、的確な事業支援を行うことによるソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の充実等を随時行うなど、事業効果を高める努力を行い適正な助成を行う。

1. 調査研究、知識の普及・情報提供、研修

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中)3.5以上を獲得する(前中期目標期間実績:3.2)</p>	<p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価:(5段階中3.5以上(前中期目標期間実績:3.2)を獲得するため、以下の取組を行う。</p>	<p>(A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中3.5以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。また、高齢のぜん息等の罹患者が増加していることから、</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。</p> <p>② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p>	<p>成人ぜん息のうち高齢のぜん息罹患者に着目した調査研究を行う。</p> <p>① 調査研究の採択にあたり、外部有識者による事前評価の結果を研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p> <p>② 調査研究の実施にあたり、外部有識者による年度評価を実施し、評価結果を研究実施者等にフィードバックする。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施</p> <p>(b1) 事業従事者への研修の受講者数(平成29年度受講者：72人)</p>	<p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。</p>	<p>(B) 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアンケートを実施しニーズの把握を行うとともに、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について、上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標> (C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保</p> <p><関連した指標> (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均4.25件/年）</p>	<p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。</p>	<p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対し経理処理に関する説明を行う。また、採択した調査研究のすべての実施機関において、現地調査を実施する。</p>
<p><評価指標> (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p><関連した指標> (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均150回/年）</p> <p>(d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均1,255件/年）</p>	<p>(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNSを用いて積極的に情報提供を行う。</p> <p>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNSなど多様な手段により周知を行う。</p>	<p>(D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の気環境の改善に係る知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>① ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供についての的確に対応する。</p> <p>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、「メールマガジン」の他「ぜん息・COPDプラットフォーム」「SNS（ツイッター）」など多様な手段により周知を行う。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。

<難易度：高>

社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。

2. 地方公共団体への助成事業

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人/年）</p> <p>(a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件/年）</p>	<p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p> <p>② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。</p>	<p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p> <p>② ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、「集計・分析システム」の改修を進め、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 人材バンクを活用した支援実施状況</p>	<p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。</p> <p>② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。</p>	<p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予防事業人材バンクを活用した事業を、実務者連絡会議等を通じて紹介をするなど周知に努め、事業ノウハウと企画立案の支援を着実に進める。</p> <p>② 予防事業人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。</p>

3. 公害健康被害予防基金の運用等

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額 (前中期目標期間実績：平均 925 百万円/年)</p>	<p>(A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業実施に向け、以下の取組を行う。</p> <p>① 市場等の動向を注視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。</p> <p>② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。</p>	<p>(A) 予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>① 公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。</p> <p>② 予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト3事業についても、これまで以上に地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p>

民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

■ 第4期中期目標の趣旨

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしている。また、「第五次環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）においては、NPO・NGOを含む民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動が期待されるとしている。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、地球環境基金の運用等により、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行う。

民間団体等への支援等においては、第4期中期目標期間から、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、海洋プラスチック対策を含むプラスチック循環利用の促進、地域の自然資源の活用等の、第五次環境基本計画が目指す「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。その他、国内の民間団体に対する市民や企業からの寄付等による支援を促す環境が十分に整っているとは言えない状況の下、機構から支援等を受けた活動が、その後、自立し持続的に継続するための取組を拡充・強化するとともに、他団体や他地域にどれだけ波及的に展開していくのかという視点も重視する。

また、機構のこれまでの知見や経験等を活かして地域のNPO・NGOを支援するという役割の下、寄り添い型の支援の拡充や他の民間助成機関との連携等により、助成案件の質の向上及び事業の効率的な実施に努めるとともに、自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組や、地球環境基金の充実のため、国民・事業者等への理解を促進させる取組等も引き続き重要である。

1. 助成事業

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）</p>	<p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）となることを目指し、以下の取組を行う。</p>	<p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）となることを目指</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。</p> <p>② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。</p> <p>③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p>	<p>し、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備の具体的検討を行う。</p> <p>② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。</p> <p>③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均7.5点以上(前中期目標期間実績：平均6.7点)</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均7.5点以上(前中期目標期間実績：平均6.7点)となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p> <p>② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均7.5点以上(前中期目標期間実績：平均6.7点)となるよう以下の取組を行う。</p> <p>① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p> <p>② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。</p>	<p>について事後評価を実施する。</p> <p>③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりに着手し、より活動のステップアップを図れる助成制度の構築を目指す。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合 (前中期目標期間実績：平均 88.0%)</p> <p>(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）</p>	<p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。</p> <p>② 助成事業を通じて、SDGsの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境</p>	<p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。</p> <p>② 助成活動のSDGsのゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>保全活動を推進する。</p> <p>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。</p>	<p>の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）</p> <p>(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均25.3日）</p>	<p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続きに努める。</p> <p>③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。</p>	<p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続きに努める。</p> <p>③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかつた高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。

(b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。

<難易度：高>活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。

2. 振興事業

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回/年）</p> <p>(a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）</p>	<p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。</p> <p>② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度4回以上実施する。</p>	<p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を行うとともに、地域毎及び全国規模の発表会を2回以上開催する。</p> <p>② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施</p> <p><関連した指標></p>	<p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p>	<p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
(b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）	<p>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p> <p>② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。</p>	<p>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p> <p>② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。</p>

3. 地球環境基金の運用等

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) SNS（ツイッター、Instagram掲載数、フォロワー数）</p> <p>(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）</p>	<p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p> <p>② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努</p>	<p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p> <p>② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(B) 安全かつ有利な資金運用</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円）</p>	<p>める。</p> <p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、効果的な運用を行う。</p>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

■第4期中期目標の趣旨

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日 法律第65号）においては、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成28年7月26日閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、第4期中期目標の期間中に各地域において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限が順次到来すること、特に行政代執行に係る支援の資金の関連手続について短期間の実施が求められること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

1. 助成業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するな</p>	<p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図る</p>	<p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>ど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 <関連した指標> (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標 期間実績：4回／年）</p>	<p>ため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成 対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホーム ページにおいて公表する。</p>	<p>を図るため、以下の取組を行う。 ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付 申請、支払申請等の内容を適正に審査した上 で交付するとともに、審査状況及び助成対象 事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホ ームページ等において公表する。</p>
<p><評価指標> (B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据え た基金の適切な管理 <関連した指標> (b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実 績：1回／年）</p>	<p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（平成39年 3月）を見据えつつ、基金を適正に管理するととも に、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて 公表する。</p>	<p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組 を行う。 ① 基金の管理状況を年1回ホームページにお いて公表する。</p>

維持管理積立金の管理

■第4期中期目標の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

なお、維持管理積立金の管理は、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

1. 管理業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均1,203回/年）</p>	<p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p>	<p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均1回/年）</p>	<p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>

石綿による健康被害の救済に関する業務

■第4期中期目標の趣旨

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日法律第4号、以下「石綿法」という。）が制定され、労災補償等の対象とならない方の救済を図っている。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び平成28年に取りまとめられた制度見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意し、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。このため、被認定者等のニーズを把握し、制度運営等に反映させるとともに、都道府県がん診療拠点病院や日本肺癌学会、日本呼吸器学会といった関係機関や地方公共団体等とも連携しながら、石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図り、石綿健康被害者の不安の解消に努める。迅速かつ適切な認定及び救済給付の支給に当たっては、個人情報保護に十分留意しつつ、医療機関と診療情報の共有を図ること、厚生労働省（労災保険窓口）と労災保険制度の対象となり得る申請等について情報共有を図ることなど、関係機関との連携に努める。あわせて、石綿健康被害者の増加を想定して業務の効率化及び見直しを行うこと、取り扱う個人情報の管理に万全の対策を講じること、適切に石綿健康被害救済基金の管理を行うこと等により、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

さらに、指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への支援地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援として、機構の専門的知見をいかし、石綿による健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供を積極的に実施する。

1. 認定・支給に係る業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均122日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p>	<p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均122日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均122日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><関連した指標></p> <p>(a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）</p>	<p>① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。</p> <p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。</p>	<p>① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。</p> <p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、北海道から九州までの全国での保健所説明会において、保健所窓口担当者に対し各種手引やリーフレット等を活用し、窓口での相談に当たった際の留意点や書類を受付けてからのポイントを丁寧に説明する。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均17日）</p> <p>(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。</p> <p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除</p>	<p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。また、被認定者や医療機関等に向けた案内資料をより分かりやすくなるよう見直し、被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進める。</p> <p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>く。）に、請求勧奨を行う。</p> <p>③ 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>	<p>請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。</p> <p>③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）</p> <p>(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（平成 34 年 3 月 27 日）について周知を行う。</p> <p>③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 第3期中期計画期間の広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。</p> <p>② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限（令和 4 年 3 月 27 日）の周知に関する手法の検討等を行う。</p> <p>④ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。</p> <p>⑤ 中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。</p> <p>② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、ホームページを通じて提供する。</p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省、厚生労働省とも連携し、地域において認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とする説明会を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。</p> <p>② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p><関連した指標></p> <p>(e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成29年度実績：1,778病院）</p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。</p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均14回／年）</p>	<p>② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</p>	<p>② 医師、看護師及び医療系ソーシャルワーカーを対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。</p> <p>③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p><関連した指標></p> <p>(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p> <p>② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p> <p>③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。</p> <p>② 情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。</p> <p>③ 石綿による健康被害の救済に関する業務について、より一層の事務処理の効率化を図るための検討を行う。</p> <p>④ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
		済を図るとい制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。

<重要度：高>

石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。

<難易度：高>

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

2. 納付義務者からの徴収業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 納付義務者からの徴収率 100% (前中期目標期間実績：平均 100%)</p>	<p>(A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>(A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。

環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

■第4期中期目標の趣旨

研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）や第五次環境基本計画等の政府方針に沿った取組を実施していくことが求められる。これらの政府方針等においては、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

環境省は、持続可能な社会構築に資する研究成果の社会実装を見据えた研究・技術開発を推進することを目指し、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づいて、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組む。機構においても、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、気候変動、資源循環、自然共生等、推進戦略で示された分野について、環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。

また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等に加え、外部有識者による中間評価、事後評価を通じて研究者支援等を充実させるなど、的確かつ効果的な研究管理を行う。さらに、他の国立研究開発法人等の知見や環境省による追跡評価の結果を収集・分析の上、活用するなどして、機構において必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。

加えて、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

1. 研究管理

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導</p>	<p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得</p>	<p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を検討するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上(前中期目標期間中5年間の実績平均値:62%)</p>	<p>する課題数の割合:毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。</p> <p>② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ(KO)会合やアドバイザーボード(AD)会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー(PO)・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応策の作成を求め、プログラムディレクター(PD)と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。</p>	<p>価」を獲得する課題数の割合:毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 事後評価における現行の評価基準に加えて、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価できるよう、他機関の取組を参考としつつ、より客観的・定量的な評価指標を検討する。</p> <p>② 研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ(KO)会合の実施を求めるとともに、全ての課題についてアドバイザーボード(AD)会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、プログラムオフィサー(PO)・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>③ 中間評価において5段階評価で下位3段階の低評価を受けた研究課題に対しては、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応策の作成を求める。その際、プログラムディレクター(PD)と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化するとともに、フォローアップを充実させる。なお、</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）件数（平成29年度実績：18件）</p> <p>(b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）</p> <p>(b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。</p> <p>② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p> <p>③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。④各領</p>	<p>改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、また機構職員の実施能力を向上させること等により、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗に関するレポート（半期報）の提出を求めるなど、進捗状況のフォローアップを充実させる。</p> <p>② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込むとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p> <p>③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、次年度の公募や研究管理に活用する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(b4) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (K0) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績 : 全課題参加)</p>	<p>域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。</p>	<p>④ 各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、POの増員や研究管理に関する役割の強化、機構職員の研究管理能力の向上方策等を検討する。また、環境省が選任するPDの一部業務を機構が直接契約することにより、PO業務及び機構の業務との連携を強化し、研究管理を一層充実させる。さらに情報共有機能と研究情報データベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。</p>
<p><評価指標> (C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 <関連した指標> (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績 : 1 回) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。 ② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、研究成果発表会を開催する。また、環境省の各部局及び地方の環境行政担当者に効果的な成果の普及が図られるよう支援する。 ② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(平成29年度実績：無し)</p>	<p>学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。</p>	<p>科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトで開催案内を掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム形式のイベント等を開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成29年度実績：2回）</p> <p>(d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成29年度実績：50課題）</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。</p> <p>② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行う。</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。</p> <p>② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行えるよう計画的に行う。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。

<重要度：高>

研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。

2. 公募、審査・評価及び配分業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年）</p>	<p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。</p> <p>② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p>	<p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年）</p> <p>① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、公募説明会を30年度と同様9箇所程度で実施するとともに、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。</p> <p>② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p><評価指標></p> <p>(B) 革新型研究開発(若手枠)の応募件数を32件以上/年(業務移管前2年間の実績平均値:27件/年)</p>	<p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。</p> <p>② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。</p>	<p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発(若手枠)の応募件数を32件以上/年を確保する。(業務移管前2年間の実績平均値:27件/年)</p> <p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を増やすなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募説明会を行うなど、若手枠に関する広報の充実を図る。</p> <p>② 新規採択課題説明会において、若手研究者に対して、研究計画の作成や研究マネジメント等についての講習会を実施するなど若手研究者育成の支援を行う。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 外部有識者委員会の開催回数(平成29年度実績:3回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数:各2回/年)</p>	<p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。</p>	<p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>	<p>② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムのデータベースを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>
<p><評価指標> (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p><関連した指標> (d1) 新規課題説明会の開催回数(平成30年度採択案件に係る実績:1回/年)</p> <p>(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日(平成30年度実績:平成30年5月31日)</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を4月に実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。

(b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。

<難易度：高>

応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

■第4期中期目標の趣旨

なし

1. 経費の効率化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>① 一般管理費一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。</p>	<p>① 一般管理費一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p>	<p>① 一般管理費一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標（8.125%）を達成すべく所要の削減を見込んだ令和元年度予算を作成し、効率的執行に努める。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p>
<p>② 業務経費公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）につ</p>	<p>② 業務経費公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認め</p>	<p>② 業務経費公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システ</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
いて、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。	られる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)	ム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ令和元年度予算を作成し、効率的執行に努める。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

2. 給与水準の適正化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。</p> <p><関連した指標> 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>

3. 調達合理化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。＜関連した指標＞競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む</p>	<p>① 調達の競争性・透明性の確保機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>	<p>① 調達の競争性・透明性の確保機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>
	<p>② 調達等合理化の取組の推進「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日 総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p>	<p>② 調達等合理化の取組の推進「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>ii) 調達等合理化計画の推進体制調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>	<p>ii) 調達等合理化計画の推進体制調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画、資金計画

■第4期中期目標の趣旨

なし

1. 財務運営の適正化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(1) 財務運営の適正化自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。</p> <p><関連した指標> 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。</p>	<p>① 適切な予算、資金計画等の作成自己収入・寄付金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。</p>	<p>① 適切な予算、資金計画等の作成別紙のとおり</p>
	<p>② 適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上</p>	<p>② 適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	<p>の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>	<p>有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。</p>

2. 承継業務にかかる適切な債権管理等

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。</p> <p><関連した指標> 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。</p>	<p>① 適切な債権管理等貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv)を実施する。</p> <p>i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>ii) 返済遅延延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。</p> <p>iii) 法的処理債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。</p>	<p>① 適切な債権管理等回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。</p> <p>i) 約定弁済先への対応債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。</p> <p>ii) 延滞先への対応延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。</p> <p>ア 返済遅延返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に勧誘する。</p> <p>イ 法的処理延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	iv) 償却処理形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。	ウ 償却処理形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。
	② 債権状況の明確化等将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。	② 債権状況の明確化当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。

第4. 短期借入金の限度額

■ 第4期中期目標の趣旨

なし

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度4,800百万円とする。	令和元年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は4,800百万円とする。

第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
—	なし	なし

第6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
—	なし	なし

第7. 剰余金の使途

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
—	地球環境基金事業及び環境研究総合推進費業務	地球環境基金事業及び環境研究総合推進費業務

第8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

■ 第4期中期目標の趣旨

なし

1. 施設及び設備に関する計画

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
—	なし	なし

2. 職員の人事に関する計画

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
—	期初の常勤職員数 148 人 期末の常勤職員数の見込み 148 人	第4期中期目標期間の期初の常勤職員数 148 人 第4期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人

3. 積立金の処分に関する事項

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
—	<p>第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境研究総合推進費業務及び承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>	<p>前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境研究総合推進費業務及び承継業務の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和元年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>(1) 内部統制の強化「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p><関連した指標></p> <p>内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p>	<p>① 内部統制の強化「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実にを行う。</p> <p>i) 内部統制推進委員会等による取組具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>	<p>① 内部統制の強化「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実にを行う。</p> <p>i) 内部統制推進委員会等による取組具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、内部統制推進委員会が令和元年度における内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
		iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。
<p>「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。</p> <p><関連した指標></p> <p>全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加率等)。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績(回数・参加率等)。</p>	<p>② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等</p> <p>i) 情報セキュリティ対策の強化「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。</p> <p>ii) 適切な文書管理及び情報公開文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年7月1日法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報</p>	<p>② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等</p> <p>i) 情報セキュリティ対策の強化「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、平成31年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、同計画に基づき、適切な情報セキュリティレベルを確保するため、情報システム対策、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。</p> <p>ii) 適切な文書管理及び情報公開文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候</p>	<p>公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。</p> <p>③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化</p> <p>i) 人事、組織の活性化に関する取組職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。</p> <p>ii) 業務実施体制の強化・改善等災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。</p>	<p>適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。</p> <p>③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化</p> <p>i) 人事、組織の活性化に関する取組平成30年度に改正した人事評価制度の着実な運用と検証を行うとともに必要に応じて見直しを行う。また、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得等、職員のワークライフバランスに配慮した取組を確実に行うことにより、働き方改革を推進する。さらに、平成30年度に実施したキャリアデザイン研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、受講者へのアンケート等を踏まえつつ、より実践的かつ効果的な研修内容となるよう見直す。</p> <p>ii) 業務実施体制の強化・改善等「ERCA業務継続計画（BCP）」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、より実効性のある計画となるよう改善を図る。法人文書管理体制について、平成</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
<p>変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。</p> <p><関連した指標></p> <p>職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p>	<p>iii) 業務における環境配慮の推進温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>30年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部で所管する外部倉庫の管理状況の改善を図る。</p> <p>iii) 業務における環境配慮の推進業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達についても第4期中期目標期間中に改善を図るため、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成に繋げるための対策について検討する。平成30年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和元年度計画
	iv) 災害への対応等東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	り上げるとともに、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。 iv) 災害への対応等東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。
—	④ 中期目標期間を超える債務負担中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	④ 中期目標期間を超える債務負担中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

